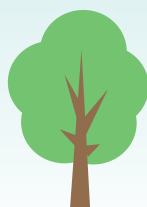
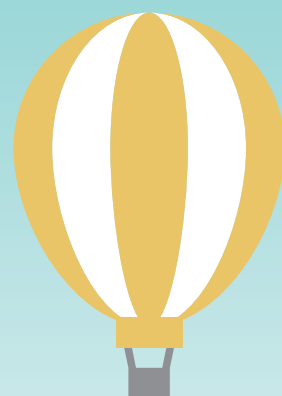
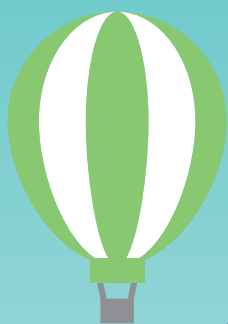


THE ROKINREN BANK

DISCLOSURE

2020



労働金庫連合会〈労金連〉は、 労働金庫〈ろうきん〉の 中央金融機関です。

労金連は、協同組織の福祉金融機関である〈ろうきん〉を会員とする中央金融機関として1955年に設立されました。

以来65年にわたって、〈ろうきん〉が行う金融活動を支え、〈ろうきん〉業態の健全な発展に寄与するための事業を行ってまいりました。

労金連は、今後も、「ろうきんの理念」のもと、〈ろうきん〉のセントラルバンクとしての機能を発揮するとともに、〈ろうきん〉業態の信用力の維持・向上に努めてまいります。



シンボルマーク

〈ろうきん〉のシンボルマークは、ROKINの頭文字のRをデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。鳥の親子は、親しみやすさを表すとともに、愛とやさしさ、親から子へと引き継がれる労金運動を意味し、はばたく鳥は、より発展する〈ろうきん〉の飛翔を表現しています。シンボルマーク・カラーはブルーです。〈ろうきん〉ブルーは「知性」「未来」「希望」を表現しています。シンボルマークには、〈ろうきん〉の基本理念が表現されています。



《プロフィール》

労金連の概要 (2020年3月31日現在)

●店舗数	1店舗
●常勤従業員数	431人
●会員数	13労働金庫
●預金残高 (譲渡性預金含む)	7兆4,968億円
●貸出金残高	2兆5,463億円
●出資金	1,200億円
●自己資本比率 (国内基準)	21.83%

全国労働金庫の概要 (2020年3月31日現在)

●金庫数	13金庫
●店舗数	614店舗
●常勤従業員数	11,317人
●会員数	119,083会員
●間接構成員数	11,400,656人
●預金残高 (譲渡性預金含む)	20兆8,775億円
●貸出金残高	14兆2,011億円
●出資金	963億円
●自己資本比率 (国内基準)	(全国平均) 9.76%

* 全国労働金庫の数値は速報値

※本誌は労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。

CONTENTS

ごあいさつ	02
ろうきんの理念	04
1. 福祉金融機関「ろうきん」	
〈ろうきん〉の基本姿勢	06
〈ろうきん〉の社会的役割	07
労金連の役割	08
ろうきん相互支援制度	10
〈ろうきん〉のCSR	12
〈ろうきん〉の経営	13
〈ろうきん〉の不良債権の状況	13
〈ろうきん〉の自己資本比率	14
沿革・あゆみ	15
2. 2019年度の事業の概況	
2019年度の事業の概況	18
トピックス	21
3. CSR経営の推進	
CSR経営の推進	26
社会貢献活動 ろうきん森の学校	28
4. 経営管理体制	
第9期中期経営計画・2020年度事業計画	32
経営方針	34
業務の適正を確保するための体制	35
お客さま本位の業務運営に関する方針	38
労金連のESG投資原則	41
顧客保護等管理方針	42
苦情等への対応 (金融ADR制度への対応について)	42
個人情報保護の取組み	43
利益相反管理方針の概要	45
金融円滑化の取組み	46
反社会的勢力に対する基本方針	47
金融商品に関する勧誘方針	47
確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針	47
証券業務に関する倫理コード	48
労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針	49
経営体制	51
リスク管理の体制	52
業務継続態勢	55
コンプライアンスの体制	56
内部監査の体制	60
5. 業務のご案内	
主要な業務の内容	62
総合事務センター	68
6. 労金連の概要	
業務組織図	70
役員	71
職員の状況	72
会員の内訳	72
出資会員	72
7. 財務資料編	
単体財務諸表	74
諸比率	84
自己資本の充実の状況 (単体・連結)	86
不良債権の状況 (単体)	101
資産査定に係る各種基準の比較表	102
報酬等に関する事項 (単体)	104
預金に関する指標	105
貸出金等に関する指標	106
有価証券に関する指標	107
有価証券等の時価情報	108
デリバティブ取引情報	110
連結情報	111
連結財務諸表	113
不良債権の状況 (連結)	122
報酬等に関する事項 (連結)	122
連結セグメント情報	122
会計監査人の名称	122
事務所の所在地	124
全国「ろうきん」のお問い合わせ先一覧	125
索引	126



平素より、私ども労働金庫連合会〈労金連〉に対しまして、格別のご支援を賜り、誠にありがとうございます。

この度の新型コロナウイルス感染症により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。また、医療関係者をはじめ、感染拡大防止にご尽力されている多くの皆さまに、心より感謝を申し上げますとともに敬意を表します。

ろうきん業態におきましても、現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々の生活支援に取り組んでいます。日本および世界各国における感染拡大の早期収束を切に願っております。

このディスクロージャー誌「労働金庫連合会2020」は、労金連の機能や役割、業績、ろうきん業態などについて紹介しています。本誌によって労金連ならびにろうきんに対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

ろうきんは、勤労者による勤労者のための金融機関として、今からちょうど70年前に誕生しました。以来、「働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関」として、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」という理念を掲げ、働く人々に寄り添い、その日々の暮らしを支援してまいりました。

労金連は、全国13の〈ろうきん〉を会員とする中央金融機関として、ろうきんらしい商品やサービスの開発・提供、〈ろうきん〉間の資金需給調整、〈ろうきん〉の余裕資金の効率的な運用、業態統一オンラインシステム「アール・ワンシステム」の開発・運営など、〈ろうきん〉が行う金融活動を支える役割を担っています。

労金連の2019年度の業績は、総資産10兆7,294億円、預金残高7兆4,968億円、当期純利益121億円、自己資本比率21.83%となりました。現在の金融経済環境や資金調達状況を踏まえ、低金利への対応として投資対象の拡大を図ったことなどにより、当期純利益は計画を上回る水準を確保することができました。

ろうきんは、2019年3月にSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組みを強化するため、「ろうきんSDGs行動指針」を策定し、取組みを進めてきています。SDGsの「誰一人取り残さない」という基本原則や「金融包摂」という考え方は、ろうきんのこれまでの歩みやろうきんの理念・ビジョンと合致するものです。こうした中、ろうきんが実践している

SDGsに貢献する活動を紹介し、会員や勤労者など様々なろうきんを支えてくださる皆さまとの「共感の輪」を広げていくため、「ろうきん SDGs Report 2020」を発行しました。

また、「ろうきんSDGs行動指針」では、勤労者の大切な資金を「意思のあるお金」として、社会や環境等に配慮したESG投資などを通じ、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていくことを掲げています。

労金連では、2017年9月、ろうきん業態を代表して、国連が提唱する責任投資原則(PRI)に署名しました。また、常務会の下に設置した「ESG投融資推進委員会」により、ESG課題のポジティブな評価による投資(グリーンボンドやソーシャルボンド等の債券、ESG優良企業への株式投資、ESGファンド投資等)を積極的に行い、2019年度末のESG投資残高は677億円となりました。2020年4月には、ESG投融資を一層進め、内容の充実を図る観点から、「労金連のSRI(社会的責任投資)原則」(2010年4月制定)を見直し、新たに「労金連のESG投融資原則」を制定しました。引き続き、持続可能な社会を目指す金融の担い手として、ESG課題を考慮した取組みを実践してまいります。

ろうきんでは、「財形貯蓄」や「iDeCo」、「つみたてNISA」といった勤労者に適した制度の有効活用などを提案しながら、勤労者の生涯にわたるライフプランや資産形成をサポートしています。

労金連が選定する投資信託では、わかりやすく、信託報酬の低い商品やESG課題を考慮した商品など、60以上の商品を揃えています。iDeCoにつきましては、加入件数が2020年5月末で18万件を超え、金融機関の中でもトップクラスの実績をあげています。各商品のラインナップ・販売実績などは「お客さま本位の業務運営」に関する取組状況として、労金連のウェブサイトにて公表しています。

2020年度は、人生100年時代の到来などを踏まえ、これまでの取組みを発展させた「勤労者の資産形成に係る役割発揮宣言」を掲げ、勤労者の多様なニーズに適した資産形成の取組みを発信していきます。

お客さまサービス向上に向けた取組みとして、2019年10月、スマートフォンで手軽に残高やお取引状況をご確認いただける「ろうきんアプリ」の提供を開始しました。ダウンロード数は2020年5月末までに38万件を超えました。QRコード決済や家計簿アプリとの連携等への対応も順次行っております。今後もお客さまにより便利・快適にご利用いただけるよう、サービス拡充に努めてまいります。

労金連が2005年に開校した「ろうきん森の学校」は、2019年度までの参加者が20万人を超えました。「森づくり」から「人づくり」、「地域づくり」につながる活動を続けており、2020年2月には、「人づくり」をテーマに、15周年記念イベント「自分として生きることをみんなで考える会～森のそばで暮らす中で見えてきた世界～」を開催しました。今後も、全国5地区のNPOと協同し活動を展開してまいります。

2020年度は、ろうきんが目指す姿を描いた「ろうきんビジョン～人々が支え合う共生社会の実現のために～」に向けた第9期中期経営計画(2018～2020年度)の最終年度となります。労金連は、「中央金融機関としての役割・機能」を最大限に発揮し、ウィズコロナ・アフターコロナ時代の社会経済のあり方の変化に柔軟に対応しながら、勤労者の人生100年時代に対応した資産形成促進の取組み、デジタル化の急速な進展に伴う商品・サービス・チャネル戦略の強化や新たなIT技術の活用などを通じて、引き続き業態の共通課題である事業基盤の深化・拡大を図り、勤労者の生活向上というろうきんの使命を徹底追求してまいります。

本年も、皆さまの一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年7月

理 事 長 中 江 公 人

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する
協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および
文化にかかわる活動を促進し、
人々が喜びをもって共生できる
社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による
団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、
運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、
健全経営に徹して会員の信頼に応えます。





1. 福祉金融機関〈ろうきん〉



〈ろうきん〉の基本姿勢	06
〈ろうきん〉の社会的役割	07
労金連の役割	08
ろうきん相互支援制度	10
〈ろうきん〉のCSR	12
〈ろうきん〉の経営	13
〈ろうきん〉の不良債権の状況	13
〈ろうきん〉の自己資本比率	14
沿革・あゆみ	15



〈ろうきん〉は日本でただひとつ、 はたらく人のための生活応援バンクです。

〈ろうきん〉の基本姿勢

目的

〈ろうきん〉は、
はたらく仲間がつくった
福祉金融機関です。

〈ろうきん〉は、労働組合や生活協同組合のはたらく仲間が、お互いを助け合うために、資金を出し合ってつくった協同組織の金融機関です。〈ろうきん〉は、はたらく人とその家族が安心して快適な日々を送れる社会づくりをめざしています。

世の中に数多くある金融機関の中で、純粹にはたらく人の福祉金融機関と呼べるのは、〈ろうきん〉しかありません。

運営

〈ろうきん〉は、
営利を目的としない
金融機関です。

〈ろうきん〉は、労働金庫法に基づいて、営利を目的とせず公平かつ民主的に運営されています。

この〈ろうきん〉独自の運営に共感する人たちの輪が日本中に広がり、メンバーは全国で約1,000万人。労働組合や生活協同組合の仲間をはじめ、多くのはたらく仲間に広く利用されています。

運用

〈ろうきん〉は、
生活者本位に考える
金融機関です。

〈ろうきん〉の業務内容は預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりありませんが、はたらく仲間からお預かりした資金は、大切な共有財産として、住宅・自動車・教育・育児などの資金として、はたらく仲間に融資することにより、はたらく仲間とその家族を支え、より豊かにするために役立てられています。

〈ろうきん〉の事業運営3原則

〈ろうきん〉の目的や原則は労働金庫法によって規定されており、市中銀行との違いが明確に区分されています。〈ろうきん〉は労働金庫法第5条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期経営計画および年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

労働金庫法(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

(原則)

- 第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。
- 2 金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。
- 3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

〈ろうきん〉は、はたらく人たちがお互いを助け合う、あたたかな絆から生まれた“はたらく仲間の金融機関”です。

その基本とする姿勢も、社会的な役割も、暮らしに役立つ商品やサービスも、すべてがはたらく人の生活の視点から発想されたものです。

〈ろうきん〉は人と人の輪の中で、暮らしを見つめ、ニーズをつかみ、快適で賢い生活のためのベストアドバイスを提案できる、はたらく人たちのいちばん身近で親しみやすい金融機関=生活応援バンクであり続けたいと考えています。

〈ろうきん〉の社会的役割

〈ろうきん〉は、「協同組織の福祉金融機関」としてみんなの生活を支える社会的な役割を担っています。

生活応援運動

〈ろうきん〉は、お金に関する悩みを解決するため、生活設計・生活防衛・生活改善の3つの取組みで、生涯にわたってはたらく人の生活をサポートしています。

福祉金融機能の発揮

〈ろうきん〉は、はたらく人をサポートするため、国・地方自治体と連携し、低金利な福祉ローンなどを提供しています。

労働組合の支援

〈ろうきん〉は、組合員のライフプランを支援する様々な商品やサービスを提供し、労働組合の自主福祉活動をバックアップしています。

低金利な融資商品の提供

〈ろうきん〉は、営利を目的としない福祉金融機関としての独自性を発揮し、カード・自動車・住宅・教育などの分野で低金利な融資商品を提供しています。

利用者の拡大

〈ろうきん〉では、労働組合のない職場ではたらく方々、パート・有期契約・派遣労働者、退職された方々にもご利用いただけるよう取り組んでいます。

福祉事業の助成

〈ろうきん〉は、生活協同組合やNPOなどへ事業資金を供給し、福祉事業団体に対する金融セクターの役割を発揮しています。

多重債務の予防

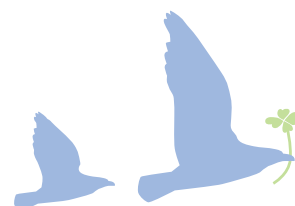
〈ろうきん〉は、多重債務者にならないようにカードローンやクレジットカードの注意点を伝えし、全国で相談や借換などに対応しています。

財形制度の改善

〈ろうきん〉は、財形貯蓄制度を改善するために、労働者福祉団体と連携して国に対する要望書を提出するなど、よりよい財形制度づくりに努めています。

退職金・企業年金の見直し支援

〈ろうきん〉は、退職金・企業年金を守る取組みをサポートするとともに、退職後の大切な生活費となる資産の運用をお手伝いしています。

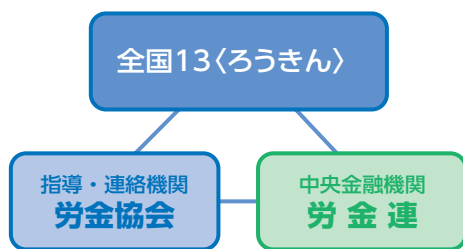


〈ろうきん〉業態の中央金融機関

労金連の役割

〈ろうきん〉の誕生から5年後の1955年、労金連は、〈ろうきん〉を会員とする中央金融機関として設立されました。現在、13の〈ろうきん〉が労金連の会員となっています。

〈ろうきん〉の中央機関として役割を果たしているのが労金連と一般社団法人全国労働金庫協会（労金協会）です。労金連は、〈ろうきん〉が行う金融活動を支え、〈ろうきん〉業態の発展に寄与するため、次のような役割を担っています。（詳しくは、「主要な業務の内容」62ページ～をご覧ください。）また、労金協会は、〈ろうきん〉業態全体の政策・課題について調査・研究・方針化し、提案・調整ならびに指導・連絡などを行っています。



1

〈ろうきん〉間の資金需給調整

〈ろうきん〉との預金・貸出金取引を通じて〈ろうきん〉相互間の資金の需給調整を行っています。

2

〈ろうきん〉の金融業務の補完

内国為替の資金決済、国債や投資信託の窓口販売、公共料金等の預金口座振替、公的年金振込の中継や業務事務支援など、〈ろうきん〉の金融業務機能の補完を行っています。

3

〈ろうきん〉業態の信用力の向上

ろうきん相互支援制度（業態セーフティネット）などの運営を通じて、〈ろうきん〉業態の信用力の維持・向上に努めています。

4

総合事務センターの運営と事務集中による〈ろうきん〉の業務の効率化

総合事務センターにおけるアール・ワンシステムの開発・運用など、事務の集中処理により業務の効率化を図っています。

5

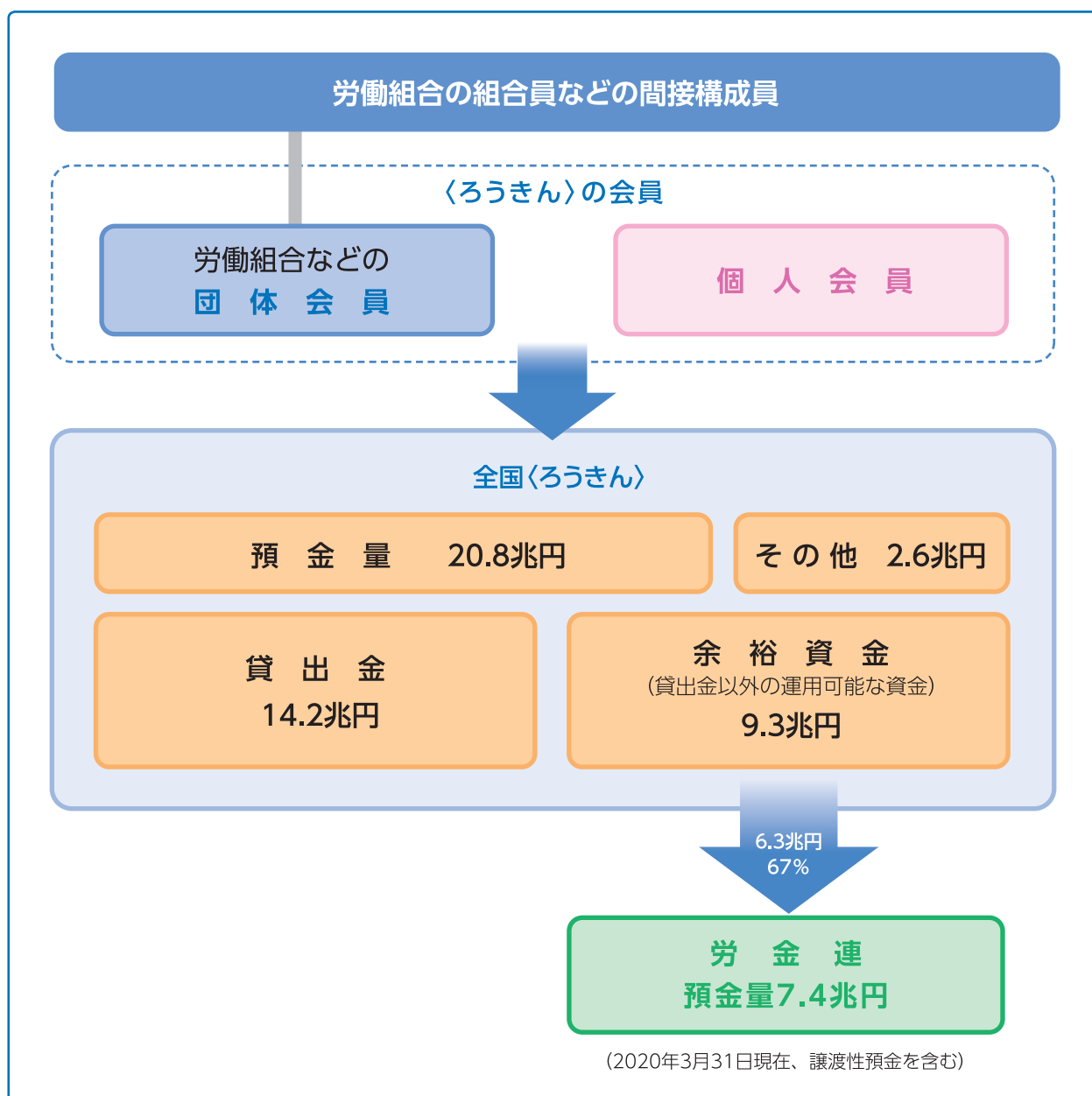
〈ろうきん〉の余裕資金の集中による効率運用

〈ろうきん〉の余裕資金の効率運用ニーズに応えるため、預金で受け入れた資金を金融市場で効率運用しています。

	労金連	労働金庫
根 拠 法	労働金庫法（1953年）	
組 織	会員の出資による協同組織の非営利法人	
会 員	労働金庫	①労働組合 ②消費生活協同組合及び同連合会 ③国家公務員の団体、地方公務員の団体、健康保険組合及び同連合会、国家公務員の共済組合及び同連合会、地方公務員等の共済組合及び同連合会、日本私立学校振興・共済事業団 ④福利共済活動等を目的とする団体（過半数が労働者）及びその連合団体 ⑤地区内に住所を有する労働者及び地区内に存する事業場に使用される労働者（定款に定めのある場合）
金 庫 数	1	全国計 13 金庫
会 員 数	13 金庫	全国計 119,083会員 （団体 50,796） （個人 68,287）
間接構成員数	—	全国計 11,400,656 人
出 資 金	1,200 億円	全国計 963 億円
預 金 （譲渡性預金含む）	7 兆 4,968 億円	全国計 20 兆 8,775 億円
貸 出 金	2 兆 5,463 億円	全国計 14 兆 2,011 億円
店 舗 数	1 店舗	全国計 614 店舗
常勤役職員数	431 人	全国計 11,317 人
自己資本比率	21.83%	全国平均 9.76%

(2020年3月31日現在)

〈ろうきん〉から労金連への資金の流れ



〈ろうきん〉は、会員や間接構成員の皆さまから預金としてお預かりした資金を主に住宅ローンなどの貸出資金として役立てています。

貸出金以外の資金は、労金連への預金や有価証券などで運用していますが、貸出金以外のこれらの運用資金を余裕資金と呼んでいます。

労金連では、〈ろうきん〉の余裕資金のうち67%を預金で受け入れ、その資金を有価証券や貸出金などで運用しています。

また、労金連が受け入れている預金(譲渡性預金を含む)の84%は〈ろうきん〉からの預金です。

〈ろうきん〉業態のセーフティネット

ろうきん相互支援制度

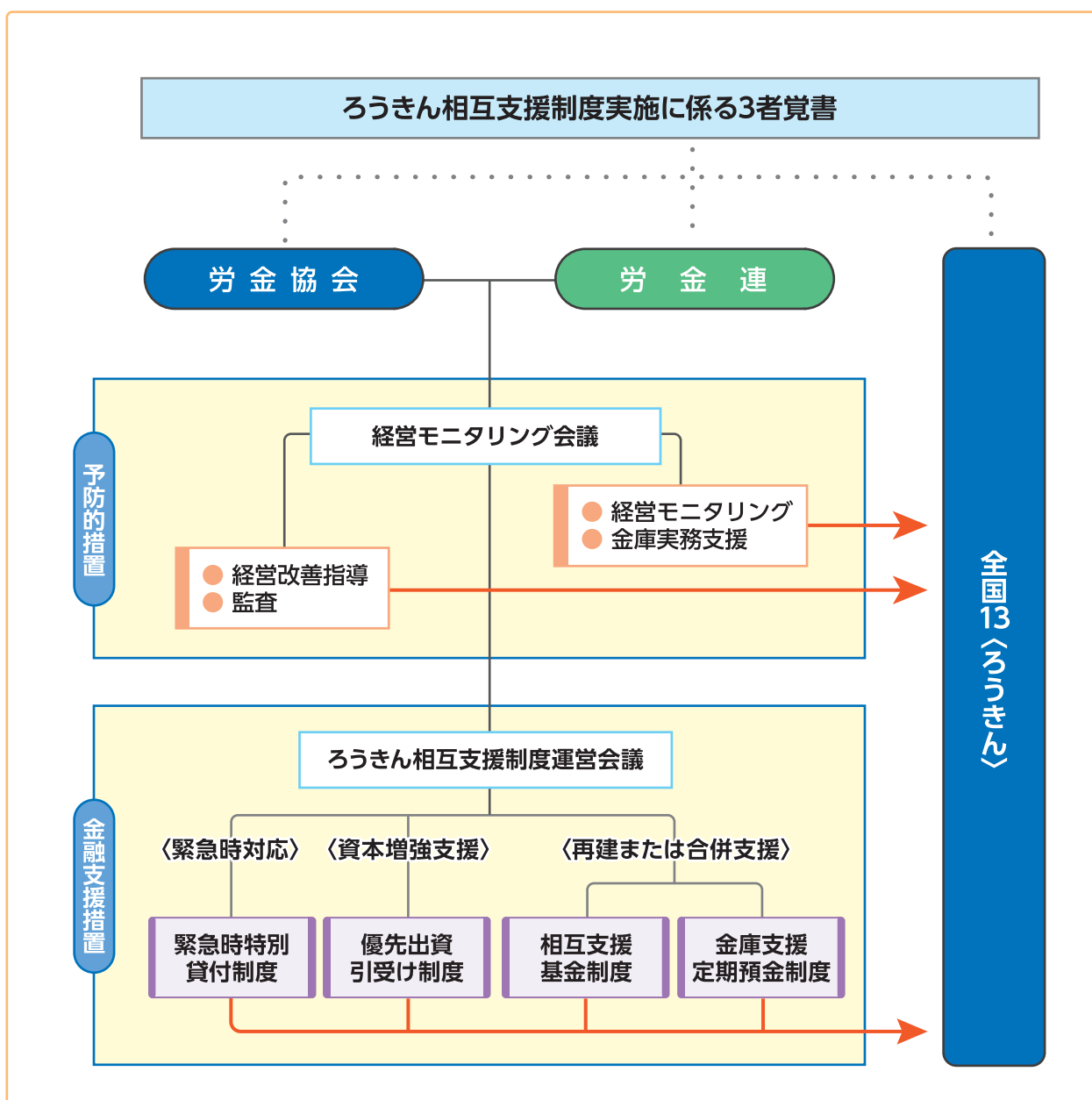
お客さまの預金を守るしくみに、預金保険制度(公的セーフティネット)があります。

この預金保険制度とは別に、〈ろうきん〉は、業態独自のセーフティネットとして、ろうきん相互支援制度を運営し、預金保険制度の利用に至ることのないよう、お客さまの大切な預金を守っています。

ろうきん相互支援制度は、①〈ろうきん〉の経営悪化を未然に防止し、その経営力強化を図るとともに、②資本増強等を必要とする〈ろうきん〉に対して労金連が支援を行うという2本の柱により構成されています。

全国13〈ろうきん〉、労金協会および労金連の3者によるセーフティネットが、
お客さまの大切な預金を守っています。

ろうきん相互支援制度



1番目の柱

〈ろうきん〉の経営悪化を未然に防止するために行う〈ろうきん〉の経営状況のモニタリング(経営モニタリング)および経営改善指導等の予防的措置

労金連は、〈ろうきん〉から定期的に経営管理資料の提出を受け、経営モニタリング制度に基づき〈ろうきん〉の経営分析を行っています。経営上の問題が認められた場合には、労金協会と労金連が共同運営する「経営モニタリング会議」においてその問題の程度に応じた措置を協議し、労金協会が経営改善指導や監査を実施します。

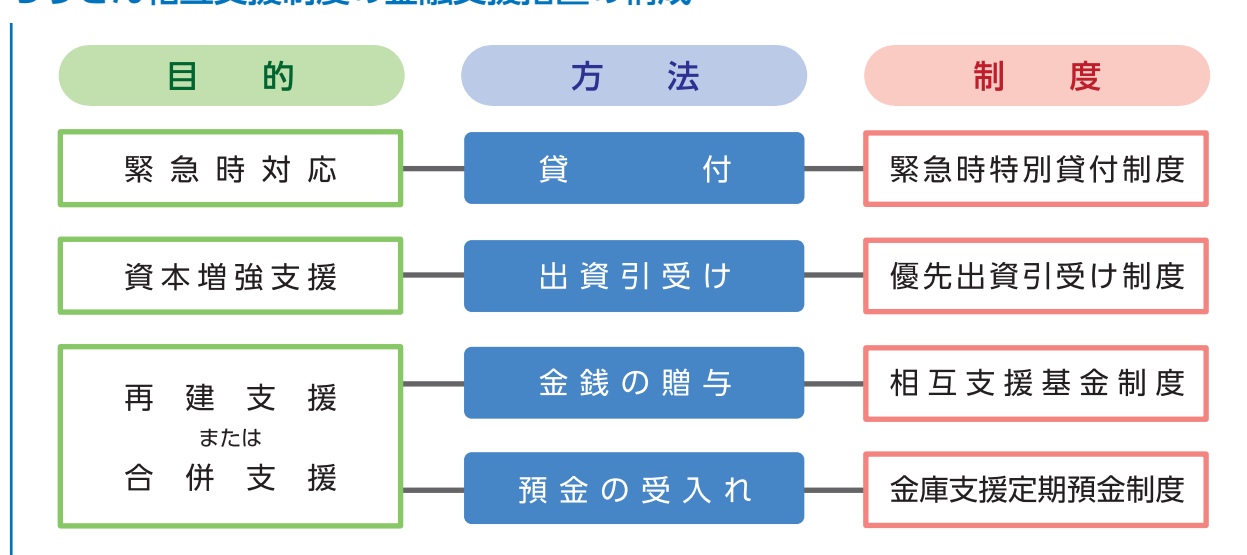
2番目の柱

〈ろうきん〉の経営状態に応じて適用する金融支援措置

万が一、いずれかの〈ろうきん〉に経営上の問題が生じ金融面での支援が必要となった場合には、労金協会と労金連が共同運営する「ろうきん相互支援制度運営会議」において支援内容を協議し、労金連の金融機能を活用した緊急資金の貸付、資本注入、定期預金の受入れや資金援助を行うこと等で経営を支援します。

支援対象は、全国にあるすべての〈ろうきん〉です。(制度の適用を受けるためには一定の要件を満たす必要があります。)

ろうきん相互支援制度の金融支援措置の構成



緊急時特別貸付制度

風評などにより、一時的に預金の払戻しが急増した場合やそのおそれがある場合、〈ろうきん〉は労金連に対し、緊急時特別貸付制度適用の申込みができます。あらかじめ設定された限度額内で借入れ申込みができるため、機動的な利用が可能となっています。

優先出資引受け制度

自己資本の充実の必要が生じた場合、〈ろうきん〉は労金連に対し、優先出資引受け制度適用の申込みができます。自己資本の増強は、普通出資による増資や事業活動の成果である当期純利益の蓄積により行うことが基本ですが、これらの手段を補完するための資本調達手段として制度化されたのがこの制度です。

相互支援基金制度

万が一、経営に重大な支障をきたした場合、〈ろうきん〉は労金連に対し、相互支援基金制度適用の申込みができます。相互支援基金制度は、全国の〈ろうきん〉と労金連が協力して積み立てた相互支援基金を財源とし、この基金から経営危機に陥った〈ろうきん〉に対し、資金援助を行う制度です。この基金から資金援助を受けた〈ろうきん〉は、事業の継続を図りながら健全化に努めます。

金庫支援定期預金制度

金庫支援定期預金制度は、相互支援基金制度の補完的な位置づけとして制度化されました。〈ろうきん〉は労金連に対し、金庫支援定期預金制度適用の申込みができ、適切なタイミングでの早期支援が可能となっています。この制度の支援を受けた〈ろうきん〉は、事業の継続を図りながら早期健全化に努めます。

〈ろうきん〉のCSR

金庫CSR支援の取組み

労金連は、「金庫CSR支援制度」に基づき、情報発信と資金交付により、全国の〈ろうきん〉が実施するCSR活動を支援しています。

情報発信

労金連のWebコンテンツ「ろうきんCSR広場」などにより、〈ろうきん〉のCSR活動を広く発信しています。

資金交付

NPO法人・ボランティア団体・市民ネットワーク等の活動支援を目的とした施策等を実施している〈ろうきん〉に対し、労金連は、機関会議決定を経て支援金を交付しています。2019年度は、〈ろうきん〉が実施したNPO法人・市民団体等への助成・寄付などのCSR活動に対して25百万円の支援金を交付しました。2005年度からの累計支援金額は3億1千万円を超えています。

ろうきんCSR広場からの情報発信

労金連Webサイト内に「ろうきんCSR広場」を開設しています。

〈ろうきん〉による各地域でのCSR活動の枠を超えて、〈ろうきん〉が取り組むCSR活動に関する情報を広く発信することで、〈ろうきん〉をご利用いただいている多くの方に「自分たちの預けたお金がはたらく仲間のため、世の中のために使われている」と実感していただくことを目的としています。

「ろうきんCSR広場」では、「ろうきんの理念とCSRのあゆみ」、「全国〈ろうきん〉のCSR活動」および「労金連のCSR活動」を紹介しています。



● 労金連Webサイト「ろうきんCSR広場」

<http://www.rokinren.com/csr/>



預金・融資が社会貢献につながる仕組み



育む・学ぶ・働くを〈ろうきん〉らしく応援



〈ろうきん〉業態を挙げて復興支援

自然災害に係る取組み

自然災害(地震・台風・大雨・大雪等)により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い被災地の復興を心からお祈り申し上げます。

労金連では、熊本地震の被災者支援の取組みを行う九州労働金庫を支援するため、労金連の特別貸付制度に基づき貸付を行っています。2020年3月末現在の残高は412億円となっています。

〈ろうきん〉の経営

経営の健全性と透明性は、金融機関として当然のことと考えています。

金融破綻や不良債権問題、さらにペイオフ解禁などにより、預金者の皆さまが金融機関を選択する基準として経営の健全性が重視されています。

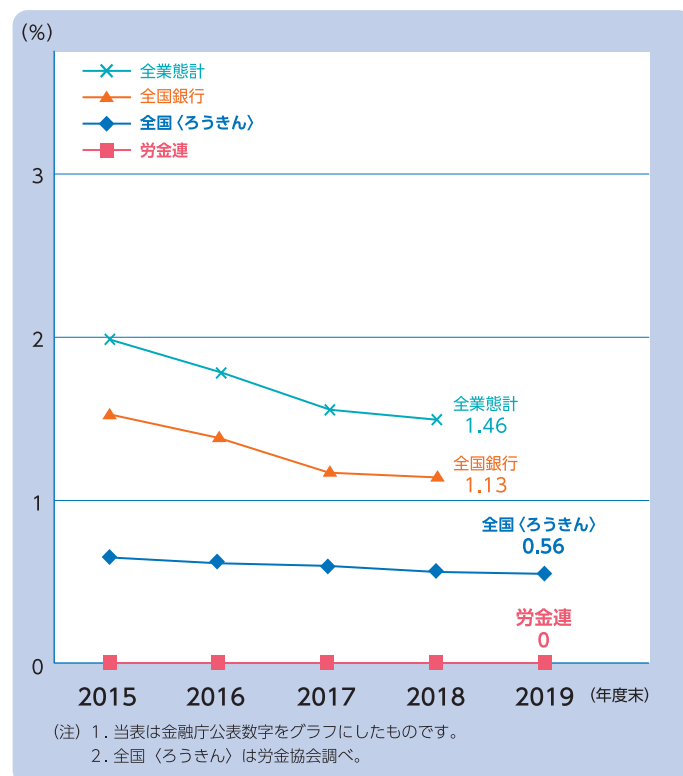
〈ろうきん〉は、安心・安全な経営を実践し、皆さまのご支持が得られるよう努力しています。

〈ろうきん〉は設立以来、営利を目的としない協同組織の福祉金融機関として、はたらく人たちからお預かりした資金をはたらく人の生活向上のために、有利な預金金利や低利な融資として還元しています。

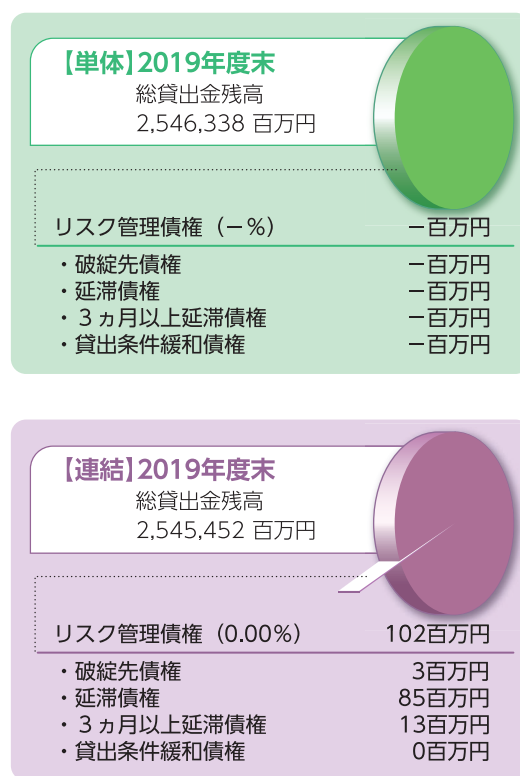
〈ろうきん〉の不良債権の状況

全国〈ろうきん〉の貸出金に占める不良債権（リスク管理債権）の比率は0.56%と、他業態に比べ大変低い数値となっています。
なお、2019年度末において、労金連には不良債権（リスク管理債権）はありません。

リスク管理債権比率の推移



労金連のリスク管理債権の状況

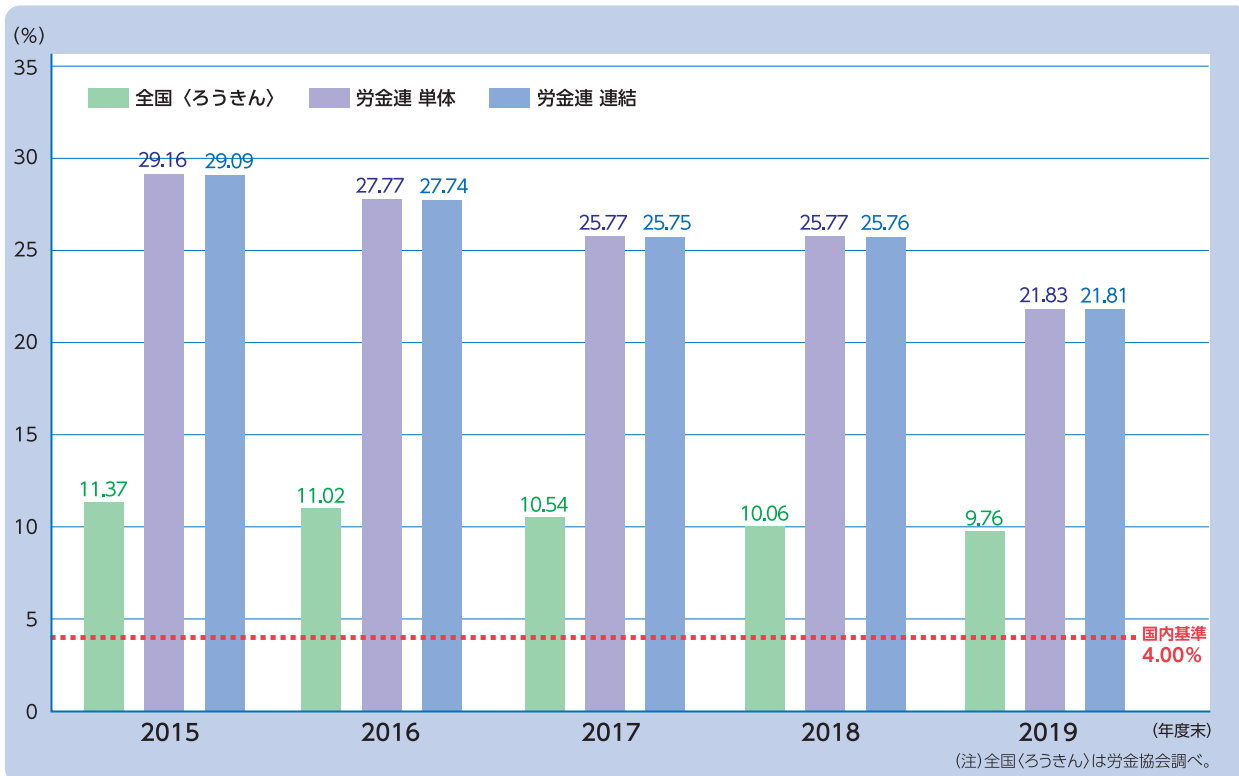


〈ろうきん〉の自己資本比率

〈ろうきん〉の自己資本比率の全国平均は9.76%、また、労金連の自己資本比率は21.83%と、国内基準の4%を大きく上回っています。

「自己資本比率」は、金融機関の自己資本の状況が適切であるかどうかを判断するための基準として法令により定められた指標で、労金連や〈ろうきん〉など、国内業務のみを行う金融機関では4%以上が求められています。

自己資本比率の推移



「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」に基づき算定しています。

なお、労金連および全国〈ろうきん〉は国内基準を採用しています。

沿革・あゆみ

1950	●岡山と兵庫に最初の〈ろうきん〉が生まれる		
1951	●全国労働金庫協会設立	1986	●〈ろうきん〉新シンボルマーク制定 ●預金保険制度加入 ●全国〈ろうきん〉預金5兆円突破
1953	●労働金庫法施行	1987	●ろうきん投資顧問設立
1955	●労働金庫連合会営業開始(出資金7,310万円) ●初代理事長に今井一男就任	1988	●私立学校教職員共済組合年金振込事務取扱開始 ●国債代理窓販業務取扱開始 ●両替業務取扱開始 ●ろうきんゼネラルファイナンスサービス設立
1957	●相互救済基金制度制定	1989	●東京金融先物取引所(現「東京金融取引所」)に加入 ●労働金庫総合事務センター設立
1958	●労金会館(港区)竣工 ●全国〈ろうきん〉間座勘定集中決済制度制定	1990	●全国〈ろうきん〉オンライン・システム(ユニティ)稼働 ●都銀、地銀とのオンライン業務提携(MICS)開始
1959	●伊勢湾台風被災者救援のため10億円緊急貸付実行	1991	●第二地銀、信金、信組、農協とのオンライン業務提携(MICS)開始 ●ROCS、MICSのサンデーバンキング開始
1960	●労金運動10周年記念中央集会 ～労働金庫の歌・統一マークを発表	1992	●員外貸出の対象範囲拡大 ●労金連、普通出資235億円に増資
1961	●中小企業退職金共済事業団(現「独立行政法人勤労者退職金共済機構」)代理業務取扱開始	1993	●中期計画策定・取組み開始 ●理事長に禿河徹映就任
1962	●特別貸付制度・義務預金制度制定	1994	●財形貯蓄契約件数業態別第1位獲得 ●国債直接窓販業務取扱開始 ●労金連、普通出資574億円に増資
1964	●労金連と労金協会の運営一体化を決定	1995	●阪神・淡路大震災被災者救援のための特別貸付実行 ●創立40周年記念祝賀会および記念活動の実施 ●労金連、普通出資685億円に増資
1965	●創立10周年記念式典 ●激甚災害特別貸付制度制定 ●テレックスを導入し、送金業務開始 ●〈ろうきん〉のマスコットキャラクターの愛称を“キン坊”に決定	1996	●「ろうきん・21世紀への改革とビジョン」策定・取組み開始 ●新労働金庫総合事務センター竣工 ●第2期中期計画策定・取組み開始 ●大規模災害特別貸付制度制定 ●対労働金庫デリバティブ取引開始 ●全国〈ろうきん〉預金10兆円突破
1967	●「労働金庫の基本理念」決定	1997	●新労働金庫総合事務センター本稼働 ●〈ろうきん〉の新マスコットキャラクター“ロッキー”誕生 ●員外監事の選任 ●監事会設置 ●「労働金庫の基本理念」の改定 ●労金連、普通出資764億円に増資
1971	●労働金庫研修所富士センター開所	1998	●組織統合支援基金制度制定 ●法定監査導入 ●近畿労働金庫発足(近畿7金庫統合)
1972	●〈ろうきん〉の統一商品 財形貯蓄「虹の預金」発売	1999	●郵貯オンライン業務提携開始 ●第3期中期計画策定・取組み開始 ●相互救済基金制度改正 ●投信窓販業務取扱開始 ●労金カードサービスとろうきんゼネラルファイナンスサービスが合併 ●日曜・祝日の自動機入金システム稼働
1973	●福祉資金貸付制度制定		
1974	●全国〈ろうきん〉預金1兆円突破 ●労金連、普通出資80億円に増資		
1975	●NHKの受信料の口座振替取扱開始		
1979	●国民金融公庫(現「日本政策金融公庫」)の奨学資金貸付業務受託 ●当座勘定集中決済制度 ●テレックスオンラインシステム稼働		
1981	●労働金庫会館(千代田区)竣工 ●日本銀行との当座預金取引開始 ●内国為替取扱開始		
1982	●東京手形交換所の代理交換開始 ●公立学校共済組合年金振込事務取扱開始 ●専売共済年金振込事務取扱開始 ●国庫金振込事務取扱開始 ●労金連、普通出資110億円に増資		
1983	●エルビーシー・労金カードサービス設立 ●労働金庫中央事務センター竣工 ●国家公務員共済年金振込事務取扱開始 ●理事長に船後正道就任 ●労金連、普通出資150億円に増資		
1984	●全国銀行データ通信システムに加盟 ●労金連、資金量1兆円突破 ●「労働金庫のビジョン」決定		
1985	●労働金庫研究所設立 ●全国〈ろうきん〉CDネット(ROCS)完成実施		

2000	●日本デビットカード(J-Debit)取扱開始 ●「労金連の経営方針」制定 ●理事長に濱本英輔就任 ●東海労働金庫発足(東海3金庫統合)	2010	●「労金連のSRI(社会的責任投資)原則」の制定 ●労金連、資金量5兆円突破
2001	●中央労働金庫発足(関東・山梨8金庫統合) ●四国労働金庫発足(四国4金庫統合) ●インターネットバンキング取扱開始 ●大分県労働金庫ユニティシステム移行 ●外貨預金業務取扱開始 ●北陸労働金庫発足(北陸3金庫統合) ●九州労働金庫発足(九州7金庫統合) ●日本銀行蔵入代理店業務の取扱開始 ●確定拠出年金業務の取扱開始 ●労金カードサービスとろうきん投資顧問を労金連子会社化	2011	●東日本大震災被災者救援のための特別貸付実行 ●理事長に森田則夫就任 ●ろうきん相互支援制度改正
2002	●ろうきん相互支援制度制定 ●第4期中期経営計画策定・取組み開始 ●財形貯蓄残高業態別第1位獲得 ●確定拠出年金運営管理機関業務取扱開始 ●ユニティシステム(情報系システム等)リニューアル稼働 ●監査法人による外部システム監査導入 ●ろうきん相談所開設 ●労金連、普通出資1,200億円に増資	2012	●「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」への署名 ●第7期中期経営計画策定・取組み開始 ●ICキャッシュカード基本形取引開始 ●総合事務センター西事務棟竣工
2003	●ユニティシステム(勘定系システム等)リニューアル稼働 ●理事長に岡田康彦就任 ●東北労働金庫発足(東北6金庫統合) ●中国労働金庫発足(中国4金庫統合)[13金庫体制]	2014	●全国〈ろうきん〉オンライン・システム(アール・ワンシステム)稼働 ●ろうきんダイレクトサービス開始 ●理事長に中江公人就任 ●「ろうきんビジョン～人々が支え合う共生社会の実現のために～」策定・取組み開始
2004	●Pay-easy(ペイジー)収納サービス開始 ●ろうきんZATTSサービス開始 ●アイワイバンク銀行(現「セブン銀行」)とのATM利用提携開始	2015	●第8期中期経営計画策定・取組み開始 ●創立60周年記念事業の実施 ●「ろうきん森の学校」が国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)連携事業に認定、10周年記念シンポジウム開催および第Ⅱ期事業開始 ●労働金庫研修所富士センター閉所
2005	●普通預金無利息型(決済用預金)取扱開始 ●第5期中期経営計画策定・取組み開始 ●国債窓販の個人向け国債取扱開始 ●創立50周年記念祝賀会および記念活動の実施 ●格付投資情報センター(R&I)から発行体格付け「AA-」取得 ●「ろうきん森の学校」開校	2016	●ろうきん点字通知サービス開始 ●イーネット、ローソン・エイティエム・ネットワークス、ビューカードとのATM提携開始 ●Webコンテンツ「ろうきんCSR広場」公開 ●ろうきんビジョンサポート貸付の創設 ●熊本地震被災者救援のための特別貸付実行 ●労金連、次世代認定マーク(くるみん)取得 ●「ろうきん森の学校」が第5回いきものにぎわい企業活動コンテストにて「公益社団法人国土緑化推進機構理事長賞」受賞
2006	●普通預金無利息型(決済用預金)取扱開始 ●第5期中期経営計画策定・取組み開始 ●国債窓販の個人向け国債取扱開始 ●創立50周年記念祝賀会および記念活動の実施 ●格付投資情報センター(R&I)から発行体格付け「AA-」取得 ●「ろうきん森の学校」開校	2017	●個人型確定拠出年金(iDeCo)取扱開始 ●ネット口座振替受付サービス開始 ●「お客さま本位の業務運営に関する方針」を策定 ●「たんぽぽ認知症治療保険」取扱開始 ●インターネット投資信託取引サービス開始 ●国連が提唱するPRI(責任投資原則)へ署名 ●スマートフォンによる口座開設アプリのサービス開始
2007	●新潟県労働金庫および静岡県労働金庫ユニティシステム移行 ●全国〈ろうきん〉預金15兆円突破	2018	●つみたてNISAの取扱開始 ●オープンAPIへの対応方針等の公表 ●第9期中期経営計画策定・取組み開始 ●ろうきん相互支援制度改正 ●「お客さま本位の業務運営に関する方針」の改正および成果指標(KPI)を設定
2008	●第6期中期経営計画策定・取組み開始 ●ろうきんアセットマネジメント(旧ろうきん投資顧問)解散 ●イオン銀行とのATM利用提携開始 ●労金カードサービスとエルピーシーが合併	2019	●「ろうきんSDGs行動指針」を策定 ●沖縄オフィスでのiDeCoコールセンター業務開始 ●「ろうきん森の学校」開校15周年 ●「ろうきんアプリ」サービス開始
2009	●「ろうきんDCプラン企業型年金規約」が規約承認・導入 ●「ろうきん森の学校」5周年記念シンポジウム開催	2020	●「LINE Pay」への電子マネーチャージの対応開始 ●次世代認定マーク(くるみん)および仕事と介護の両立支援のシンボルマーク(トモニン)の取得 ●「J-Coin Pay」への電子マネーチャージの対応開始 ●「労金連のESG投融資原則」の制定



2. 2019年度の事業の概況



2019年度の事業の概況	18
トピックス	21



2019年度の事業の概況

金融経済環境

2019年度の日本を含む世界経済は、2019年中は概ね緩やかな成長となりましたが、2020年1月以降に世界中に蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響により大変厳しい状況となりました。

日本経済は、4-6月期実質GDPは個人消費の牽引により前期比年率+2.1%となり、7-9月期は大型台風の影響や世界経済減速等により同+0.0%に鈍化しました。10月の消費税率引き上げでは、軽減税率適用やキャッシュレス消費者還元事業の施策もあったものの、駆け込み需要の反動減が響き、10-12月期は同△7.2%と5四半期ぶりのマイナス成長となりました。

この間、米国経済は、米中貿易摩擦により製造業を中心に景況感が悪化したものの、米中の「第1段階」合意により関係悪化が回避されたことや、FRBの3回に亘る予防的利下げが下支え効果となり、総じて堅調な推移となりました。欧州経済は、英国EU離脱を巡る不透明感や米中貿易摩擦の影響等から緩慢な回復となり、ECBは2019年9月に利下げと資産購入再開を実施しました。また、中国経済は、緩やかな減速傾向となりました。

2019年12月に中国で発生した新型コロナウイルス感染症は、1月以降、中国から日本、欧州、米国等世界中に急速に感染が拡大、各国ではロックダウン(都市封鎖)、移動制限、日本では外出自粛が実施される等により、社会・経済活動に大き

な影響を及ぼしました。世界同時株安等マーケットも大きく動揺し、米欧は財政・金融政策を総動員する姿勢に転換、日本では、日銀は企業金融の円滑化等金融緩和強化を決定、東京五輪・パラリンピックも延期が決定され、政府は戦後最大の危機との認識から大規模な緊急経済対策の検討に入りました。2020年1-3月期GDPは△2.2%となるなど、感染症の収束見通しが立ち難い中、経済の先行き不安感が非常に強い状況となりました。

2019年度の決算の概況

資金調達の状況

2019年度末の資金調達額は10兆1,279億円、前期末比1,798億円の減少となりました。

預金(譲渡性預金を含む)は、期末残高7兆4,968億円、前期末比778億円の減少となりました。また、期中平均残高は7兆8,280億円で、前期比1,110億円の増加となりました。

〈ろうきん〉からの定期預金は期末残高5兆8,103億円、前期末比3,309億円の減少となりました。

〈ろうきん〉以外のお客さまからお預かりする確定拠出年金定期預金は、期末残高8,570億円、前期末比1,446億円の増加となり、譲渡性預金は、期末残高2,017億円、前期末比169億円の増加となりました。

要求払預金は、期末残高5,801億円、前期末比911億円の増加となりました。

短期金融市場からの調達は、資金繰りや効率運用を目的に取り組みました。借入金、共通担保資金供給オペに加え、被災地金融機関支援オペ、貸出増加支援オペに取り組み、期末残高は1兆5,440億円、前期末比117億円の減少となりました。また、期中平均残高は1兆6,273億円、前期比1,727億円の増加となりました。

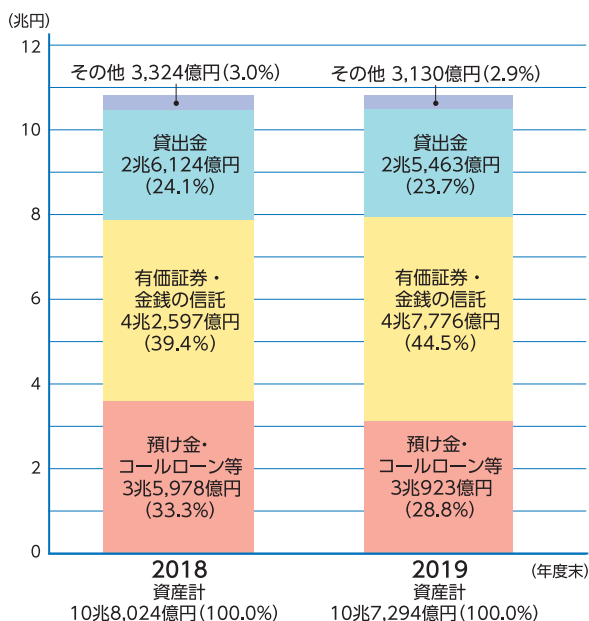
現金担保付債券貸借取引は、裁定取引の一手段として行い、期末残高は1兆870億円、前期末比1,097億円の増加となりました。また、期中平均残高は1兆374億円、前期比1,486億円の増加となりました。

コールマネーは、裁定取引の一手段として行い、期中平均残高は1,531億円となりました。

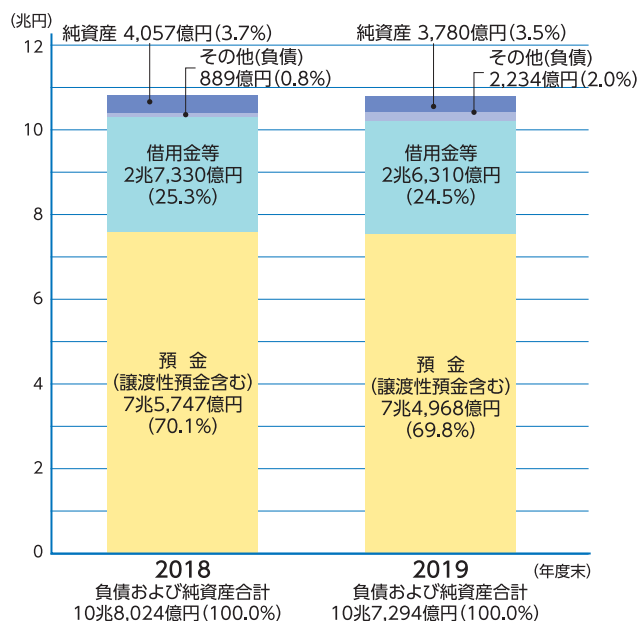
資金運用の状況

2019年度末の貸出金残高は2兆5,463億円、前期末比661億円の減少となりました。会員貸付は、平成28年熊本地震による特別貸付・日銀資金供給見合い貸付に加え、労働金庫事業性資金融資サポート貸付により、残高は1兆5,925億円、前期末比491億円の減少となりました。会員外貸付の残高は9,537億円、前期末比169億円の減少となりました。内訳は、国に9,241億円、独立行政法人に227億円、その他68億円でした。

資産の構成



負債および純資産の構成



短期運用資産(国等への貸付を含む)は、日銀による強力な金融緩和により、タム物を含めた金利の低位安定が続くなか、国内金融機関とのコールローン取引に加え、国(交付税特会)への入札貸付を中心に運用し、期末残高は4兆5,235億円、前期末比1,519億円の減少となりました。

短期運用資産のうち、短期社債については、相場動向や金利水準を見極めながら、信用リスクに留意しつつ運用し、期末残高は5,059億円、前期末比3,689億円の増加となりました。また、期中平均残高は1,832億円、前期比382億円の増加となりました。

短期社債を除く有価証券(金銭の信託含む)は、期末残高4兆2,716億円、前期末比1,489億円の増加となりました。

購入については、金利上昇リスクに留意しつつ利回り確保のため、生損保・銀行・事業会社の劣後債、サムライ債、仕組債、信託受益権、資本性証券等を購入しました。

一方、非円金利資産への分散投資を段階的に進める観点から、外貨建債や株式・投資信託を購入し、ポートフォリオの充実・強化に努めました。

損益・利回りの状況

経常収益は、前期比64億円減少し643億円となりました。

主な要因は、有価証券利息配当金の減少により資金運用収益が前期比17億円減少し401億円となったこと、総合事務センター経費の減少に伴う事務処理受託手数料の減少により役務取引等収益が前期比45億円減少し229億円となったこと、国債等債券売却益が前期比27百万円減少し11億円となったことです。

経常費用は、前期比73億円減少し499億円となりました。

主な要因は、預金利息の減少により資金調達費用が前期比17億円減少し185億円となったこと、減価償却費および税金の減少により経費が前期比67億円減少し280億円となったこと、国

債等債券売却損が前期比6億円増加し15億円となったことです。

この結果、経常利益は144億円(前期比9億円増加)、税引前当期純利益は145億円(前期比10億円増加)、当期純利益は121億円(前期比11億円増加)となりました。

資金運用利回りが前期比0.04ポイント低下の0.37%となり、資金調達原価率は前期比0.11ポイント低下の0.43%となりました。この結果、総資金利ざやは前期比0.07ポイント上昇し△0.06%となりました。

なお、受託手数料として回収した総合事務センター経費等を控除した実質ベースの資金調達原価率は0.22%、総資金利ざやは0.15%となりました。

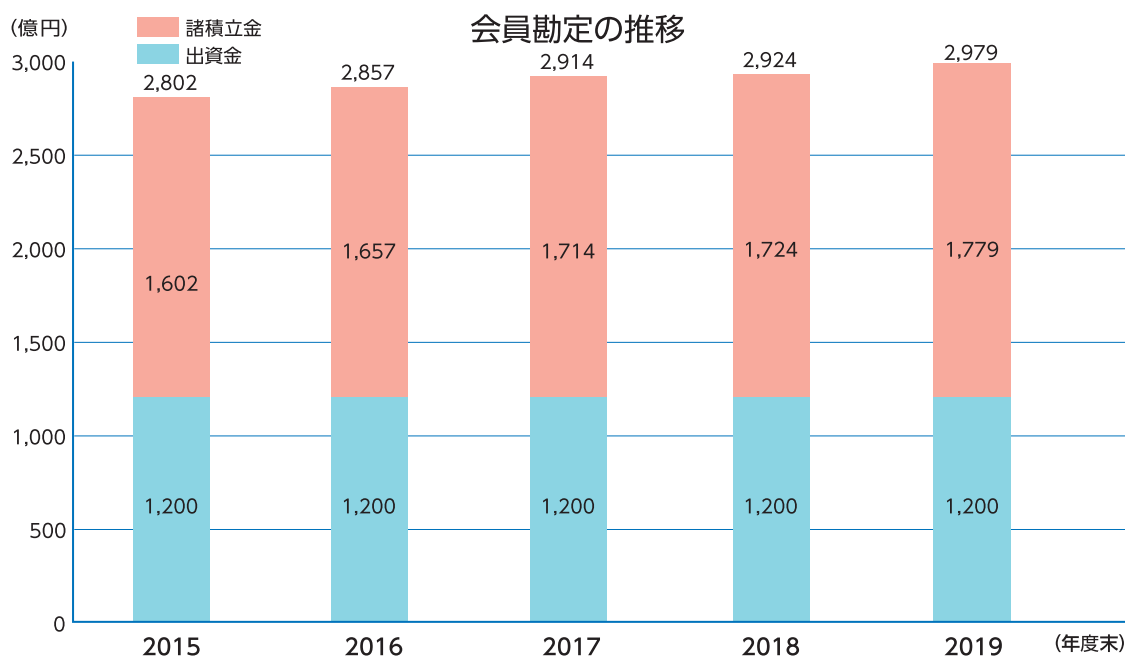
格付けの状況

労金連は、「株式会社格付投資情報センター(R&I)」の発行体格付け「AA-」を取得しています。
(2020年6月30日現在)

純資産額の推移

(単位:億円)

項 目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
出資金	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
諸積立金	1,602	1,657	1,714	1,724	1,779
会員勘定合計	2,802	2,857	2,914	2,924	2,979
その他有価証券評価差額金等	1,543	1,266	1,145	1,133	800
純資産額	4,345	4,124	4,060	4,057	3,780



主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項 目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	83,966	77,571	78,572	70,791	64,389
経常費用	59,959	57,300	60,584	57,316	49,964
経常利益	24,006	20,271	17,987	13,474	14,425
当期純利益	19,991	16,721	15,055	10,968	12,110
純資産額	434,590	412,429	406,015	405,761	378,037
総資産額	7,189,685	8,621,538	9,984,093	10,802,430	10,729,415
預金残高(譲渡性預金含む)	6,183,466	6,754,399	7,366,065	7,574,710	7,496,861
貸出金残高	427,540	894,430	1,789,766	2,612,475	2,546,338
有価証券残高	4,724,057	4,479,647	4,249,980	4,254,112	4,772,696
出資総額	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
出資総口数(口)	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
出資に対する配当金	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
職員数(人)	423	412	413	414	424
単体自己資本比率(%)	29.16	27.77	25.77	25.77	21.83

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 単体自己資本比率について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」に基づき算定しています。

なお、労金連は国内基準を採用しています。

トピックス

●「ろうきんアプリ」で残高や入出金を“いつでも・どこでも”スマホでチェック！

「ろうきんアプリ」はスマートフォンで“いつでも・どこでも”、かんたんに残高や入出金を確認できる便利なアプリです。他にも、入出金明細に使用用途などをメモできる機能や、スマートフォンのカメラ機能で税金などのお支払い、〈ろうきん〉からのおトクな情報のお届けなど、便利な機能が充実しています。

「ろうきんアプリ」のダウンロード数は、2019年10月からのサービス開始以降、388,000件を超えました(2020年5月末)。今後も、〈ろうきん〉はお客さまのニーズに合わせて「ろうきんアプリ」から各種サービスを提供してまいります。



残高や入出金を
いつでも・どこでもスマホでチェック!
ろうきんアプリ

ダウンロードはこちらから

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

※ダウンロード開始からインストール完了までは、スマートフォンの通信状況により時間がかかる場合がありますので、しばらくお待ちください。

※Appleのロゴは、米国およびその他の国で登録されたApple Inc.の商標です。
※App Storeは、米国およびその他の国で登録されたApple Inc.のサービスマークです。
※Google Play および Google Play ロゴは Google LLC の商標です。

●ろうきん口座が各種QRコード決済に対応！！ ～ LINE Pay・J-Coin Pay ～

キャッシュレス化が進む中で注目されているQRコード決済は、“いつでも・どこでも”アプリをとおして様々な決済機能にアクセスできるサービスです。

2020年1月のLINE Payリリース以降、J-Coin Pay (2020年4月)とも提携し、口座登録 約25,000件、チャージ取扱高 約513,490千円(2020年5月末時点)と順調に推移してきました。

〈ろうきん〉に普通預金口座をお持ちのお客さまに、より便利・快適にご利用いただけるよう、今後ともサービス拡充に努めてまいります。



ろうきんお役立ちコラムVol.2

<http://www.rokinren.com/uno/usefulcolumn/02/>

●「ろうきんiDeCo（個人型年金プラン）」180,000件突破！！

iDeCo（個人型確定拠出年金）は、2017年1月の法改正で制度利用対象者の範囲が大幅に拡大された私的年金制度です。全国の〈ろうきん〉の「ろうきんiDeCo（個人型年金プラン）」加入者数は、2017年1月から取扱い開始以降、180,000件を超えました（2020年5月末）。労金連では、特設Webサイト「ろうきんのiDeCoスペシャルサイト」や専用コールセンターの運営などを通じて、お客さまに対する丁寧な対応と、わかりやすい制度紹介に努めており、〈ろうきん〉の推進活動・事務を支援しています。

「ろうきんiDeCo（個人型年金プラン）」はシンプルで分かりやすい商品ラインアップとし、相対での丁寧な対応を心がけた結果、数ある金融機関のなかでもトップクラスの加入者数となっています。

また、〈ろうきん〉を代表して確定拠出年金普及・推進協議会に参加し、iDeCoの制度普及に取り組んでいます。

〈ろうきん〉は、「ろうきんiDeCo（個人型年金プラン）」を活用した年金資産の形成をお客さまにご提案してまいります。



<https://rokin-ideco.com/>



●企業年金に係る『役割発揮宣言』の取組み

企業年金は、公的年金とともに退職後の生活を支える重要な役割を担っています。

〈ろうきん〉では、労働組合の退職金を守る取組みを支援するために「企業年金に係る役割発揮宣言」の取組みを展開しており、企業年金に関する情報提供や労働組合向け研修会の開催、確定拠出年金における元本確保型商品の提供や加入者教育を実施しています。

ろうきんDC定期預金は、競争力のある金利・高い信用力によって、多くの企業（2020年3月末現在：1,053規約・10,350社）から選定を受けており、DC制度加入者（組合員）を資産形成の面からもサポートしています。ろうきんDC定期預金残高は、2020年3月末現在8,570億円（期間5年：8,546億円/期間1年：24億円）となっており、期間5年定期預金はDC運用の単一商品では残高No.1です。

2019年度に〈ろうきん〉が実施した加入者教育は、累計で104回、参加者はのべ3,996名に達しました。

労金連Webサイトの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」では、企業年金の概要や資産運用の考え方など勤労者に役立つ情報を提供しています。

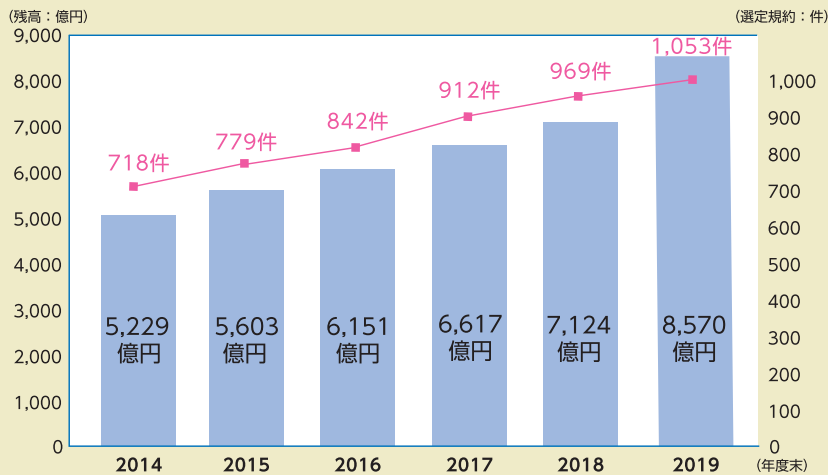
2020年度は、人生100年時代の到来などを踏まえ、これまでの取組みを発展させた「勤労者の資産形成に係る役割発揮宣言」を掲げ、勤労者の多様なニーズに適した資産形成の取組みを発信していきます。



<http://www.rokinren.com/kigyonenkin-support/>



ろうきんDC定期預金残高の推移



5年 ろうきんDC定期預金

ろうきんDC定期預金5つの特徴

- 魅力ある金利設定**
年利 **0.100%**
(普通預金、永年使用)
- 多くの商品選定・利用実績**
8,570 単月の残高
5倍のまとまりの金利優待
- 高い信用力**
格付 **AA-**(R&B)
- 金でのレコード**
ギネスブック登録 (R&B)
- 万が一の場合も安心**
ペイオフ制度

●ろうきん財形は選ばれてNo.1

（ろうきん）は、計画的な資産形成や多重債務対策などの「生活応援運動」を全国的に展開しており、多くの勤労者の皆さまにその中核的な商品である「ろうきん財形」（定期預金）をご活用いただいています。

2020年3月末現在で契約件数は2,668,808件・貯蓄残高は3兆8,068億円を超え、件数・残高ともに業態別第1位となっています。

ろうきん財形契約件数・貯蓄残高 (2020年3月末)

(単位:件、百万円)

	財形貯蓄 (一般)	財形年金 貯蓄	財形住宅 貯蓄	合 計
契約件数	1,782,898	670,764	215,146	2,668,808
貯蓄残高	2,624,401	879,920	302,568	3,806,890

あなたと財形貯蓄のかけ橋

BRIDGE

Vol. 51

みんなが知らない
お金のアレコレ!

貯蓄体質チェック!

これから始める
未来の自分づくり!!

なぜ財形が
良いの?

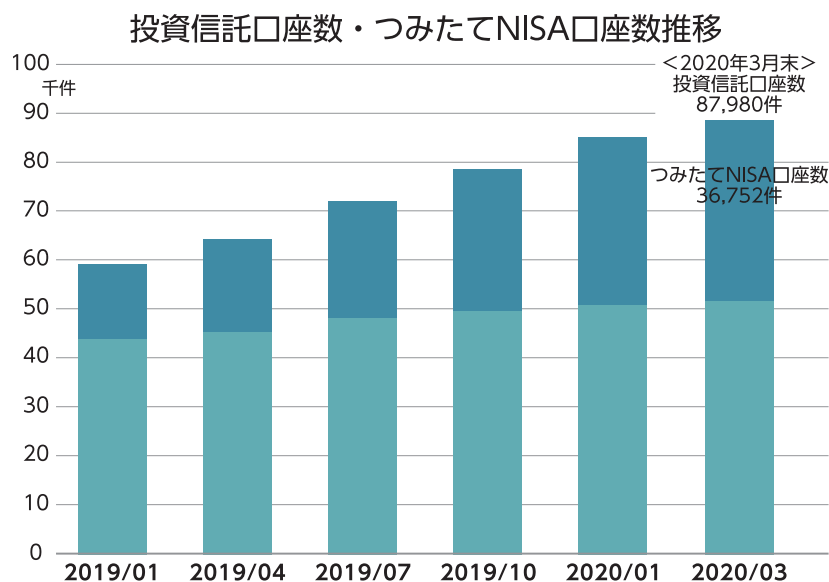
ライフイベントによって必要になる
お金をたくさんあるんです!

項目	金額
結婚資金	22.8万円
子育て資金	461.8万円
住宅資金	3,442万円
教育資金	1,003万円
人生の資金	24.7万円
老後資金	506万円
セカンドライフ資金	22.3万円

毎月約4.2万円の不足

●ろうきんのつみたてNISAで資産形成！！

〈ろうきん〉では、お客さまが、将来に向けて、安定的な資産形成を進めていくために、お客さまの様々なライフプランに応じた「つみたてNISA」の活用をご提案しています。これから投資を始めるお客さまや、資産を形成していくお客さまのニーズにお応えする中で、投資信託口座数87,980件のうち、つみたてNISAの口座数は36,752件となっています（2020年3月末）。



●「ろうきんとつくる あなたのLife Plan」にお役立ちコラムを公開しました！！

お客さまの資産形成における〈ろうきん〉の活用方法をご提案するWebコンテンツ「ろうきんとつくる あなたのLife Plan」にお役立ちコラムを公開しました。「おすすめマネーコラム」と「ろうきんお役立ちコラム」にわけて、〈ろうきん〉のアピールポイントや商品・サービス、また、Webコンテンツとの連動により、知ってトクするコラムを展開しています。今後、コンテンツの充実を図りつつ、更新していきます。



<http://www.rokinren.com/uno/>





3. CSR経営の推進



CSR経営の推進	26
社会貢献活動 ろうきん森の学校	28



CSR経営の推進

労金連のESG投融資の取組み

ろうきんSDGs行動指針

＜ろうきん＞は、2019年3月に「ろうきんSDGs行動指針」を策定しました。SDGsのスローガンである「誰一人取り残さない」や、全ての人々が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況を目指す「金融包摂」の考え方は、「ろうきんの理念(4ページ)」や「ろうきんビジョン(30ページ)」に合致しています。

労金運動を通じた勤労者の生活向上という、＜ろうきん＞の使命を徹底追求することを通じて、＜ろうきん＞に期待される協同組織金融機関としての役割発揮とSDGs達成に取り組みます。

ろうきんSDGs行動指針

■＜ろうきん＞は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取組んでいます。＜ろうきん＞は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。

■＜ろうきん＞は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。

■＜ろうきん＞は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取組んでいます。

■＜ろうきん＞は、SDGs達成に向けた様々な取組みやその成果を発信し、＜ろうきん＞を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

SDGsとは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。「貧困をなくそう」や「飢餓をゼロに」など17のゴールと、そのゴールごとに設定された169のターゲット（個別目標）で構成されています。世界的にその重要性が認識され、日本でもその積極的な推進が期待されています。



社会的責任(CSR)経営の推進

労金連は、「ろうきんの理念」にある“人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること”を実現するため、経営方針に「社会的責任(CSR)を重視した誠実な経営」を掲げています。この経営方針を実践し、SDGsを達成していくため、持続可能な社会の実現に向け、勤労者を取り巻く社会的課題の解決に繋がる資金循環をつくりだしていく責任があると考えています。

ESG投融資の取組み

労金連は、ESG投融資を一層進め、内容の充実を図る観点から、2010年4月に制定した「労金連のSRI(社会的責任投資)原則」を見直し、2020年4月に「労金連のESG投融資原則」を新たに制定しました。持続可能な社会を目指す金融の担い手として、投融資の判断にあたっては、財務分析に加えてESG(E:環境、S:社会、G:企業統治)の課題を考慮した取組みを実践しています。

責任投資原則(PRI)への署名

労金連は、2017年9月に＜ろうきん＞業態を代表し、国内預金取扱金融機関(信託銀行を除く)で初めて、国連が提唱する責任投資原則(PRI:Principles for Responsible Investment)に署名しています。

責任投資原則(PRI)とは、投資行動にあたって、投資先企業のESG課題への取組みに配慮することを宣言したものです。現在、世界で2,300を超える機関投資家が賛同署名しています。

労金連は、PRIによる2019年の年次評価において、ESG投資に関する方針や体制を評価する「戦略とガバナンス」部門、および「債券(ソブリン債等)」部門にて、A評価を獲得しました。

PRIの原則

1. 私たちは投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます。
2. 私たちは活動的な所有者になり、所有方針と所有慣習にESG問題を組み入れます。
3. 私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます。
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います。
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

Signatory of:



ESG投融資推進委員会

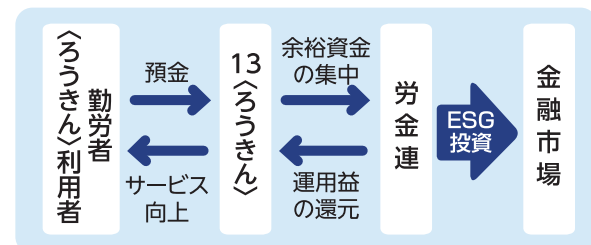
労金連は、「ろうきんSDGs行動指針」に基づき、ESG課題にポジティブな企業へ積極的に投融資するため、「ESG投融資推進委員会」を設置しています。

ポジティブスクリーニングの審査では、ESG課題の中でも「S：社会（労働環境）」に重点を置いた評価を行い、投資の判断材料としています。

開催頻度	原則月1回
委員	役員（執行役員を含む）、関係部長
審議事項等	1. ESG投融資推進に係る施策 2. ポジティブスクリーニングの審査 (1) 個別株・環境債・社会貢献債・ESGファンド等への投資に関する事 (2) ソーシャルビジネスへの投融資に関する事 3. ネガティブスクリーニングの審査 4. 株主議決権行使に関する事 等

ESG投資の実践

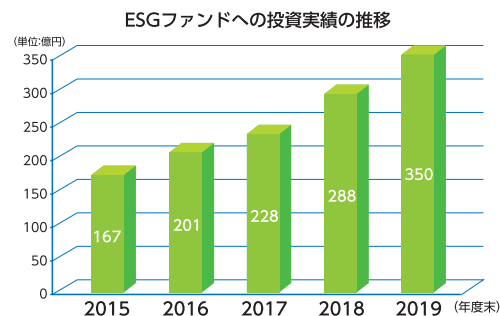
くろうきんは、会員や間接構成員の皆さまから預金としてお預かりした資金を、全国のはたらく仲間の生活支援として「住宅ローン」「教育ローン」「自動車ローン」といった貸出金として役立てています。労金連は、貸出金以外の運用可能な余裕資金を集中し、効率的に運用する中で、投資先企業のESG課題への取組みに配慮したESG投資を実践しています。



ESG投資の実績

2019年度末のESG投資の実績は下表のとおりです。

ファンド・債券・株式	投資残高	
	2019年度末	2018年度末
ESGファンドへの投資	↑ 350億円	288億円
環境債・社会貢献債等への債券投資	↑ 235億円	119億円
うち、サステナビリティ債	↑ (81億円)	(53億円)
うち、環境債（グリーンボンド）	↑ (84億円)	(33億円)
うち、社会貢献債（ソーシャルボンド）	↑ (69億円)	(32億円)
ESG課題を重視した株式投資	↑ 91億円	83億円
合 計	↑ 677億円	491億円



21世紀金融行動原則

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則

労金連は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として策定された「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」に署名しています。この署名は、21世紀金融行動原則の趣旨が、「くろうきんの理念」および労金連の経営方針に掲げる「社会的責任（CSR）を重視した経営」に通底するものであること、ガイドラインの取組事例と本会の実践内容が一致していることなどから2012年2月に行ったものです。

21世紀金融行動原則は、日本における環境金融の裾野の拡大と質の向上を目指し、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たす取組みです。

労金連は、持続可能な社会の形成に向けた金融機関の責任と役割を認識し、この21世紀金融行動原則の趣旨に基づく取組みを推進していきます。

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。



21世紀金融行動原則

働きやすい職場を目指して

次世代認定マーク（愛称：くるみん）の認定、トモニンの取得

労金連は、仕事と子育ての両立を図るための制度・環境の整備、全職員がワークライフバランスを保ってはたらくことができる環境の整備に努めており、2020年2月7日付で東京労働局長より、「一般事業主行動計画」が「次世代育成支援対策推進法」第13条に基づく基準に適合するものであるとして「子育てサポート企業」の認定を受け、認定マーク（愛称：くるみん）を取得しました。

また、介護を容易にするための勤務時間短縮や時間外労働の制限・免除など、仕事と介護を両立しやすい職場環境整備に努めていることから、今般、厚生労働省委託事業「両立支援のひろば」の一般事業主行動計画公表サイトに仕事と介護の両立に関する取組みを公表しました。これにより、「トモニン」を使用できるようになりました。



総労働時間削減に向けた取組み

職員のワークライフバランスの実現に向けて、ノー残業デー（部やセクション単位：年間48回、職場一斉：年2回）、年休取得強化月間（年3回）、連続休暇の取得の促進などの取組みを事業体と労働組合が共同して行っています。

インターンシップの受入れ

労金連は、2009年度から、勤労者のための福祉金融機関の社会的役割として、学生の自己理解と職業理解を促進させるインターンシップの受入れを行っています。

2019年度は、大学からの要請に基づく2名に加え、一般社団法人くらしサポート・ウィズが主催する「つながりインターンシップ@協同」より3名、計5名の学生を受け入れました。労金連の様々な部署における業務体験および「ろうきん森の学校」の活動への参加を通じ、「はたらくことの意味」を考えるための支援を行いました。

被災地復興支援の取組み

労金連は、東日本大震災の被災地復興支援の取組みとして、被災地支援団体との連携による復興支援活動に継続的に取り組んでいます。

2020年1月、紙芝居を通じて復興を支援する「まち物語制作委員会」が、福島県内の被災者による伝承グループと共同して制作した紙芝居の絵の展示と、被災者による紙芝居を上演する「福島まち物語展」を開催しました。

労金連は東北ろうきんと共にこの催しを協賛しました。



社会貢献活動 ろうきん森の学校



この事業は
「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」
が推奨する事業として認定を受けています。

■「ろうきん森の学校」は「森づくり」から「人づくり」、「地域づくり」につながる活動です

労金連は創立60周年記念社会貢献活動として、2015年度からの10年間で「第Ⅱ期」と位置付けて「ろうきん森の学校」に継続して取り組んでいます。「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」を理念に掲げる「ろうきん」と、「人・自然・地域の共生する暮らしの実践を通じて感謝の気持ちと誇りを持って生きている社会を目指す」を理念に掲げるNPO法人ホールアース研究所が共感・協働し、2005年に創立50周年記念社会貢献活動としてスタートしました。

これまでに、「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」が推奨する連携事業に認定されたほか、第5回いきものにぎわい企業活動コンテストにおいて「公益社団法人国土緑化推進機構理事長賞」を受賞するなど、各方面から、長期にわたる活動に対する評価をいただいています。

①森を育む（植樹・間伐・下刈り等による里山の整備・再生）、②人を育む（安全で楽しい森づくり提供のための環境教育リーダーの育成）、③森で遊ぶ（自然体験プログラムの実施とそれによる健康の維持）を3つの柱とし、全国5地区で活動を展開しています。

豊かな里山の再生

荒廃した里山の整備を通じて、生物の多様性を取り戻し、地域の自然を再生します。

2019年度は5地区それぞれで植樹・間伐等の森づくり作業の他、耕作放棄地の再生なども行い、参加者とスタッフ合わせてのべ2,096人が参加しました。



<棚田の保全活動(新潟地区)>

環境教育的視点を持った人材の育成

多様な森を育み、また人々に安全で楽しいプログラムを提供するため、単に里山管理の技術に留まらない、環境教育的視点を持った人材の育成を行いました。

2019年度は5地区で行われた人材育成事業に、のべ1,944人が参加しました。



<アースキーパートレーニング(広島地区)>

里山を活用した自然体験プログラムの実施

身近な里山を活かした自然体験プログラムの実施を通じて、自然に親しみを持っていただくとともに、健康の維持と精神的な安らぎを提供しています。

2019年度、5地区では様々な方を対象とした自然観察会、キャンプ、クラフトづくり、食農などに関するプログラムが行われ、のべ5,845人が参加しました。



<森林セラピー体験(福島地区)>

〈ろうきん〉関係者への研修実績等

〈ろうきん〉関係者の森の学校への参加を通じて、環境意識の醸成ならびにコミュニケーションの促進を図りました。9月には労金中央機関の内々定者・インターン生18名が富士山地区で間伐体験をした他、東北、新潟、静岡、東海、中国の〈ろうきん〉関係者のべ1,042人が、研修や体験プログラムに参加しました。



<労金連 内々定者・インターンシップ研修(富士山地区)>

15周年記念イベントを開催

2020年2月16日、シンポジウム「自分として生きることをみんなで考える会〜森のそばで暮らす中で見えてきた世界〜」をアーツ千代田3331（東京都）にて開催しました。NPO関係者や公務員、自営業者、事務局を含め総勢約60名が参加しました。

会場には4名のゲストを迎え、「持続可能な社会とは」、「自分らしい生き方とは」といったテーマについて、参加者全員で話し合い、多様な生き方や暮らし方について考える機会となりました。



<参加者同士のグループワークの様子>

新潟地区開校式

2019年度より新潟地区を運営するNPO法人が「かみえちご山里ファン倶楽部」になりました。

2019年7月5日の開校式には、労金連の役職員のほか、新潟県労金、地元労組、上越市農林水産整備課からも出席をいただき、地元新聞社に紹介されました。



<地元関係者との記念撮影>

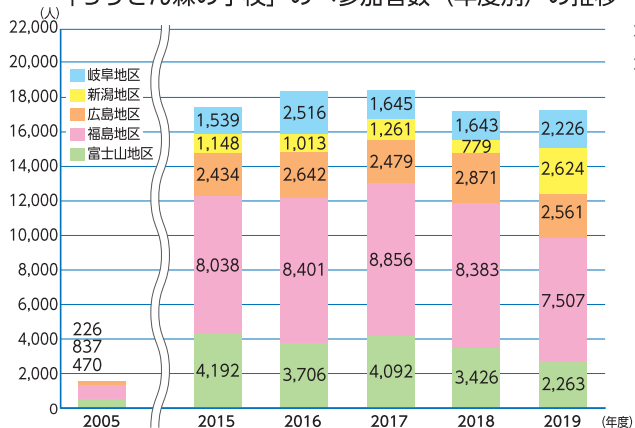
活動実績報告

■2019年度末までに20万人を超える方が参加

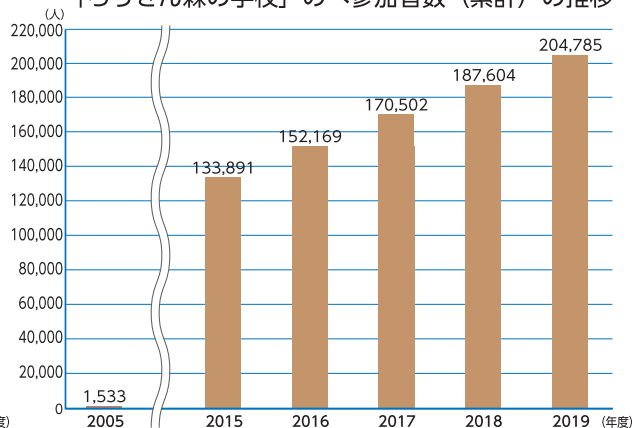
「ろうきん森の学校」は、開校から15年が経ち、各地区様々なプログラムを実施する中で、20万人を超える方が参加しました。地区別では、福島・富士山・広島地区の先行3地区ではフィールド整備やプログラムが確立されつつあり、参加者数は安定しています。一方、2019年度より現地事務局が変更となった新潟地区では、多様なプログラムが実施され、2,624人の方が参加しました。岐阜地区は新たな施設運営や関係各団体との連携が進み、参加者数は3割以上増加しました。

今後も、「ろうきん森の学校」の新たな価値の創出に取り組めます。

「ろうきん森の学校」のべ参加者数（年度別）の推移



「ろうきん森の学校」のべ参加者数（累計）の推移



<5地区の紹介・お問い合わせ先>

新潟地区(新潟県上越市)

現地事務局

NPO法人かみえちご山里ファン倶楽部

上越市西部中山間地にあり、活動拠点である「くわどり市民の森」からは、地元の集落から日本海まで一望できます。棚田整備やわら細工体験など、地域の特色を活かした活動に取り組んでいます。



福島地区(福島県いわき市)

現地事務局 NPO法人いわきの森に親しむ会

福島県南部に位置するいわき市にあります。広大な市域には森・川・海のつながりと循環を体験できるフィールドが多数あり、活動拠点の「湯ノ岳山荘」には、自然エネルギー学習施設等があります。



岐阜地区(岐阜県美濃市)

現地事務局

NPO法人グリーンウッドワーク協会

長良川沿い、うだつの上がる街並みと和紙の里として知られる美濃市にあります。生木を加工して小物や家具を作る「グリーンウッドワーク」に取り組んでいます。



富士山地区(静岡県富士宮市他)

現地事務局 NPO法人ホールアース研究所

富士山南西麓の富士宮市(柚野・田貫湖)で同時に展開しています。柚野エリアの竹林整備を、ボランティア活動「里山つなぎ隊」として取り組んでいます。



広島地区(広島県山県郡北広島町)

現地事務局 NPO法人ひろしま自然学校

広島市内から車で約1時間の北広島町に拠点があります。農業用水用のため池として作られた万代池周辺の森を整備しました。地域のろうきん関係者と共に、森の学校フェスティバルと森の音楽祭を行っています。



全国事務局・富士山地区

NPO法人ホールアース研究所

〒419-0305 静岡県富士宮市下柚野165

(全国事務局) <http://www.mori-gakko.net/>

TEL:0544-66-0790 FAX:0544-67-0567

(ホールアース研究所) <https://www.wens.gr.jp/>

福島地区

NPO法人いわきの森に親しむ会

〒972-8326 福島県いわき市常磐藤原町湯ノ岳2湯ノ岳山荘内

TEL・FAX:0246-44-3273 <https://iwaki-mori.jimdo.com/>

新潟地区

NPO法人かみえちご山里ファン倶楽部

〒949-1734 新潟県上越市大字増沢962-1

TEL:025-541-2602 FAX:025-512-1379 <https://kamiechigo.jp/>

岐阜地区

NPO法人グリーンウッドワーク協会

〒501-3701 岐阜県美濃市2973番地1

TEL:090-4793-9508 <https://www.greenwoodwork.jp/>

広島地区

NPO法人ひろしま自然学校

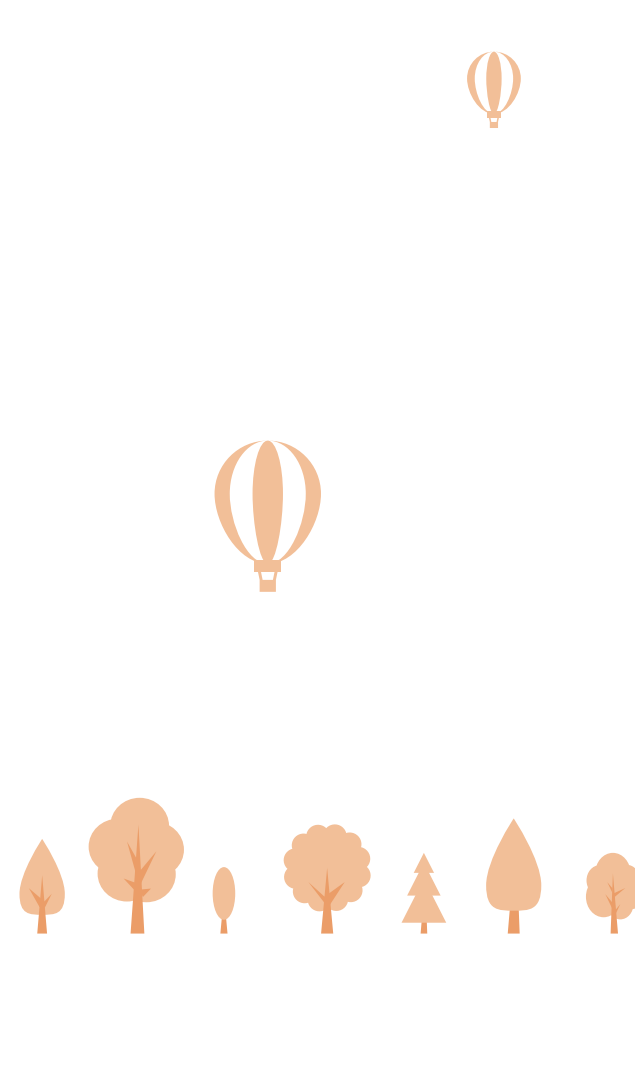
〒731-1221 広島県山県郡北広島町今吉田1197

TEL:080-4069-0786 <https://hs-gakko.wixsite.com/2005>



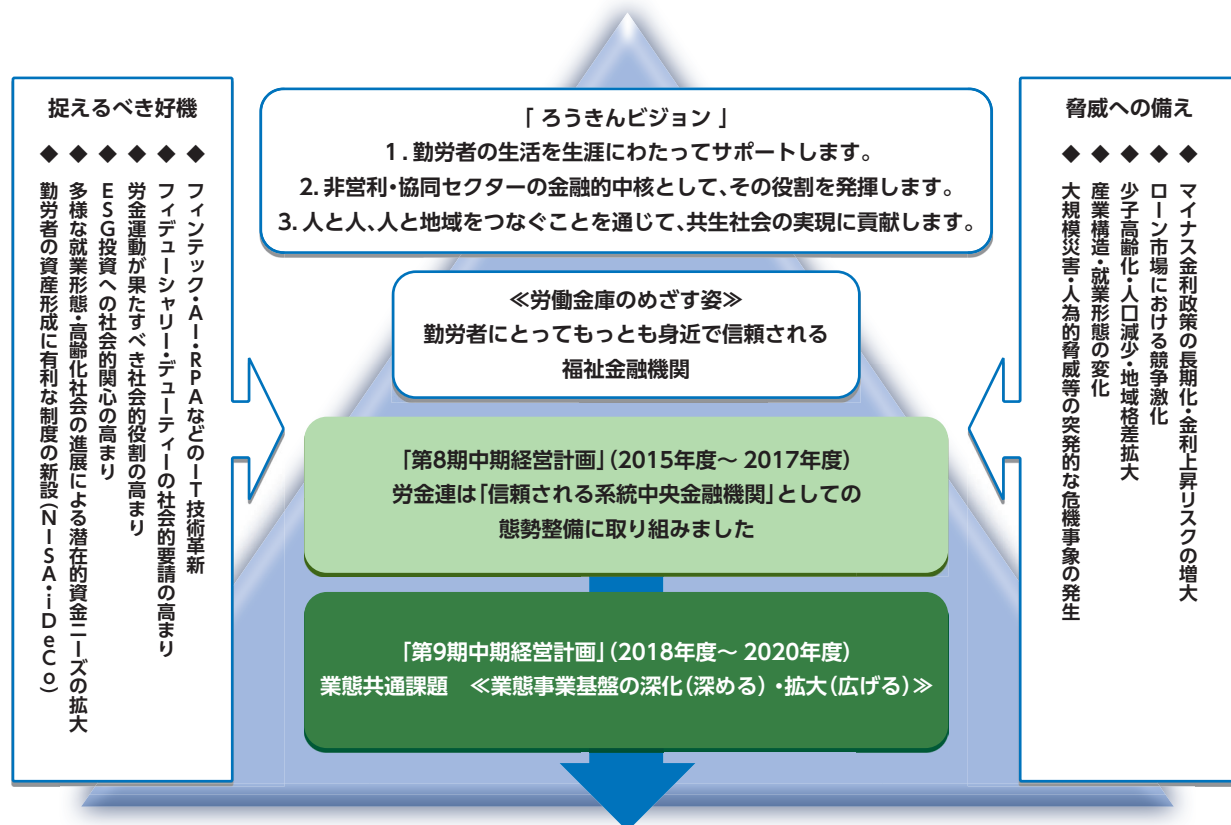
4. 経営管理体制

第9期中期経営計画・2020年度事業計画	32
経営方針	34
業務の適正を確保するための体制	35
お客さま本位の業務運営に関する方針	38
労金連のESG投融资原則	41
顧客保護等管理方針	42
苦情等への対応(金融ADR制度への対応について)	42
個人情報保護の取組み	43
利益相反管理方針の概要	45
金融円滑化の取組み	46
反社会的勢力に対する基本方針	47
金融商品に関する勧誘方針	47
確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針	47
証券業務に関する倫理コード	48
労働金庫電子決済等代行業者との連携及び 協働に係る方針	49
経営体制	51
リスク管理の体制	52
業務継続態勢	55
コンプライアンスの体制	56
内部監査の体制	60



第9期中期経営計画

労金連は、2018年6月の通常総会において、「労働金庫連合会第9期中期経営計画」（以下、「第9期中期経営計画」といいます。）を策定しました。これは、2018年度から2020年度までの3年間にわたる労金連の経営の方向性、課題などを表したものです。



第9期中期経営計画 系統中央金融機関としての役割発揮 （全体戦略）

基本戦略1 商品・サービス・チャネル戦略の強化

- 商品・サービスのタイムリーな開発・提供とチャネル戦略強化による会員・顧客基盤の拡大
- 個人資産形成に寄与する営業推進の強化
- 商品・サービス提供における勤労者本位の業務運営
- 業態の情報連携強化および金庫の業務改革支援

基本戦略2 ITの戦略的活用

- 技術革新を取り入れたITの戦略的活用
- 2022年の勘定系システムリプレースに向けたシステム構成の最適化および運営体制の見直し
- センター経費を中心としたコスト削減の継続的な取り組み

内部管理体制強化

基本戦略3

「ろうきんビジョン」を実現する組織・人材の強化

- 業態総合力の発揮
- 「ろうきんビジョン」を実現する人材の育成強化
- CSR経営の推進と戦略的広報

基本戦略4

厳しい環境下での持続可能な経営基盤の構築

- 低金利環境の長期化を踏まえたコアポートフォリオの充実
- 金融環境の変化に備えた収益構造の安定化
- 業態セーフティネット強化を見据えた財務基盤の強化
- 業務継続態勢およびリスク管理態勢の継続的強化による業態の信頼性向上

《第9期中期経営計画目標》 格付け AA－(R&I)の維持

I. 計画の名称 労働金庫連合会第9期中期経営計画 ～ 系統中央機関の役割発揮 ～

II. 計画の期間 2018年度～ 2020年度(3か年)

III. 策定の趣旨

- ◆ 「ろうきんビジョン」を実現するための「重要な最初の3年間」という位置づけのもとにスタートした第8期中期経営計画(2015年度～2017年度)においては、基本戦略として、①信頼される系統中央金融機関としての態勢整備、②アール・ワンシステムの戦略的活用、③安定的な収益確保と金庫への還元、そして④系統中央金融機関にふさわしい人材の確保と育成、を掲げて取組みを行いました。
- ◆ 第9期中期経営計画においては、第8期中計の成果であり、継続課題でもある①企業年金やiDeCo（個人型確定拠出年金）、つみたてNISAなどを通じた勤労者の生涯生活設計支援の取組み、②金融商品販売支援に係るIB投信の導入と顧客本位の業務運営、③協会と連携した経営モニタリングを通じた金庫の経営改善支援、④アール・ワンシステムに係るIT統制ルールに基づく安定的なシステム運営、⑤金庫業務全般に係る業務改革の支援、をさらに強化していきます。
- ◆ また、第9期中期経営計画期間中は、業態がかつて経験したことのない厳しい経営環境が予測されますが、それを踏まえた上で、①ITの戦略的活用とコスト削減の両立、②事業基盤の深化に資するマーケティング力の強化、③持続可能な金庫経営基盤の構築、等一層の金庫支援に取り組むための基本戦略を掲げ、「系統中央金融機関としての役割」を最大限に発揮して業態の収益構造の強化に貢献することにより「ろうきんビジョン」の実現に寄与します。

2020年度事業計画

2020年度の事業計画は、第9期中期経営計画の目的・重点施策に則り、策定しています。

基本戦略 1

商品・サービス・チャネル戦略の強化

- 1-1 商品・サービスのタイムリーな開発・提供とチャネル戦略強化による会員・顧客基盤の拡大
- 1-2 個人資産形成に寄与する営業推進の強化
- 1-3 商品・サービス提供における勤労者本位の業務運営
- 1-4 業態の情報連携強化および金庫の業務改革支援

基本戦略 2

ITの戦略的活用

- 2-1 技術革新を取り入れたITの戦略的活用
- 2-2 2022年の勘定系システムリプレイスに向けたシステム構成の最適化および運営体制の見直し
- 2-3 センター経費を中心としたコスト削減の継続的な取組み

基本戦略 3

「ろうきんビジョン」を実現する組織・人材の強化

- 3-1 業態総合力の発揮
- 3-2 「ろうきんビジョン」を実現する人材の育成強化
- 3-3 CSR経営の推進と戦略的広報

基本戦略 4

厳しい環境下での持続可能な経営基盤の構築

- 4-1 低金利環境の長期化を踏まえたコアポートフォリオの充実
- 4-2 金融環境の変化に備えた収益構造の安定化
- 4-3 業態セーフティネット強化を見据えた財務基盤の強化
- 4-4 業務継続態勢およびリスク管理態勢の継続的強化による業態の信頼性向上

経営方針

労金連は、「ろうきんの理念」のもと、〈ろうきん〉の中央金融機関として〈ろうきん〉業態の発展につとめ、その発展を通じて社会における責任を果たすとともに、社会の一員として人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与するため、次の経営方針を掲げ事業運営を行います。

(最終改正 2008年4月1日)

1 中央金融機関の役割を発揮します

労金連は、労働金庫の経営基盤強化に資するため、労働金庫の余裕資金の効率運用、労働金庫のニーズに沿った金融機能の提供につとめるとともに、ろうきん利用者のニーズや満足度を重視し、労働金庫の行う金融商品・サービスの提供を積極的に補完します。

また、労金連は、ろうきんバンキングシステムの安定稼働に万全を尽くし、ろうきん業態全体の業務継続体制を確保するとともに、労働金庫の安定的経営を支援する業態セーフティネットを確立し、ろうきん業態の信用の維持・向上に役割を発揮します。

2 経営基盤を強化し、経営の健全性を確保します

労金連が中央金融機関の役割と機能を十分に果たすためには、経営の健全性を継続的に確保しなければなりません。このため、労金連は、安定的な収益確保に向けて、労働金庫からの安定的な預金の受入れにつとめ、適切なリスク管理およびALMのもとに、運用力の強化を図ります。

また、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤の保有につとめます。

3 金融環境の変化に対応します

労金連は、人材の育成を通じて組織の力量を高め、また、重点分野への機動的な経営資源の配分や柔軟な組織体制の構築を進め、金融環境の変化に柔軟に対応し、新規業務に積極的に取り組みます。

4 顧客の保護および利便性の向上に努めます

労金連は、顧客からの信頼を得ることが、健全経営を確保するための基盤となるとの考えに基づき、コンプライアンスはもとより、業務の適切性の確保、顧客への説明の適切性および十分性の確保、セキュリティ対策等の利用者保護の検証・改善を継続的にを行い、顧客の保護や利便性の向上につとめます。

5 内部管理態勢を強化し、適切な業務運営を行います

労金連は、法令や業務上の諸規則等を遵守し、規程等にもとづく厳正な事務と相互牽制の徹底、監査機能の充実・強化を通じて、適切な業務運営を行います。

また、個人情報保護、反社会的勢力との対決と危機管理を徹底し、金融機関機能の安全と信頼の確保に向け、内部管理態勢を強化します。

6 社会的責任(CSR)を重視した誠実な経営を行います

労金連は、自らの持続的な成長と社会の健全な発展の調和を目指し、「ろうきんの理念」にふさわしい社会的責任(CSR)経営を推進します。これを継続的に実践するため、経営姿勢を明確にしてガバナンス態勢の確立につとめます。

また、広く社会から信頼され、評価される金融機関となることを目標に、情報開示やコミュニケーションの充実を図り、透明性の高い誠実な経営を行います。

業務の適正を確保するための体制

労金連(以下、「本会」といいます。))は、労働金庫法第38条第5項第5号および労働金庫法施行規則第19条第1号から第12号までに定める「業務の適正を確保するための体制」を、以下のとおり整備しています。

(最終改正 2020年4月1日)

1 本会の理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(労働金庫法第38条第5項第5号)

- (1) 本会は、「ろうきんの理念」のもと、「経営方針」において、「内部管理態勢を強化し、適切な業務運営を行うこと」および「社会的責任(CSR)を重視した誠実な経営を行うこと」を掲げている。また、本会は、この「経営方針」に則り、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、法令等遵守体制を整備・確立するための管理方針「法令等遵守方針」を定めるとともに、本会が組織として遵守すべき事項と本会役職員が遵守すべき事項を「行動規範」として定め、これを全役職員に周知し遵守することとしている。
- (2) 本会は、反社会的勢力との関係を遮断し排除することを宣言し、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、関係規程等を整備しこれを全役職員に周知している。
- (3) 理事会は、「理事会規程」を定め、原則月1回開催し、その他必要に応じて随時開催して、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督している。
- (4) 理事会は、役付理事の職務執行について、「役付理事職務権限規程」を定め、その責任体制を明確にしている。また、監事会は、「労働金庫連合会の監事監査基準」を定め、監事は当該基準に基づき、理事の職務の執行を監査している。

2 本会の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(労働金庫法施行規則第19条第1号)

本会の理事の職務執行に係る情報(総会・理事会・常務会・各種委員会議事録、稟議書など)については、「理事会規程」、「常務会規程」、各種委員会の規程および「文書取扱規程」等に基づき作成している。記録文書は、「保存文書取扱規程」に基づき、文書種類ごとに、定められた期間適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持している。

監事は、電子稟議システム導入により、理事の職務の執行状況も監督している。

3 本会の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(労働金庫法施行規則第19条第2号)

- (1) 理事会は、財務の健全性を確保する観点から、①市場リスク、②信用リスク、③流動性リスクを、また、業務の適切性の観点から、①事務リスク、②システムリスク(サイバーセキュリティリスクを含む。)、③法務リスク、④レピュテーションリスク、⑤その他オペレーショナル・リスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者等の体制を整えている。
- (2) 理事会は、リスク管理体制の基礎として、「統合的リスク管理規程」を定め、個々のリスクについての管理部署および管理責任者を決定し、リスク状況の検証を行うため、役付理事を委員長とする委員会(コンプライアンス委員会、ALM委員会、経営管理委員会、システムリスク管理委員会)を設置している。委員長は、審議内容を理事会等に報告等するなど、同規程に従ったリスク管理体制を構築している。
- (3) 理事会は、「危機管理規程」に基づき、危機の発生または発生の懸念がある場合には、理事長を緊急対策本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損失の拡大を最小限に止める体制を整えている。また、常務会は、緊急事態の発生に際して迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための対応方針等として、「災害対策規程」、「業務継続計画」および「コンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)」等を定めているほか、業務継続機能を確保するための事前準備活動について「業務継続マネジメント規程」に定めている。
- (4) 理事会は、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」に基づき、マネロン等リスク対策を経営上の重要な課題と認識し、マネロン等リスク対策を本会全体で実施するために組織横断的なリスク管理態勢を整備している。また、常務会は、「マネー・ローダリングおよびテロ資金供与リスク対策規程」にマネロン等リスク対策等についての基本的事項を定め、「マネロン等リスク対策計画」を毎年度策定している。

4 本会の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(労働金庫法施行規則第19条第3号)

- (1) 理事会は、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「理事会規程」に基づき理事会を定期および臨時に開催している。また、本会の経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、事前に理事長、副理事長、専務理事および常務理事等からなる常務会が議論を行い、その審議を経て執行決定を行っている。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、「経営組織規程」、「役付理事職務権限規程」、「常務会規程」および「決裁権限規程」において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めている。

5 本会の職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(労働金庫法施行規則第19条第4号)

- (1) 本会は、「ろうきんの理念」のもと、コンプライアンス体制の基礎として、「経営方針」、「法令等遵守方針」および「行動規範」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の遵守に関する取決めにまとめた「法令等遵守規程」を整備し、周知している。
- (2) 本会は、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持・向上を図っている。
- (3) 本会は、内部監査部門として、執行部門から独立した監査部を置くとともに、コンプライアンス統括部門として、コンプライアンス部を設置している。
- (4) 本会は、役職員が遵守すべき法令等の解説、各業務に即した遵守すべき法令等に関する具体的かつ詳細な留意点、役職員が違反行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、組織全体に周知している。
- (5) 本会は、コンプライアンスを実現させるために、教育・研修計画等を含むコンプライアンス・プログラムを策定し、組織全体に周知のうえ実践している。
- (6) 本会は、役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、弁護士、常勤監事を情報受領者に加えたホットライン制度を整備している。
- (7) 監事は、本会のコンプライアンス体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6 本会およびその子会社における業務の適正を確保するための体制

(労働金庫法施行規則第19条第5号)

- (1) 理事会は、本会およびその子会社(以下、「労金連グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制を構築している。
- (2) 常務会は、「子会社管理規程」に本会と子会社の間において協議または報告すべき事項を定め、子会社の業務運営の管理および指導を行っている。
- (3) 理事は、子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監事に報告するものとする。
- (4) 理事会は、子会社の管理および指導に関する事項を所管する部門を定め、当該部門が子会社の業務を所管する他の部門と連携し、経営および業務運営の状況等について、把握・分析および指導・支援を実施している。
- (5) 監査部は、「子会社監査実施基準」に基づき、子会社の了解を得て子会社監査を実施している。
- (6) 子会社の業務ラインから独立した内部通報システムとして、労金連グループ共通のホットライン通報窓口を整備している。
- (7) 監事は、労金連グループにおいて適切な内部管理態勢が整備されているかに留意し、子会社の経営管理態勢および内部管理態勢の状況等について、必要に応じて調査等を行うほか、監査役として本会常勤監事が直接子会社の取締役会に出席し、取締役の職務執行状況を監査している。

7 本会の監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

(労働金庫法施行規則第19条第6号)

本会は、監事会が制定した「労働金庫連合会の監事監査基準」に基づき、本会職員から監事会事務局に専任の監事補助者を任命している。

8 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

(労働金庫法施行規則第19条第7号)

理事会は、監事補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定について監事会の同意を得るものとする。

9 本会の監事の第7号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(労働金庫法施行規則第19条第8号)

監事は、監事補助者の業務執行者からの独立性の確保に努めるものとし、必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には本会代表理事に対して必要な要請を行う。

10 本会の監事への報告に関する体制

(労働金庫法施行規則第19条第9号)

(1) 本会の理事および職員が本会の監事に報告をするための体制

監事全員が理事会に出席するとともに、常勤監事は常務会、経営委員会、業務システム委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会、経営管理委員会、金融商品選定委員会、予算管理委員会および内部監査役員会議に出席し報告を受け、意見を述べるができる。

役職員は、重要な稟議書、事務過誤報告、苦情報告等は常勤監事に回付することとし、常勤監事はこれらに意見を付すことができる。

本会は、役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、弁護士、常勤監事を情報受領者に加えたホットライン制度を整備している。

また、前記にかかわらず、「労働金庫連合会の監事監査基準」に基づき、監事はいつでも必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。

(2) 本会の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者および職員またはこれらの者から報告を受けた者が本会の監事に報告をするための体制

本会の子会社の管理および指導に関する事項を所管する部門は、子会社が本会に提出する報告書等を常勤監事に回付している。

また、本会は、子会社の業務ラインから独立した内部通報システムとして、労金連グループ共通のホットライン通報窓口を整備している。

11 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(労働金庫法施行規則第19条第10号)

本会および本会の子会社は、各々「ホットライン制度運営要領」を定め、報告、通報等を行ったこと（報告、通報等に協力したことを含む。）を理由とするいかなる不利益取扱いを行うことを禁止している。

12 本会の監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(労働金庫法施行規則第19条第11号)

監事は、職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、事後、本会に償還を請求することができるものとする。

13 その他本会の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(労働金庫法施行規則第19条第12号)

監事は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

お客さま本位の業務運営に関する方針

(最終改正 2018年4月1日)

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して、金融商品・サービスの提供を通じた、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である「労働金庫法」において、「非営利」、「直接奉仕」、「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これら原則に基づき、これまでもお客さま本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客さまである勤労者一人ひとりの生涯にわたり、お客さまの立場に立った、良質な商品・サービスを提供していくのは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

労働金庫連合会(以下、「本会」といいます。)は、〈ろうきん〉の中央金融機関として、〈ろうきん〉の資金需給調整、金融業務機能の補完、余裕資金運用など、〈ろうきん〉が行う金融活動を支えています。また、「ろうきんの理念」(4ページ)のもと、CSR経営など様々な指針による取組みを進めてきました。

今般、「お客さま本位の業務運営に関する方針」(以下、「本方針」といいます。)を策定・公表するにあたり、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動をふまえ、変化する時代の要請に応えるべく、更なる取組みを進めていきます。

本会は、以下の方針に基づく活動を実践し、勤労者のくらしを守り、より豊かにする運動を展開するとともに、勤労者の夢と共感を創造する〈ろうきん〉の中央金融機関としての役割発揮に努めていきます。

【方針1】 お客さま本位の業務運営に関する方針の策定・公表

- ・ 本会は、「ろうきんの理念」のもと、〈ろうきん〉の中央金融機関として〈ろうきん〉業態の発展に努め、その発展を通じて社会における責任を果たすとともに、社会の一員として人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与するために事業運営を行っています。
- ・ 本会は、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を全て採択し、本方針を定めます。
- ・ 本方針は、本誌およびウェブサイトに掲載し、公表します。
- ・ 本方針に係る取組状況は、ウェブサイトに掲載し、公表します。
- ・ 本方針は毎年見直しのうえ、必要があれば改正します。

(注) 本方針において、「お客さま」とは、本会および〈ろうきん〉の商品・サービスの利用者(利用を終了したお客さまを含む。)および利用を検討されている方を意味します。

【方針2】 お客さまの最善の利益の追求

- ・ 本会は、「ろうきんの理念」のもと、〈ろうきん〉の中央金融機関として〈ろうきん〉業態の発展に努め、その発展を通じて社会における責任を果たすとともに、社会の一員として人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与するため、「経営方針」、「事業計画」等を掲げ、「勤労者の生涯生活設計への貢献」などの重点施策を実施しています。

＜「経営方針」の概要＞

- ① 中央金融機関の役割を発揮します
 - ② 経営基盤を強化し、経営の健全性を確保します
 - ③ 金融環境の変化に対応します
 - ④ 顧客の保護および利便性の向上に努めます
 - ⑤ 内部管理態勢を強化し、適切な業務運営を行います
 - ⑥ 社会的責任(CSR)を重視した誠実な経営を行います
- ・ 「ろうきんの理念」は全ての〈ろうきん〉の役職員の行動の規範となるものであり、毎年若手職員向けに「理念研修」を実施しています。
 - ・ 「ろうきんの理念」および「経営方針」は、本誌およびウェブサイトに掲載し、公表します。

【方針3】 利益相反の適切な管理

- ・ 本会は、「労働金庫法」に基づく金融機関として、また、「金融商品取引法」上の登録金融機関として、これらの法令により求められている体制整備を行い、「利益相反のおそれのある取引」を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定め、この方針に基づき適切な管理を行っています。
- ・ 「利益相反管理方針」は、本誌およびウェブサイトに掲載し、公表します。
- ・ 投資信託については、販売する商品がお客さまにとって、基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることについて常務会に付議し、商品選定を行っています。

(注1) 投資信託の商品選定にあたっては、お客さまの最善の利益を最も重視しています。本会が当該商品の提供会社を選定するにあたって、金融商品選定委員会にて商品提供会社の信頼性、提供商品の競争力、〈ろうきん〉の各営業店への支援体制、手数料水準などを総合的に勘案して選定しています。

(注2) 本会および〈ろうきん〉においては、「販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合」、「同一主体またはグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合」となることはありません。

(注3) 本会は〈ろうきん〉の中央金融機関であり、個人のお客さまと直接取引を行うことは稀ですが、〈ろうきん〉が行う取引について利益相反とならないよう指導しています。

(注4) 〈ろうきん〉の行う取引で利益相反となりうる「類型取引」は〈ろうきん〉のウェブサイトに掲載し、公表します。

【方針4】 手数料等の明確化

- ・ 本会および〈ろうきん〉がお客さまからいただく手数料は、ウェブサイトに掲載し、公表することを原則としています。
- ・ 投資信託について、本会および〈ろうきん〉は、ファンド一覧によりお客さまにお支払いいただく手数料を商品ごとに一覧表にするなど、お客さまにご理解いただけるようわかりやすい開示に努めます。
- ・ また、〈ろうきん〉で取り扱っている投資信託については、〈ろうきん〉のウェブサイトにファンド一覧を用意して、お客さまにご理解いただけるように丁寧に対応します。

【方針5】 重要な情報の分かりやすい提供

- ・ 本会および〈ろうきん〉がお客さまにご利用いただく金融商品の重要な情報は、ウェブサイトに掲載し、公表することを原則としています。
- ・ 〈ろうきん〉では、勤労者とその家族の生活を守り豊かにするため、金融教育のための教材や情報発信ツールを作成し、様々な課題や幅広い世代を対象とした金融教育に取り組んでいます。
- ・ ウェブサイト「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」では、企業型DC加入者向けに、投資の基本的な考え方や運用商品の選択について詳しくご説明しています。
- ・ また、ウェブサイト「ろうきんのiDeCo個人型確定拠出年金スペシャルサイト」では、個人型DCに関する情報提供として、「資産運用なるほど講座」にて、金融商品やリスクとリターンについて詳しくご説明しています。

- (注1) 本会が選定する投資信託のうち、パッケージ商品に該当する商品としては、ファンドオブファンズ形態の投資信託があります。ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託(ファンド)を適切に組み合わせて、一つの投資信託(ファンド)にまとめたものをいいます。当商品については、個別のファンドのご購入には対応していません。ご購入を検討されているお客さまには、当該商品のメリット、リスク、手数料等の重要な情報をご理解のうえ、ご購入いただく運営としています。
- (注2) 投資信託について、本会および〈ろうきん〉は、ファンド一覧を用意するなど、お客さまにご理解いただけるように丁寧に対応します。
- (注3) 本会および〈ろうきん〉は、お客さまの資産状況、取引経験、知識および取引目的・ニーズを把握するとともに、お客さまにふさわしい金融商品・サービスの販売・推奨等を行います。そのうえで、お客さまに対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うよう努めます。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には、簡潔な情報提供を行う一方、複雑またはリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、より丁寧な情報提供を行います。
- (注4) お客さまに対して情報を提供する際には、より重要な情報については特に強調するなどしてお客さまの注意を促すとともに、本会で取り扱っている同種の金融商品・サービスの内容と比較することが容易となるよう工夫します。
- (注5) 本会は、本方針に関する取組状況を確認するための成果指標(KPI)として、投資信託ラインアップやファイナンシャル・プランナー(FP)等の資格取得状況、お客さまへの情報提供の状況等を定期的にウェブサイトに掲載し、公表します。

【方針6】 お客さまにふさわしいサービスの提供

- ・ 本会および〈ろうきん〉は、お客さまの資産状況、取引経験、知識および取引目的・ニーズを把握するとともに、お客さまにふさわしい金融商品・サービスの販売・推奨等を行います。
- ・ 本会は、「金融商品に関する勧誘方針」、「確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針」および「証券業務に関する倫理コード」を定め、お客さまにふさわしいサービスの提供に努めます。
- ・ これらの方針は、本誌およびウェブサイトに掲載し、公表します。

- (注1) 本会が選定する投資信託のうち、パッケージ商品に該当する商品としては、ファンドオブファンズ形態の投資信託があります。ご購入を検討されているお客さまには、当該商品のメリット、リスク、手数料等の重要な情報をご理解のうえ、ご購入いただく運営としています。
- (注2) 本会および〈ろうきん〉は「金融商品の組成」に携わっていません。
- (注3) 〈ろうきん〉では、投資信託の購入に際しては、お客さまの投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただき、お客さまにふさわしくない商品である場合には、その旨をお伝えする対応としています。
- (注4) 販売する投資信託の提供会社の選定にあたって、本会は、販売する商品の仕組み等の理解を図るための〈ろうきん〉の各営業店向けの研修が充実している会社を選定材料の重要な要素の一つとしています。本会においても情報提供を営業店向けに積極的に行っています。

【方針7】 職員に対する適切な動機づけの枠組み等

- ・ 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」を掲げ、常にお客さまである勤労者の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。その職員への定着と実践に向け、〈ろうきん〉の中央機関である全国労働金庫協会において、職員研修「理念研修」を開催し、全国の〈ろうきん〉職員が参加しているほか、本会においても、〈ろうきん〉ならではの存在意義と役割発揮に係る研修等を人材教育体系の中で位置付けています。
- ・ 職員の人事評価にあたっては、お客さまの最善の利益に資する活動の実践を考慮する項目を設定しています。

労金連のESG投融資原則

(2020年4月1日制定)

労金連(以下、「本会」といいます。)は、「ろうきんの理念」に掲げる“人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること”を経営方針に明記し、CSRを重視した経営を行うこととしています。このような経営方針を実践し、SDGsを達成していくため、本会の投融資行動においては、持続可能な社会の実現に向け、勤労者を取り巻く社会的課題の解決に繋がる資金循環をつくりだしていくことが必要であり、また、その責任があると考えています。

こうしたことから、本会は、持続可能な社会を目指す金融の担い手として、投融資の判断にあたっては、財務的分析に加えて、ESG (Environmental:環境、Social:社会、Corporate Governance:企業統治)の課題(以下、「ESG課題」といいます。)を考慮することとし、次の取組みを行います。

1 本会は、投融資に係る分析と意思決定のプロセスに可能な限りESG課題を組み込みます。

<説明>

財務指標などの経済的側面に限らず、企業の社会的責任、例えば、環境・気候変動への取組みやコンプライアンス(法令遵守)、従業員への配慮・ディーセントワークの実現、地域社会への貢献などの社会的な取組みを考慮して投融資を行うこととします。

企業への評価は、ESGに対する評価を用います。

2 本会は、持続可能な社会の実現に向けて、投融資先企業とのエンゲージメント活動に取り組めます。また、株主議決権を行使するにあたっては、ESG課題を考慮します。

<説明>

投融資先企業の行動に資金提供者の立場から関与していくことをエンゲージメントといいます。経営者に、持続可能な社会の実現に向けた中長期的な視点での企業価値向上および当該企業の持続的成長を働きかけるため、エンゲージメント活動に取り組めます。また、株主議決権を行使するにあたっては、ESG課題を考慮することとします。

3 本会は、投融資先のESG課題に関する適切かつ十分な開示を重視します。

<説明>

企業は、自らの決定や活動が社会に与える全体的な影響について説明責任を担っています。また、情報開示は、企業の透明性を高めるだけでなく、双方向のコミュニケーションの出発点であると言われています。したがって、本会は、持続可能な社会の実現に向けた重要な要素として「適切かつ十分な開示」を重視することとします。

4 本会は、投融資先に求める社会性について認識を深めるとともに、自らのESG課題に対しても真摯に取り組めます。

<説明>

本会は経営方針に「CSRを重視した誠実な経営」掲げており、CSR経営を投融資の側面から制度化する仕組みがESG投融資原則です。したがって、ESG投融資原則を有する組織として、自らも持続可能な社会の実現に向けた社会的課題に対しても常に高い意識を持ち、不十分な側面を認識したうえで、これを改善する努力を行うこととします。

5 本会は、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況を適正に管理します。

<説明>

ESG投融資は、持続可能な社会の実現に向け、勤労者を取り巻く社会的課題の解決に繋がる資金循環をつくりだすことを目的にしていますので、ESG投融資に係る「説明責任」や「透明性」を自ら果たすために、本会は、本原則を開示するとともに、本原則に基づく運用状況を定期的に経営陣に報告します。

顧客保護等管理方針

(最終改正 2014年4月1日)

労金連は、労働金庫法・金融商品取引法その他の法令等を遵守のうえ、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取り組み、お客さまの視点に立った業務運営を確保するよう努力いたします。

1. お取引に際しては、お客さまに適した労金連の商品やサービス等を十分ご理解いただき自らの意思に基づいて選択・活用していただけるよう、労金連職員は、商品知識、業務知識などの習得に努め、法令等に基づいた正確かつ適切な情報提供および説明に努めます。
2. お客さまからのご相談については、お客さまとの情報共有および相互理解を図り、お客さまの視点に立って真摯かつ適切に対応するよう努めます。お客さまからのご意見・苦情等の声については、真摯に受け止めて適切に対応するとともに、お客さまによりご満足いただけるよう努めます。
3. お客さまに関する情報は、法令等に従って適正に取得・利用するとともに、不正なアクセスや不適切な取扱いによる流出等を防止するための適切な措置を講じることにより安全管理を徹底いたします。
4. お客さまのお取引に関連して、労金連の業務を外部に委託する場合は、お客さまの情報の保護や利益を保護するため、その業務を的確に遂行できる能力を持った委託先を選定するとともに、定期的または必要に応じてモニタリングを実施する等により、外部委託する業務を適切に管理いたします。
5. 上記のほか、お客さまの保護や利便性の向上のために必要であると判断した業務につきましても適切に管理いたします。

- * 本方針において、「お客さま」とは、労金連の商品・サービスの利用者(利用を終了したお客さまを含む)および利用を検討されている方を意味します。
- * 本方針において、お客さま保護の必要性のある業務は、預金等の受入れ、融資取引、金融商品の販売、仲介、募集など、お客さまと労金連との間で行われるすべてのお取引に関する業務です。

苦情等への対応(金融ADR制度への対応について)

1 苦情処理措置

労金連は、お客さまからの苦情のお申し出に、公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容を労金連Webサイトで公表しています。

労金連の事業運営に関するご相談や苦情については、以下の受付窓口までお申し出ください。

2 紛争解決措置

労金連は、紛争解決のため、以下の受付窓口または労金協会のろうきん相談所(土日・祝日および金融機関の休日を除く9時～17時、電話:0120-177-288)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

- ① 現地調停:東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。
- ② 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

※ 現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

お客さまのための
受付窓口

窓 口 労働金庫連合会 統合リスク管理部
電 話 番 号 03-3291-7020 (受付時間:土日・祝日および金融機関の休日を除く9時～17時)
ファクシミリ 03-3295-9328
所在地(郵送先) 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5-15 労働金庫会館

ご案内

苦情への対応の概要・紛争解決措置の概要につきましては、労金連のWebサイトをご覧ください。

労金連Webサイト <http://www.rokinren.com/> ▶ 苦情への対応の概要・紛争解決措置の概要

個人情報保護の取組み

労金連は、経営方針のもと、お客さまの個人情報を適切に取り扱うことが労金連の社会的責任であると認識し、次のとおり「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの個人情報の保護に万全をつくしてまいります。

お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー

(最終改正 2017年5月30日)

労金連は、労金連の個人情報保護に関する取組方針および個人情報保護の取扱いに関する考え方として、下記の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」(以下、「本ポリシー」といいます。)を制定し、公表いたします。

なお、本ポリシーにおいては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく「個人番号」および「特定個人情報」は対象としておりません。「個人番号」および「特定個人情報」の取扱いについては、「お客さまの特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」をご覧ください。

1 取組方針

労金連は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、労金連が各種業務を行うにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加えて、本ポリシーをはじめとする労金連の諸規程を遵守し、お客さまの個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

2 適正取得

労金連は、お客さまの個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

3 利用目的

労金連は、お客さまの個人情報について、利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて取扱いをいたしません。

なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いをいたしません。

労金連におけるお客さまの個人情報の利用目的は、「お客さまの個人情報の取扱いに係る利用目的」を制定し、公表しております。

4 第三者提供の制限

労金連は、お客さまの同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてお客さまの個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いを委託する場合、合併等の場合および別途定める特定の者との間で共同利用する場合には、お客さまの同意をいただくことなく、お客さまの個人情報を提供することがあります。

5 機微(センシティブ)情報の取扱い

労金連は、お客さまの要配慮個人情報および機微(センシティブ)情報(労働組合の加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除きます。))については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてお客さまの同意をいただいた場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

6 安全管理措置

労金連は、お客さまの個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、不正アクセス、個人情報の紛失、改ざんおよび漏えい等を防止するため、適切な安全管理措置を実施いたします。また、お客さまの個人情報を取り扱う従業者や委託先について、適切に監督してまいります。

7 継続的改善

労金連は、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて本ポリシーを適宜見直し、お客さまの個人情報の取扱いについて、継続的に改善に努めてまいります。

8 開示等のご請求手続

労金連は、お客さまに関する保有個人データの利用目的の通知、内容の開示のご請求、保有個人データの内容が事実と反する場合等における訂正・追加・削除、利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求等につきましては、適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

9 ご意見・ご要望のお申し出

労金連の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

お客さまの特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

(2015年10月1日制定)

労金連は、個人番号および特定個人情報(以下、「特定個人情報等」といいます。)保護の重要性を認識し、その適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、以下の方針に基づきお客さまの特定個人情報等の保護に努めます。

1 事業者の名称

労働金庫連合会

2 関係法令、ガイドライン等の遵守

労金連は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」および「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

3 安全管理措置に関する事項

労金連は、お客さまの特定個人情報等について、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取り扱う従業員や委託先(再委託先等を含みます)に対して、必要かつ適切な監督を行います。

4 ご質問および苦情処理の窓口

労金連は、特定個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情に適切かつ迅速に対応いたします。お問い合わせは、以下のお問い合わせ窓口にて承ります。

なお、お客さまの個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」に基づく労金連の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」をご覧ください。

お客さまのための お問い合わせ窓口

窓 口 労働金庫連合会 統合リスク管理部
電 話 番 号 03-3291-7020 (受付時間: 土日・祝日および金融機関の休日を除く9時～17時)
所 在 地 (郵 送 先) 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5-15 労働金庫会館

ご案内

個人情報のお取扱いにつきましては、労金連のWebサイトをご覧ください。
労金連Webサイト <http://www.rokinren.com/> ▶ 個人情報のお取扱いについて

利益相反管理方針の概要

(最終改正 2016年4月1日)

金融機関または金融グループにおいては、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反の生じかねない状況にあることから、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制の整備が義務付けられています。

労金連(以下、「本会」といいます。)におきましても、労働金庫法に基づく金融機関として、また、金融商品取引法上の登録金融機関として、これらの法令により求められている体制整備を行い、「利益相反のおそれのある取引」を特定し管理するための利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を策定しています。

以下に、その概要を公表いたします。

1 「利益相反のおそれのある取引」

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、本会または本会の子会社(以下、「本会等」といいます。)の行う取引のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引です。

「お客さま」とは、本会の業務に関して本会等と取引関係のあるお客さまをいいます。

2 「利益相反のおそれのある取引」該当性の判断

お客さまとの取引において本会等または本会等役職員に以下の事情がある場合に、「利益相反のおそれのある取引」に該当するか否かの判断を行います。

判断にあたっては、「お客さまの有する合理的な期待に反するかどうか」、「契約上または信義則上の義務に本会が反していないかどうか」を判断の基準とします。

- お客さまの不利益により、経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合
- お客さまとの取引の結果、お客さまの利益とは明確に区別される利益を取得する場合
- お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的その他の誘因がある場合
- お客さまとの取引以外の取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨もしくはサービスの形で誘因を得る場合、または将来得ることになる場合
- お客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して利益を得る場合

なお、「利益相反のおそれのある取引」に該当するか否かの判断に迷う場合は、該当するものとして管理の対象とします。

3 利益相反取引の管理方法

上掲2の「利益相反のおそれのある取引」に該当する場合には、それらの取引については、次に掲げる方法その他の方法を選択し、または組み合わせることにより、適切に利益相反管理を行います。

- 管理対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- 管理対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- 管理対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- 管理対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法または同意を得る方法

4 利益相反管理の対象となる法人の範囲

利益相反管理の対象取引は、本会および本会の子会社が行う取引です。

本会の子会社は、次の1社です。

株式会社労金カードサービス

5 体制の整備

本会は、利益相反管理統括部署および利益相反管理責任者を定め、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理を一元的に行い、その記録を保存します。

また、利益相反について定められた法律その他の法令、内部規程等を遵守するため、役職員に対する教育・研修を行い、利益相反の防止に努めます。

6 監査部による監査

利益相反の管理態勢については、監査部が監査を行い、その適切性および有効性を定期的に検証します。

金融円滑化の取組み

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、2013年3月31日に期限を迎えましたが、労金連は、その公共性と社会的責任を強く認識し、引き続きこれまでどおり対応します。

金融円滑化に関する基本方針

(最終改正 2018年3月29日)

労金連(以下、「本会」といいます。)は、労働金庫を会員とする中央金融機関として、これらの労働金庫の金融の円滑化を図るとともに、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図ることを役割としております。

役職員一同は、この金融仲介機能の発揮という重要な役割を果たすため、本会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでまいります。

1 実施方針

- (1) 本会の融資については、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めてまいります。
- (2) 本会の融資を利用されているお客さまからの貸付条件の変更等のお申込みに対しては、お客さまのご要望を真摯にお伺いし、お客さまの状況を十分ふまえたうえで、お借入れの返済に係る負担の軽減に資する措置をとるよう努めます。
- (3) お客さまに対する経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
- (4) 貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対するお客さまへの説明を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。
- (5) 貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対するお客さまからのお問い合わせ、相談、要望および苦情への対応を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。
- (6) お客さまの依頼を受けた特定認証紛争解決事業者(事業再生ADR解決事業者)より事業再生ADR手続の実施を依頼するか否かの確認があった場合において、迅速な紛争解決のためにその依頼を実施するよう努めてまいります。
- (7) 地域経済活性化支援機構からの債権買取申込みまたは事業再生計画に従って債権の管理または処分をすることの同意の求めに適切に対応するよう努めてまいります。
- (8) 上記同意に係る事業再生計画について、貸付条件の変更等、協力するよう努めてまいります。
- (9) お客さまからの貸付条件の変更等のお申込み、お客さまに係る事業再生ADR手続の実施依頼の確認、地域経済活性化支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他の金融機関や政府系金融機関、信用保証協会等、中小企業再生支援協議会、住宅金融支援機構が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

2 金融円滑化に係る体制等

- (1) 本会は、金融の円滑化を適切に行うために、次のような体制を整備しております。
 - ① 金融円滑化管理責任者の設置
金融円滑化管理の適切性の確保に向けて、理事会および常務会のもと、以下の役割を担う金融円滑化管理責任者を設置します。
ア. 弁済負担軽減の対応措置の状況を適切に把握する。
イ. 弁済負担軽減の対応措置に係る苦情相談を適切に行う。
ウ. 中小企業者事業の改善・再生支援を適切に行う。
当該管理責任者は、事務部の担当常務理事とし、上記ア. からウ. の役割のほか、金融円滑化管理部署に対する指示をはじめ、金融円滑化管理の全般を統括します。
 - ② 金融円滑化管理部署の設置
事務部の貸付担当セクションを金融円滑化管理部署とし、金融円滑化管理責任者の指示のもと、金融円滑化管理に必要な情報を集約し、金融円滑化管理の適切な運営を行います。
 - ③ 相談窓口
金融円滑化に係る貸付条件の変更等に関するお問い合わせ、相談、要望および苦情は、事務部でお受けいたします。
* 窓口については以下の「お客さまのための相談窓口」をご参照ください。
- (2) 記録・保管
弁済負担軽減の対応措置の状況および弁済負担軽減の対応措置にかかる苦情相談については、漏れなく記録し、適切に保管いたします。
- (3) 方針の見直し
この基本方針は、理事会において、適時に見直すものといたします。

お客さまのための
相談窓口

窓 口 労働金庫連合会 事務部 貸付担当
電話番号 03-3295-9331 (相談時間: 土日・祝日および金融機関の休日を除く9時～17時)
所 在 地 東京都千代田区神田駿河台2-5-15 労働金庫会館

反社会的勢力に対する基本方針

(最終改正 2016年4月1日)

労金連は、反社会的勢力を排除する取組みを推進していくことが金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまの信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との関係を遮断し排除することを宣言し、ここに反社会的勢力に対する基本方針を制定いたします。

1 反社会的勢力に対する姿勢

労金連は、反社会的勢力との関係を遮断し排除するために、理事長以下、全役職員が一丸となって、組織全体として断固たる姿勢で反社会的勢力と対決します。

2 反社会的勢力との関係遮断

労金連は、組織活動のあらゆるレベルおよびあらゆる取引において、反社会的勢力とは一切の関係をもちません。

3 不当要求の拒絶および法的対応

労金連は、反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、名目の如何を問わず、資金提供を行いません。また、不当要求に対しては、民事・刑事・行政の各面から法的対抗手段を講じます。

4 態勢の整備

労金連は、反社会的勢力による被害を防止するために、一元的な管理態勢を構築するとともに、規程等を整備し、全役職員に周知徹底します。

5 外部専門機関との連携

労金連は、平素から、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係を構築します。

金融商品に関する勧誘方針

(2001年4月1日制定)

労金連は、次の4項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

1. お客さまのご意向と実情に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
2. お客さまご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
3. お客さまにとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
4. 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針

(2014年1月5日制定)

労金連は、確定拠出年金運営管理業務を行うにあたり、次の4項目を遵守し、当該業務の適正な運営に努めてまいります。

1. 運用方法の選定・提示にあたっては、お客さまの利益を考え、適切な金融商品を選定するように努め、お客さまの意向と実情に沿って提示いたします。
2. お客さまご自身の判断でお取引いただくため、金融商品の内容やリスク内容など重要な事項について、適時・適切な情報提供に努めます。
3. お客さまにとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
4. 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、確定拠出年金に関する法令などの遵守に努めます。

証券業務に関する倫理コード

(2015年10月29日制定)

労金連(以下、「本会」といいます。)は、国民経済における資金の運用・調達である資本市場の一端を担う者として、資本市場における仲介機能という重責を負託されていることを十分に認識し、「金融サービス業におけるプリンシプル」(金融庁)に基づいて、本会の役職員一人ひとりが、職業人として国民の皆さまから信頼される健全な社会常識と倫理感覚を常に持ち、求められる専門性に応えられるよう、研鑽に努めます。

また、善良な市民として互いを尊重し、国籍や人種、性別、年齢、信条、宗教、社会的身分、身体障がいの有無等を理由とした差別的発言や種々のハラスメントを排除、防止します。

このため、本会の役職員が業務を遂行するうえでの基本的な心構えとして、以下に「証券業務に関する倫理コード」を定め、その遵守を宣言します。

1 法令等のルールを遵守します

お客さまの財産の保護や取引の公正性を確保するための法令や規則等、本会が行う金融商品取引に関連するあらゆるルールを正しく理解し、これらを厳格に遵守します。

また、一般的な社会規範に則り、法令や規則等が予見していない事象に直面した場合でも、これを補うことができる社会常識と倫理感覚を持ち、実践します。

2 利益相反を適切に管理します

本会とお客さまの間や、本会のお客さま相互間の利益が相反するなど、業務に関して生じる利益相反を、本会は適切に管理します。

また、地位や権限、業務を通じて知り得た情報等を用いて、不正な利益を得ることはしません。

3 守秘義務を遵守し、適切に情報を管理します

法定開示情報など、情報開示に関する規定によって開示が認められる情報を除いて、業務上知り得た情報の管理について細心の注意を払い、これを機密として保護します。

4 社会秩序の維持に努め、社会的貢献を実践します

良き企業市民として、社会の活動へ積極的に参加し、社会秩序の安定と維持に貢献します。

また、反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応して、これら勢力等との取引を一切行いません。

5 お客さまの利益を重視して行動します

投資に関するお客さまの知識、経験、財産、目的などの十分な把握に努め、これらに照らしたうえで、常にお客さまにとって最善となる利益を考慮して行動します。

6 お客さまの立場で、誠実かつ公正に業務を遂行します

資本市場との仲介者として、常にお客さまのニーズや利益を重視し、お客さまの立場で、誠実かつ公正に業務を遂行します。

本会での権限や立場、相対的に優位な情報を利用することにより、特定のお客さまを有利に扱うことはしません。また、適切な投資勧誘とお客さまの自己判断に基づく取引に徹することにより、自己責任原則の確立に努めます。

さらに、お客さまとの間で締結された契約に基づく受託者責任が生じる場合には、お客さまの利益に対して常に誠実に行動します。

7 お客さまに対して、適切な助言を行います

お客さまに対して投資に関する助言を行う場合、中立的立場から、事実と見解を明確に区別したうえで、専門的な能力を活かした助言を行います。

また、関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報をもとに、お客さまに対する助言を行うことはしません。

8 資本市場との仲介者として、規律をもって行動します

法令や規則等に定めのないものであっても、社会通念や市場仲介者として求められるものに照らして疑義を生じる可能性のある行為については、当倫理コードと照らし、その是非について判断します。

関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に重要な影響を与えることが予想される内部情報等、非公開情報を適切に管理します。

9 社会的使命を自覚し、資本市場の健全性や信頼性の維持、向上に努めます

資本市場に関する公正性や健全性について正しく理解し、資本市場の健全な発展を妨げる行為はしません。

また、資本市場の健全性維持を通して、果たすべき社会的使命を自覚して行動します。

適正な情報開示を損なったり、公正な価格形成を歪めることにつながる行為に関与する等、本会に対する信頼を失墜させ、あるいは資本市場の健全性を損ないかねない不適切な行為はしません。

10 当倫理コードを遵守するための体制を整備しています

本会は、内部管理統括責任者を倫理コード運用管理責任者と定め、当倫理コードの遵守状況を管理します。

また、役職員に対する教育・研修を行うことで、当倫理コードで宣言した事柄の実効性をより高めていきます。

労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

(最終改正 2019年9月12日)

1 労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

労金連および全国13の労働金庫は、労働金庫電子決済等代行業者のサービスを利用するお客さまの利便性を向上すべく、APIの公開に取り組んでまいります。

労金連および全国13の労働金庫は、オープンAPIの環境を構築し、「労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働」を安全に実現します。

2 労金連が契約を締結する労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業を営むことについての同意

次の全国13の労働金庫は、労金連と契約を締結した労働金庫電子決済等代行業者が、当該労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営むことに同意しており、労金連が電子決済等代行業者と連携を行います。

- 北海道労働金庫
- 東北労働金庫
- 中央労働金庫
- 新潟県労働金庫
- 長野県労働金庫
- 静岡県労働金庫
- 北陸労働金庫
- 東海労働金庫
- 近畿労働金庫
- 中国労働金庫
- 四国労働金庫
- 九州労働金庫
- 沖縄県労働金庫

3 参照系API等の体制整備

労金連および全国13の労働金庫は、労働金庫電子決済等代行業者とのAPI連携の体制を次のとおり整備しております。

(1) 個人のお客様

対象: キャッシュカードをお持ちのお客様

APIで提供する機能	対象口座種類
残高照会	普通預金、貯蓄預金、
入出金明細照会	カードローン

(2) 法人のお客様(団体のお客様)

対象:インターネットバンキング(団体向け)を利用しているお客様

APIで提供する機能	対象口座種類
残高照会 入出金明細照会	普通預金、当座預金
総合振込(データ作成依頼) 給与・賞与振込(データ作成依頼) 振込振替(データ作成依頼) 口座振替(データ作成依頼)	—

4

更新系APIの体制整備

現時点では、更新系APIの対応予定はありません。

今後、システムリスクや社会情勢等を勘案しながら、導入を検討します。

5

APIに係るシステムに関する事項

労金連は、APIに関連したシステムの設計、運用および保守について、全国13の労働金庫の委託を受けています。

また、労金連は、APIに関連したシステムの設計、運用および保守を株式会社NTTデータに委託します。

労金連および全国13の労働金庫が提供するAPIは、一般社団法人全国銀行協会が公開している「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書ーオープン・イノベーションの活性化に向けてー（2017年7月）」と同等基準に従うものとします。

労金連および全国13の労働金庫が提供を行うAPIにおいては、以下を採用します。

アーキテクチャー・スタイル	REST
通信プロトコル	HTTPs
データ表現方式	JSON
認可プロトコル	OAuth2.0
バージョン管理	セマンティック・バージョンニング

6

その他参考となるべき情報

- API連携を前提に契約を締結します。スクレイピングを前提とした契約締結は行いません。
- APIの仕様や利用方法等は、株式会社NTTデータが提供する「OpenCanvas API開発者ポータル」において、確認が可能となっております。

経営体制

労金連は、〈ろうきん〉の中央金融機関として〈ろうきん〉業態の発展に寄与するため、経営体制の強化に努めています。

総 会

総会には、通常総会と臨時総会があり、通常総会は、毎年6月（毎事業年度終了後3ヵ月以内）に開催され、経営の最高意思決定機関として、定款変更、事業計画、剰余金処分案の承認ならびに役員の選任など、運営の基本的事項について決議しています。

また、臨時総会は、必要に応じて開催されます。

理 事 会

理事会は、原則毎月1回開催され、業務執行の決定や理事の職務執行を監督します。

2020年6月30日現在、役付理事6名（常勤、うち代表理事3名）、理事12名（非常勤）、計18名の理事で構成されています。

また、理事会には監事も出席し、必要があると認めたときは意見を述べ、必要に応じ報告を行います。

各種専門委員会

各種専門委員会として、理事会の決議により「経営委員会」および「業務システム委員会」を設置し、労金連の事業運営に関する重要事項について、理事会の諮問を受け、答申する体制を整備しています。

各々の委員会は、理事会において理事（役付理事を除く）の中から選出された委員長、副委員長各1名、および各〈ろうきん〉の常勤の理事または執行役員およびこれに準ずる者1名で構成され、理事会の諮問を受けた事項を審議し、その結果を答申しています。

なお、上記委員会は、諮問事項のほか緊急を要する事項についても、対応方針等を協議し、理事会に具申することができます。

常 務 会

常務会は、役付理事により構成され、経営の基本方針および諸方策を適切・迅速に策定し、経営活動を効率的に行うため、必要に応じ開催しています。

常務会には、役付理事に加え執行役員も出席し、提案・報告を行います。

また、常勤監事も出席し、必要があると認めたときは意見を述べ、必要に応じ報告を行います。

監 事（監 事 会）

監事は、会員である〈ろうきん〉の代表理事から選任される非常勤監事1名、員外常勤監事1名および非常勤の法定員外監事1名の計3名で構成され、各々独立した権限を有しています。監事は監事会を組織し、事業年度を通じて業務監査を実施することにより、理事の職務執行を監査しています。

なお、労金連は、労働金庫法の規定に基づき会計監査人による監査を受けることが義務づけられており、監事による監査と会計監査人による外部監査の体制を整備しています。労金連は業務監査・会計監査の実効性を確保することにより、経営の健全性確保と経営内容の透明性の向上に努めています。

リスク管理の体制

リスクに対する考え方

労金連は、経営方針において、労働金庫の中央金融機関としての役割を発揮するために、経営基盤を強化し、経営の健全性を確保するとともに、リスク管理等の内部管理態勢を強化し、適切な業務運営を行うこととしています。

〈ろうきん〉の経営基盤強化に資するために、〈ろうきん〉の余裕資金の効率的運用、〈ろうきん〉のニーズに沿った金融機能の提供に努めるとともに、〈ろうきん〉の行う金融商品・サービスの提供を積極的に補完します。また、ろうきんバンキングシステムの安定稼働に万全を尽くし、業態全体の業務継続態勢を確保するとともに、〈ろうきん〉の安定的経営を支援する業態セーフティネットを確立し、業態の信用の維持・向上に役割を發揮します。

労働連が中央金融機関の役割と機能を十分に果たすためには、経営の健全性を継続的に確保することが必要となります。安定的な収益確保に向けて、〈ろうきん〉からの安定的な預金の受け入れに努め、適正なリスク管理およびALMのもとに、運用力の

強化を図ります。また、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤の保有に努めています。

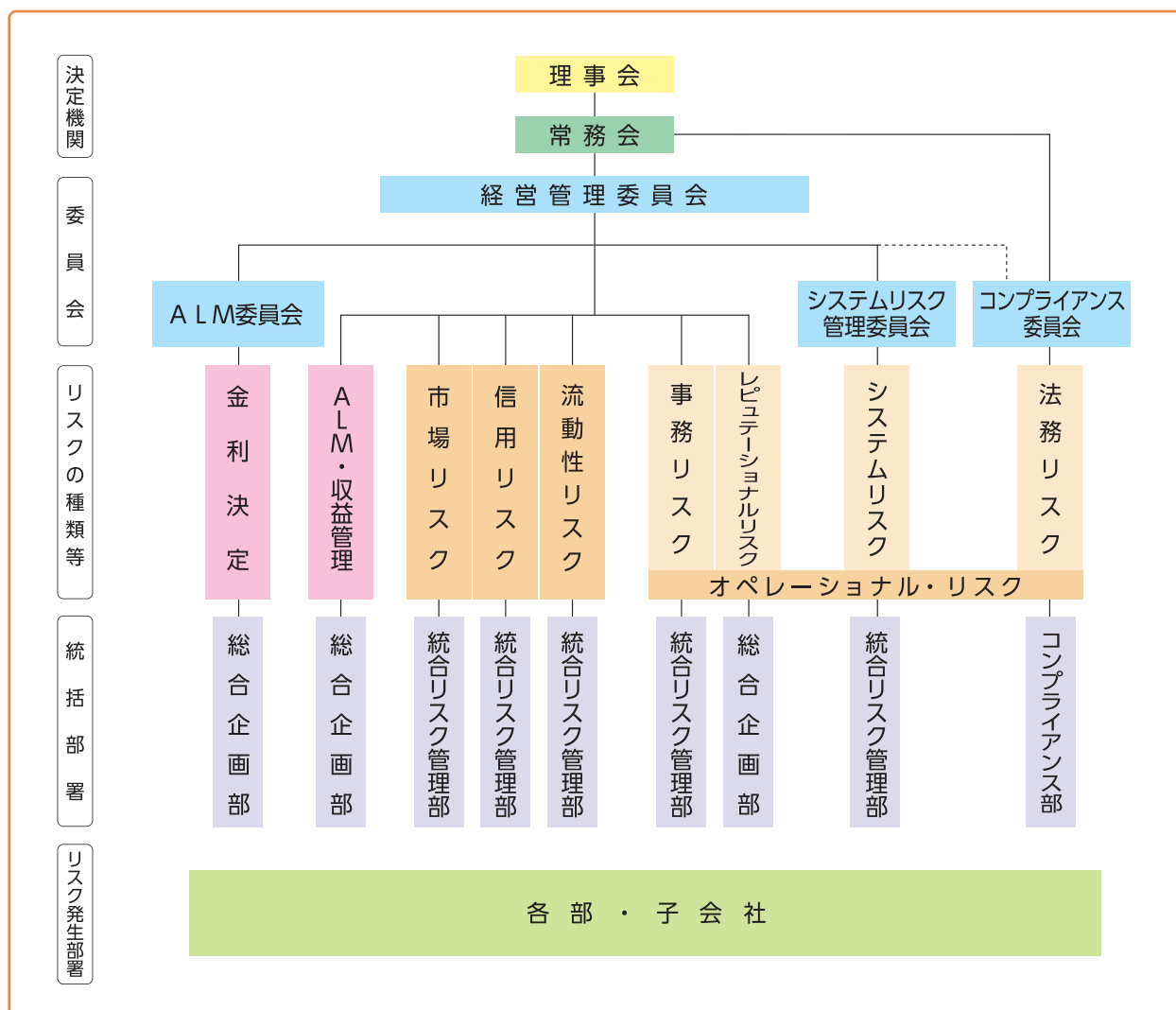
労働金は、財務の健全性を確保する観点から、市場リスク、信用リスク、流動性リスクを、また、業務の適切性の観点から、事務リスク、システムリスク、法務リスク、レピュテーションリスクを認識し、各リスクを把握し管理する体制を整えています。

労働連に所在する各種のリスク状況を把握し、必要に応じて適切な対応を行うため「統合的リスク管理規程」により、リスク管理の態勢整備に関する方針、リスクの特定・把握に関する方針、リスク管理の基本方針等、リスク管理態勢の基本的事項を定めています。

役付理事を委員長とする経営管理委員会、システムリスク管理委員会、ALM委員会、コンプライアンス委員会等を設置し、審議内容を常務会に報告または付議するなど、同規程に従ったリスク管理体制を構築しています。

リスク管理体制

(2020年7月1日現在)



統合的リスク管理

各種リスクについて個別の方法で定量的または定性的に評価を行い、経営体力(自己資本)の範囲内で必要なリスクを取るとともにコントロールしながら、安定的な収益確保と健全な財務状態の維持に努めています。

計量化可能な市場リスク・信用リスクおよびオペレーショナルリスクについては、統合的リスク管理手法によりVaR等をベースとした統一の尺度で計測し、自己資本と対比することによって一元的なリスク管理を行っています。

また、事業計画、収益管理に基づいて、リスク資本の配賦を行い、カテゴリーごとに取り得るリスクの許容範囲を明確にすることで、リスクコントロールを適切に実施しています。

加えて、金融市場の変化や不確実性に対応するため、金利上昇リスクに焦点をあてたストレスシナリオや株価、為替のストレスシナリオを用いてカテゴリー(金利、価格、為替、信用)ごとのストレステストを拡充し、配賦したリスク資本の十分性を検証しています。

各リスクの管理方針

市場リスク

「市場リスク」は、金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産(オフバランス資産を含む)の価値が変動し損失を被るリスクです。

「金利リスク」

市場金利の変化に対応した資産・負債の管理を行うため、金利更改ベースでの残存期間別差額を算出するほか、将来の金利推移を予測した金利シナリオや資金量推移を予測した資金シナリオでシミュレーションを行い、金利変動による収支損益の変動額を把握しています。

また、イールドカーブ等を用いて資産・負債の現在価値を算出して市場VaR(バリュアットリスク)の計測を行い、金利リスクを定量的に把握・管理しています。

「価格変動リスク」

個別株式・投資信託の評価損益をモニターするほか、株価等の変動を考慮した市場VaRの計測を行い、価格変動リスクを定量的に把握・管理しています。

「為替リスク」

外貨建資産・負債の為替損益をモニターするほか、為替の変動を考慮した市場VaRの計測を行い、為替リスクを定量的に把握・管理しています。

これらの管理手法に加え、BPV(ベシスポイントバリュー)、GPS(グリッドポイントセンシティビティ)などを算出し、リスクファクターの変動による価格損益の変動額も把握しています。

信用リスク

「信用リスク」は、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクです。また、「信用リスク」は、貸出取引だけでなく市場取引にも付随して発生します。

「有価証券の信用リスク」

国別、発行体別、格付別に保有限度額を定め、保有状況のモニターを行っています。また、債務者がデフォルトした場合に加え、債務者の信用度が低下した場合における経済価値の損失を考慮する信用VaRを計測し、信用リスクを定量的に把握・管理しています。

「有価証券以外の信用リスク」

貸出金は個別取引先ごとに審査を行うほか、短期資金取引・使用貸借または賃貸借契約による貸付を行っている場合の有価証券・デリバティブ取引は取引先にクレジットラインを設けて、取引状況のモニターを行っています。また、有価証券と同様に信用VaRの計測を行い、信用リスクを定量的に把握・管理しています。

これらの管理に加え、企業情報の収集・分析、および信用状態の悪化に対するモニタリング機能を強化するとともに、個別取引ごとに自己査定を実施し、個別信用リスクの把握を行うほか、オン・オフ一体によるポートフォリオ全体の名寄せを行い個別・グループごとの総与信額を算出し、信用リスクの的確な把握と管理を行っています。

流動性リスク

「流動性リスク」は、市場の混乱等により市場において取引が成立しなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」と、予期せぬ資金の流出等により資金繰りに支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」があります。

労金連では、中央金融機関として、各(ろうきん)の支払準備資金を確保・供給するという本来の役割を果たしつつ、資金を効率的に運用するうえで、資金繰り管理を重要なリスク管理と位置づけ、(ろうきん)の資金動向、外部環境、労金連の要因等についてモニターするなど、短期的な資金動向にとどまらず、長

期的な資金動向も注視しています。また、市場からの調達可能額や担保差入可能額を把握するなど、適正な流動性資金の確保に努めています。

オペレーショナル・リスク

「オペレーショナル・リスク」は、業務の適切性の観点から業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクです。

「事務リスク」

「事務リスク」は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは役職員の過失や不正等に起因して不適切な事務が行われることにより損失を被るリスクです。

労金連では、正確かつ効率的な事務処理が信用の原点であると認識し、役職員の「事務リスク」に対する考え方や意識を高め、適切な事務リスク軽減策を講じ、事務改善を図るための態勢確保に努めています。

具体的には、各部の事務処理に係る要領・マニュアル等の整備を行うとともに、事務過誤を記録・保管し、各部内の研修を実施すること等により、事務過誤再発防止に努めています。

「システムリスク」

「システムリスク」は、コンピューターシステムの停止または誤作動等、さらにシステムの不備および不正に使用されることにより損失を被るリスクです。

労金連は、中央金融機関として、〈ろうきん〉業務の重要な部分についてのコンピューター処理を担っており、広範な「システムリスク」に晒されています。

このため、経営戦略の一環としてコンピューターシステムを捉えること、セキュリティポリシーをはじめとした各種規程や具体的な管理基準を定め、システムリスクの極小化を図ること、

また「危機管理規程」および「コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）」を策定し、顕在化したシステムリスクに対しても損失を最小限に抑えることを基本原則とし、障害発生時のバックアップの確保、障害復旧訓練および安全性の検証等システムリスク管理体制を整備し、実施しています。また、高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢を、〈ろうきん〉業態全体で構築しています。

「法務リスク」

「法務リスク」は、法令・契約等に違反する行為や不適切な契約の締結により、あるいは法律・会計制度・税制の変更への対応が不十分であることなどにより損失を被るリスクです。

労金連では、法務リスクの顕在化の防止に努め、適切に管理する体制を整備しています。

具体的には、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員に周知徹底するとともに、適時、コンプライアンス・マニュアルの見直しを行い、法令や制度・規則等の変更に対応しています。また、新たな業務や各種契約に関しては、内部でリーガル・チェックを実施するほか、必要に応じて弁護士等の外部の専門家に意見を求めることとしています。

「レピュテーションリスク」

「レピュテーションリスク」は、労金連の事業活動に関連して現実に生じた各種のリスク事象、または虚偽の風説・悪意の中傷等が報道されることにより、結果的に金庫・会員・顧客や取引先に対して信用を失い、労金連または〈ろうきん〉業態全体が有形無形の損失を被るリスクです。

労金連では、労金協会と協力し、〈ろうきん〉業態に大きな影響を及ぼすと判断されるレピュテーションリスクを早期に把握し、そのレピュテーションリスクの規模・性質に応じて迅速かつ適切に対応するための管理体制を整備しています。

危機管理体制

労金連では、大規模災害、政治・経済・社会制度の変化、コンピューターシステムの障害、風評被害、感染症等に起因する緊急事態を想定した「危機管理規程」を危機管理対応における最上位規程として整備しています。本規程では、各種業務の中断の範囲と期間を極小化し、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための体制および対応方針等を定めています。

危機発生時（発生が懸念される場合を含む）には緊急対策本部を設置し、一元的に指揮・命令を行う体制としています。

また、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めるとともに、業務継続態勢の不断の見直しを行っています。（業務継続態勢の整備状況については、55ページをご覧ください。）

審査体制

個別案件の融資審査においては、当該融資先の経営内容、事業計画の健全性と将来性および資金計画・償還計画の妥当性、担保の適格性等を総合的に勘案しています。

また、大口融資案件等については、決裁権限規程および個別制度規程に基づき、信用リスクの把握と審査における相互牽制

機能を重視した手続きを実行しています。

融資実行後においては、融資先の経営状況や事業遂行状況を的確に把握すること、また資産の自己査定結果を踏まえた適切な事後管理策を実施することにより、資産の健全性の確保に努めています。

業務継続態勢

業務継続方針

労金連は、大規模地震、台風等の自然災害、感染症、火災、システム障害等の発生時(以下、「非常時」という。)においても、金融

システム機能を維持するために業務継続態勢を整備しています。

<労金連の非常時における業務継続に関する基本方針>

- (1) 自然災害や火災、感染症など生命・身体に危険が及び可能性のある非常時には、人命を最優先し、まず従業員の安全を確保する。
- (2) 非常時においては、最低限の国民生活を維持するために必要な金融機能を労金連の重要業務として継続する。
- (3) 非常時に備え、事前に、業務継続に係る対応方針、手段、必要な資源の確保および適切な配分を定める「業務継続計画」を策定する。
- (4) 業務継続の実効性を確保・向上させる観点から、「業務継続マネジメント規程」を策定し業務継続体制の整備を実施する。
- (5) 経営陣は、業務継続の重要性を認識し、組織横断的な業務継続体制の整備を経営課題の一つとして位置づけ、継続的に取り組むものとする。

上記の基本方針に基づき、非常時における緊急対策体制、および非常時に備えたバックアップオフィス等の体制の強化を進め

るとともに、平時から業務継続の実効性を確保・向上させる取組み(PDCA活動)を行っています。

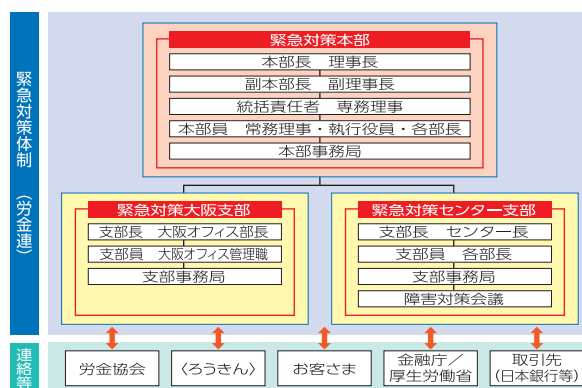
「危機管理規程」に基づく緊急対策体制

労金連は、「危機管理規程」において、非常時における各種業務の中断の範囲と期間を極小化し、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための体制および対応方針等を定めています。

非常時においては、緊急対策本部を設置し、一元的に指揮・命令を行う体制を整備しています。

緊急対策本部は、原則として東京地区に設置し、必要に応じて緊急対策センター支部、緊急対策大阪支部を設置することとしています。

また、危機が〈ろうきん〉全体に影響を及ぼすことが予想され、労金協会と共同して対応すべきと判断した場合には、「合同対策本部」を組織し、労金協会と相互に協力して危機管理対策にあたることとしています。



業務継続態勢の強化に向けた関連規程の継続的な見直し

労金連は、業務継続態勢強化の取組みとして、業務継続対応のPDCA活動を行うとともに、関連規程の継続的な見直しを行っています。

「業務継続マネジメント規程」では、単年度または複数年度にまたがるアクションプラン（活動計画）を定め、業務継続を実現するための予算・資源等の確保、「業務継続方針」を役職員に浸透

させるための教育・訓練の実施、「業務継続計画」の点検・更新による改善を継続的にを行っています。

「業務継続方針」および「業務継続計画」は、絶えず見直すことが重要であり、アクションプラン（活動計画）の実施結果を踏まえて、適宜改正等を行っています。

バックアップオフィス体制

労金連は、非常時における対応強化策として、大阪地区を拠点としたバックアップオフィスを設置しています。バックアップオフィスは主に次の役割を担っています。

- ・ 東京地区での業務継続が困難となった際には、大阪地区にて日銀決済・対外決済等の業務を代行します。
- ・ 平常時においても、東京地区と大阪地区の二拠点で現金供

給業務（66ページ）等のデュアルオペレーションを行っています。順次、デュアルオペレーションの対象業務範囲を拡充し、業務継続態勢強化を図ります。

- ・ 総合事務センターでの業務継続が困難となった際には、オール・ワンシステム（業態のオンラインシステム）のバックアップサイト（災害対策システム）切替に伴う初期対応を行います。

継続的な訓練の実施

労金連は、「業務継続計画」の実効性の確認と要員の習熟度向上の観点から、金融システム機能維持のために最低限必要な日銀決済・対外決済等の重要業務を中心に、定期的に組織横断的

な訓練を行っています。訓練を継続して行うことで、平時より、業務継続の実効性の確保・向上に努めています。

コンプライアンスの体制

コンプライアンスに対する考え方

労金連は、「ろうきんの理念」に掲げる「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」を「経営方針」に明記し、理念に根ざした事業活動を行うことを経営の根幹に据えています。これは、〈ろうきん〉の中央金融機関として〈ろうきん〉業態の発展に努めると同時に、社会の一員としてより良い社会の実現に対する責任を果たしていくことが労金連の目指すCSR経営であるからです。

このCSR経営の重要な柱となるのがコンプライアンスです。労金連は、社会からの揺るぎない信頼の維持、業務の健全性および適切性を確保するため、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ「法令等遵守方針」を定めています。

法令等遵守方針（抜粋）

1. 経営方針に則り、本会の社会的責任と事業目的に適合する高い企業倫理を構築し、その実践と徹底を図るため継続的な取り組みを行うこと
2. コンプライアンス関連情報を一元的に収集、管理、分析、検討して、その結果に基づき適時に適切な措置・方策を講じるための態勢を整備すること
3. 法令等遵守を実践するために具体的な計画（コンプライアンス・プログラム）を年度ごとに策定し、進捗状況および達成状況を定期的に把握・評価し検証しながら改善を加えること
4. 法令等違反行為が発生した場合には、事実関係の調査・解明と原因究明を行い、迅速な問題解決と徹底した再発防止に努めるとともに、関係者の責任追及と監督責任の明確化を図ること
5. 役職員にコンプライアンスの重要性を認識させ、法令やルールを遵守のうえ担当職務を誠実に遂行させること

また、「行動規範」では、法令等遵守に加え、情報開示、人間の尊厳の尊重、環境への配慮、情報取扱いの徹底など、労金連あるいは役職員一人ひとりが守るべき事項を定め、企業倫理や事業活動に対する労金連の基本姿勢を明らかにしています。

このような理念、経営方針、法令等遵守方針ならびに行動規範に基づき、労金連は、今後も広く社会から信頼される金融機関となることを目指して透明性の高い誠実な経営を行っていきます。

行動規範（抜粋）

I 基本原則

I-1 公共的使命と事業目的に対する責任

公共的使命と事業目的に対する責任の重みを常に自覚し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼を確保する。

I-2 法令やルールの遵守と誠実で倫理的な事業活動

法令やルールおよびその精神を遵守し、誠実かつ倫理的な事業活動を行う。

I-3 ステークホルダーとの関係

「ろうきんの理念」に掲げる「人々が喜びをもって共生できる社会」の実現に向けて、労金連を取り巻くさまざまなステークホルダーとの関係を重視する。

II 労金連

II-1 政治・行政との健全かつ透明な関係

労働金庫法に定める「政治的中立の原則」を堅持するとともに、行政との健全かつ透明な関係作りに努める。

II-2 反社会的勢力の排除と被害防止

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除し、反社会的勢力による被害を防止する体制を構築する。

Ⅱ-3 透明な経営

必要な情報を適時適切かつ誠実に開示し、透明性の高い経営を行う。

Ⅱ-4 人間の尊厳の尊重

人間の尊厳を尊重する組織風土を醸成する。

Ⅱ-5 雇用に関する取組み

職員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、働きがいがあり、安全で働きやすい環境を確保する。

Ⅱ-6 社会貢献活動

事業活動はもとより、社会活動を通じて、より良い社会づくりへの貢献に努める。

Ⅱ-7 環境への配慮

環境問題の重要性を強く認識し、環境に配慮した取組みを継続的に展開する。

Ⅱ-8 代表理事の果たすべき役割と責任

代表理事は、本行動規範の実践、徹底および問題解決について、役割と責任を遂行する。

Ⅲ 役職員

Ⅲ-1 職務上の地位を利用した不当な利益を図る行為や労金連と利益が相反する行為を行ってはならない。

Ⅲ-2 公私を明確に区別しなければならない。

Ⅲ-3 情報や情報システムは適切に管理・保護し、それらの機密や安全を損ねる行為は一切行ってはならない。

Ⅲ-4 社会的常識の範囲を超えるような過剰な接待・贈答については、慎まなければならない。

Ⅲ-5 インサイダー取引を行ってはならない。

Ⅲ-6 日常の自己管理を徹底しなければならない。

Ⅲ-7 品位と誇りを持って職務を遂行しなければならない。

Ⅲ-8 共に働く人を大切に（あるいは尊重）しなければならない。

運営体制

労金連のコンプライアンス体制は、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部門であるコンプライアンス部および各部門に配置されたコンプライアンス部門責任者・コンプライアンス部門担当者を中心に運営しています。

理事長を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンス態勢の整備・強化に関する諸課題について審議しています。コンプライアンス部は、コンプライアンスの企画・立案、コンプライアンス・マニュアルやコンプライアンス・プログラムの策定・見直し、モニタリング等を担当しています。また、部門ごとに、コンプライアンス態勢の定期的な自主点検や研修を実施するほか、所管業務に即した法令や事例の蓄積に努めることとしており、労金連全体でコンプライアンスに取り組む体制としています。

具体的な取組み

コンプライアンスの実践は、中期経営計画や年度ごとの事業計画にコンプライアンスに係る課題を設定するとともに、年度ごとに策定する「コンプライアンス・プログラム」に沿って、計画的に取り組んでいます。

コンプライアンス・プログラムでは、特に研修の充実に力点を置き、役職員のコンプライアンス意識の醸成とコンプライアンスの定着に努めています。

コンプライアンス上の問題については、定期的なモニタリングを通じてその把握に努めるとともに、常時、相談や報告ができるようにホットライン制度を設け、早期発見・早期是正の仕組みを整備しています。

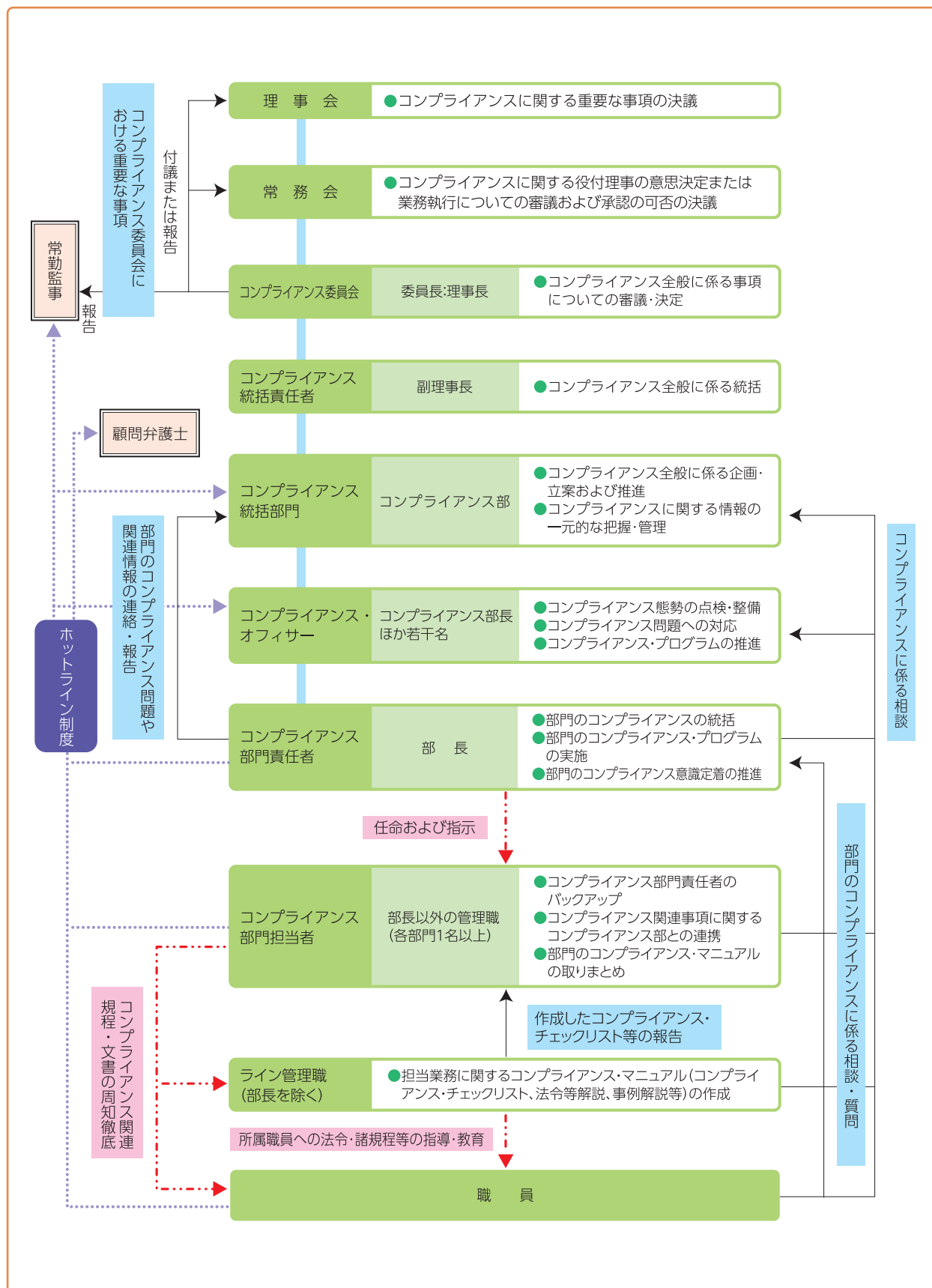
「コンプライアンス・マニュアル」には、「ろうきんの理念」、「経営方針」、「行動規範」や関連規程をはじめ、法令等解説や事例解説などを掲載し、全役職員が業務を遂行するうえでの手引きとして活用できるよう社内LAN上で情報共有し、周知徹底を図っています。

反社会的勢力との関係遮断

労金連は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断する態勢を整備しています。具体的には、行動規範・規程・対応マニュアルを整備し、統括責任者を設置して一元的な管理態勢を構築するとともに、各事業所の不当要求防止責任者がコンプライアンス部と連携することとしています。また、契約書等への暴力団排除条項導入により反社会的勢力との取引の未然防止に努めるとともに、必要に応じ外部機関とも連携のうえ対応しています。

コンプライアンス体制

(2020年7月1日現在)



マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策

労金連は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与(以下、「マネロン等」といいます。)のリスク対策を経営上の重要な課題と認識し、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入に係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命して組織横断的なリスク管理態勢を整備し対策強化に取り組んでいます。

経営陣は、関係する全ての部門が連携・協働して対応できるよう主体的に関与し、常務会において「マネロン等リスク対策計画」を毎年策定のうえ、リスクベースアプローチによるマネロン等リスクの特定・評価・低減措置の実施、継続的な顧客管理、職員研修および子会社との連携強化に取り組んでいます。

マネロン等リスク対策関連部門の役割

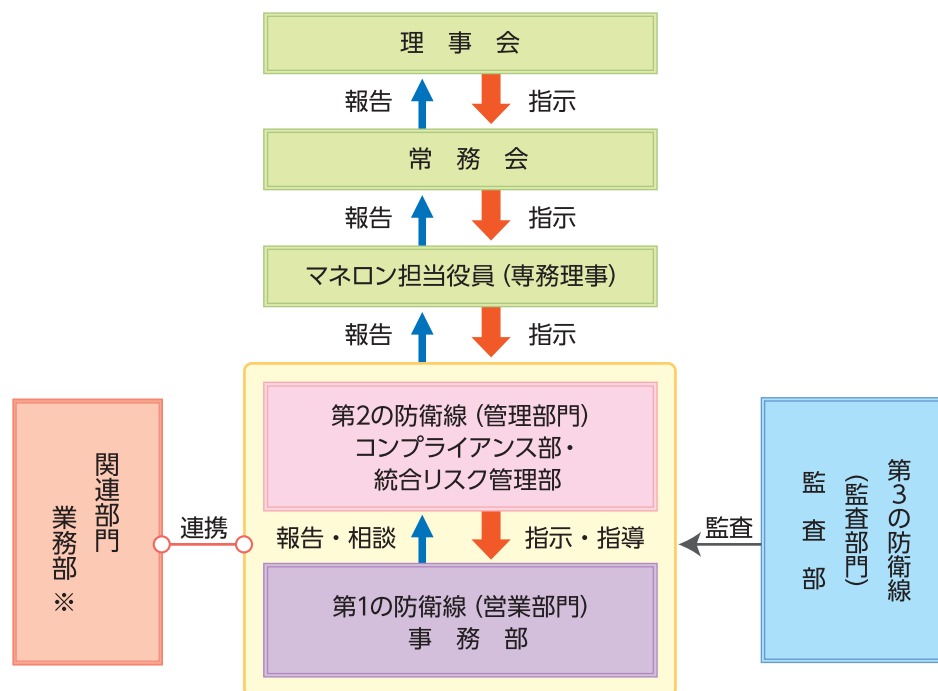
第1の防衛線(営業部門)は、顧客との取引開始時に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認を行い、取引開始後は継続的な顧客管理を行っています。

第2の防衛線(管理部門)は、マネロン等リスク管理の主管部署として上記の方針や計画等の遵守を営業部門に指示・指導するとともに、全ての部門が協働するリスク管理態勢を推進しています。

第3の防衛線(監査部門)は、労金連におけるマネロン等リスク管理態勢の有効性を定期的に検証しています。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策体制

(2020年7月1日現在)



※ 本会は、〈ろうきん〉業態の中央機関として、金庫にとって参考とすべき情報・対応事例の共有、態勢構築への支援を行っています。

内部監査の体制

労金連では、業務部門から制約を受けない独立した部署である監査部（内部監査部門）が、内部監査の実施により、業務全般のガバナンス・プロセス等の有効性と効率性を検証・評価し、その結果に基づいて客観的意見を述べ改善提言等を行う体制としています。

内部監査の目的と範囲

内部監査部門は、業務全般のガバナンス・プロセス、リスクマネジメント・プロセスおよびリスクコントロール・プロセスを対象に、規律遵守の態度をもって有効性と効率性を評価し、これに基づいて客観的意見を述べ、改善を図ることを目的として提言・勧告を行うアシュアランス活動と、経営陣からの要請に基づき特定の経営諸活動に助言するコンサルティング活動を行います。

内部監査実施状況

労金連は、2020年度の監査の活動方針として以下の事項を掲げています。

1. 監査

(1) 重点監査項目（重点テーマ）

① 業務監査（機能別監査以外）

リスク・アセスメントに基づき、次の観点からテーマ監査を実施し、各業務の遂行状況・リスクコントロール状況を検証します。

ア. 経営課題への対応

イ. コンプライアンス・リスク管理態勢の整備・確立

ウ. 事務リスク管理態勢の適正な運営

② システム監査

リスク・アセスメントに基づき、次の観点からテーマ監査を実施し、遂行状況・リスクコントロール状況を検証します。

ア. サイバーセキュリティ対策への対応状況

イ. データ消去・破壊に関する技術・運用体制面の整備状況および運用状況

ウ. 次期アール・ワンシステム更改への対応状況

エ. システムのモニタリング、評価プロセスの運用状況

(2) 監査対象部門

① 労金連

労金連全部署を監査対象とします。

② 子会社

㈱労金カードサービスを監査対象とします。ただし、同社に監査を実施する場合は、その旨を同社に通知し、事前に了解を得たうえで監査を実施することとします。

(3) 外部専門家の活用

金融新技術に関する監査など、労金連内に知見を有しない監査については、コソース等の方法により外部専門家を活用します。

2. フォローアップ

内部監査における発見事項に対する改善策への対応状況についてフォローアップを行い、その結果については役員および執行役員に報告稟議で回覧するとともに、四半期毎に開催される内部監査役員会議における報告・議論を経て常務会および理事会に定期的に報告します。

3. オフサイトモニタリング、リスク・アセスメント

(1) オフサイトモニタリング

内部監査における発見事項に係る改善策への対応状況・定着状況を含めたリスクの状況や、経営課題の進捗

状況等を確認し、経営に資する実効的・効率的なリスクベース監査を実践するため、機関会議への陪席、資料閲覧等によりオフサイトモニタリングを適年実施します。

(2) リスク・アセスメント

オフサイトモニタリングに基づき、12月末基準でリスク・アセスメントを実施することで主要リスクを識別し、経営の観点から重要かつ緊急性の高い重点テーマを選定し、次年度の内部監査方針に反映します。

リスク・アセスメントは、オフサイトモニタリングや経営陣の意向を踏まえ最低年1回以上の見直しを行い、必要な場合は前記1. (1) の重点監査項目（重点テーマ）の年度中見直しを行います。

4. 品質評価・改善活動

(1) 監査実務を通じた監査様式等の継続的改善

内部監査業務遂行および品質評価（継続的モニタリング）を通じ、内部監査規程類、監査様式、チェックリスト等の精緻化を継続的に順次進めます。

(2) 内部監査品質評価基準等に準拠した品質評価

内部監査品質評価基準等に準拠し、上記(1)の継続的モニタリングを実施するとともに、2020年12月末基準で定期的自己評価を実施します。

(3) 外部評価、定期的自己評価を踏まえた改善対応

2019年度に実施した外部評価における高度化を含めた提言事項に対する改善措置は、2020年度の事業計画課題として改善取り組みを行い、2020年度の内部評価に含めてフォローアップします。

2019年12月末基準の定期的自己評価を踏まえた改善対応として、2020年度は前述の外部評価提言事項に対する改善措置でも言及されている、①内部監査要員の専門性に係る体系的な現状把握、②監査対象部署とのコミュニケーション強化、③アシュアランス（保証）機能充実に向けた業務プロセス改善を重点課題として取り組みます。

5. 教育・研修

ITの技術革新やコンダクトリスク等、「経営への影響度の大きい高リスク領域」に対する監査が的確に実施できるよう、外部セミナー等に参加し、専門的能力および資質の向上を図ります。また、必要に応じて、外部専門家の助言を得て監査品質の更なる向上を図ります。

6. 監事・外部監査等との連携・調整

常勤監事および会計監査等の外部監査人、その他の監査機能と十分な連携を図り、効率的かつ有効な三様監査体制を構築します。

自己検査実施状況

各業務部門は、重要物管理に関する事故防止および正確な事務の遂行を目的として、当該部門が自らを検査する自己検査を定期的に行っています。

自己検査では、重要物等の管理状況、仮受金・仮払金等の精算状況、規程・マニュアル等の整備状況、事務過誤の発生状況とその再発防止に関する事項、セキュリティ管理とシステムリスク管理に係る事項、個人情報保護に関する事項および部長が指示する事項等について検査しています。



5. 業務のご案内



主要な業務の内容	62
総合事務センター	68

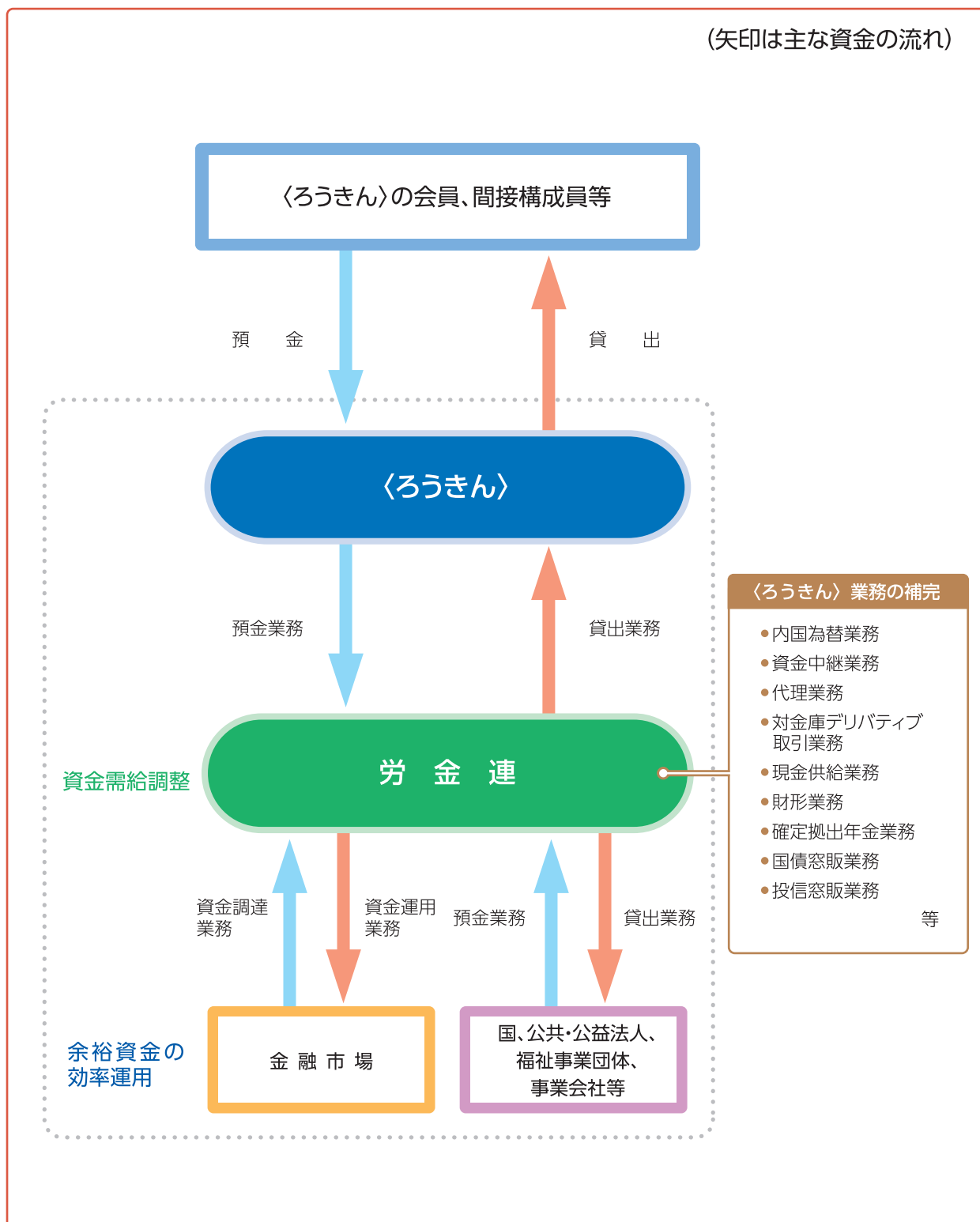


主要な業務の内容

労金連は、〈ろうきん〉の中央金融機関として、〈ろうきん〉との間で預金業務、貸出業務、内国為替などの〈ろうきん〉業務を補完する各種金融業務を行っています。そのほか、福祉事業団体、勤労者の団体、事業会社などとの法人取引を行っています。

また、金融市場においては、機関投資家として資金の調達や運用を行っています。

(矢印は主な資金の流れ)



資金調達業務

労金連の資金調達の残高(2020年3月31日現在)は、10兆1,279億円となっており、そのうち72.0%が預金です。

労金連が金融機能を十分に発揮していくためには、安定的な資金調達が不可欠です。このため、預金の受入れ以外にも、日銀金融調節や市場から資金調達を行うなど、多様な調達手段による流動性資金の適正な確保に努めています。



○預金業務

労金連の預金の大部分は、会員である〈ろうきん〉から受け入れています。

このほか、労金連では、公共法人や公益法人など、〈ろうきん〉以外のお客さまからも預金をお預かりしています。

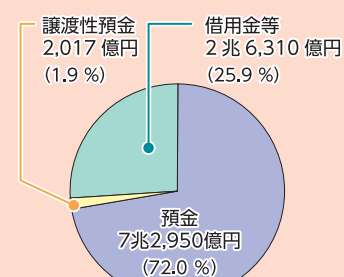
労金連の預金の種類は、当座預金、普通預金、普通預金無利息型(決済用預金)、通知預金、定期預金など一般の金融機関とほぼ同じですが、〈ろうきん〉の中央金融機関として〈ろうきん〉を対象とした独自の預金制度を設けています。

労金連は、これら〈ろうきん〉を対象とした預金により安定的な資金調達を行い、〈ろうきん〉間の資金需給調整機能を発揮するとともに、〈ろうきん〉の余裕資金の効率運用に資しています。

また、業態セーフティネットや大規模災害特別貸付の財源を確保するための預金の仕組みを作り、〈ろうきん〉業態の信用維持に努めています。

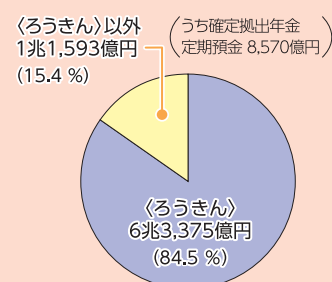
2020年3月31日現在の預金の残高(譲渡性預金を含む)は、7兆4,968億円となっています。

資金調達の構成



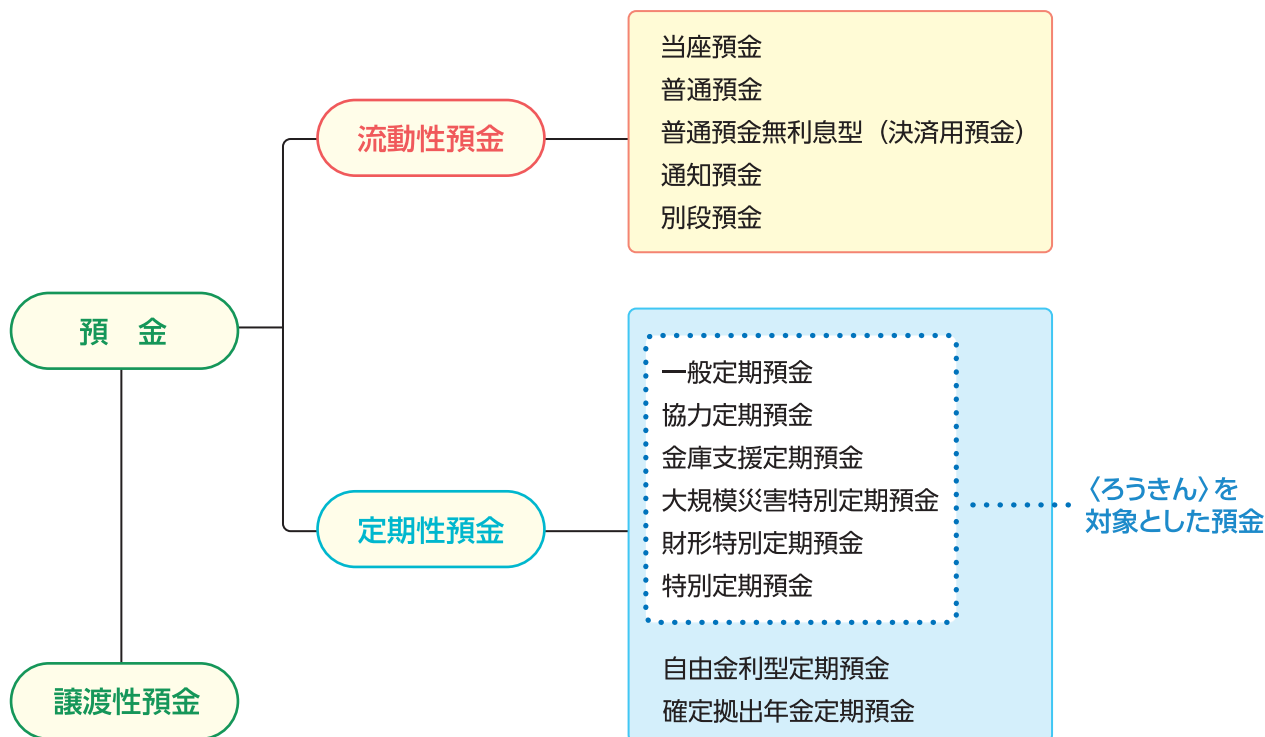
合計 10兆1,279億円
(2020年3月31日現在)

預金の構成



合計 7兆4,968億円
(2020年3月31日現在)
※譲渡性預金を含む

労金連の預金制度



資金運用業務

労金連には、〈ろうきん〉の余裕資金を効率的に運用し、安定的に収益を還元するという中央金融機関としての重要な役割があります。この役割を果たすため、労金連は、さまざまな運用手段を用いて資金の効率的な運用に努めています。

労金連の資金運用は金融市場運用の割合が高く、なかでもその中心的な位置を占めているのが有価証券運用です。

総資産10兆7,294億円(2020年3月31日現在)のうち、44.5%が有価証券等による運用資産です。

○貸出業務

会員である〈ろうきん〉への貸出は、〈ろうきん〉間の資金需給の調整、〈ろうきん〉業態の信用維持、災害時の被災者への支援などを主な目的としています。

また、労金連は、会員である〈ろうきん〉のほか、国や公共法人・公益法人、一部の株式会社などにも貸出を行っています。

2020年3月31日現在の貸出金の残高は、2兆5,463億円となっています。



○市場運用業務

労金連は、全国の〈ろうきん〉の余裕資金の効率運用と〈ろうきん〉間の資金需給の調整を主な目的として、国内を中心とする金融市場で資金運用を行っています。

(有価証券運用)

有価証券運用は、中長期的な視野に立ち、期間収益の確保と自己資本の健全な成長を目的として、債券を中心としたポートフォリオを構築しています。

運用にあたっては、マクロ経済環境や市場動向の分析を行うとともに、債券の金利を主な収益源泉と位置付け、国債・地方債をはじめとする公共債、投資適格事業債、ユーロ円債等を中心とした投資を行っています。

このほか、金利上昇リスク対応としての変動債や、分散投資の観点から外国国債、株式、投資信託等にも幅広く投資を行っています。

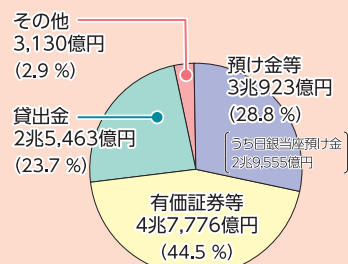
また、リスク管理は、デュレーションの管理や投資対象別限度額の設定とともに、金利リスク・信用リスク・流動性リスク等の状況をモニタリングすることにより、過度のリスクを取ることをのしないよう努めています。

2020年3月31日現在の有価証券(短期社債を除く)および金銭の信託の残高は、4兆7,776億円となっています。

(短期金融市場業務)

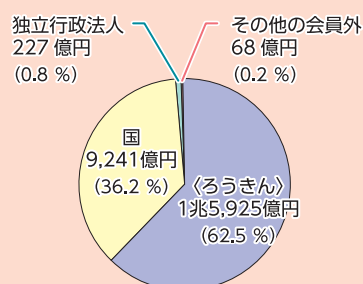
労金連は、信用リスク・流動性リスクに留意しながら、支払準備資産である短期資金の運用を行っています。労金連の2020年3月31日現在の短期運用資産残高(国への入札貸付等、短期運用見合いの貸付9,294億円を含む)は、4兆5,235億円となっています。

総資産の構成



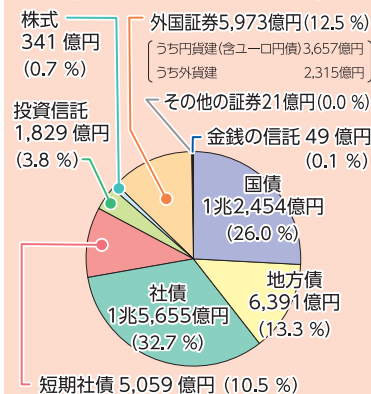
合計 10兆7,294億円
(2020年3月31日現在)

貸出先別構成



合計 2兆5,463億円
(2020年3月31日現在)

有価証券等の構成



合計 4兆7,776億円
(2020年3月31日現在)

〈ろうきん〉業務の補完

○内国為替業務等

〈ろうきん〉は、国内の民間金融機関との間で内国為替取引やATM提携サービスをはじめとした、各種情報ネットワークサービスを提供しています。

労金連は、〈ろうきん〉業態を代表して、労働金庫内国為替制度の運営や為替貸借の決済を行うとともに、業態統一の窓口として各種情報ネットワークサービスとの資金決済を担っています。

(内国為替業務)

〈ろうきん〉の内国為替は、労働金庫内国為替制度に基づき取り扱っており、アール・ワンシステムによりオンライン処理されています。

労金連は、労働金庫内国為替制度を運営するとともに、〈ろうきん〉相互間の為替貸借の決済を行っています。

また、〈ろうきん〉は、アール・ワンシステムと全国銀行データ通信システム(全銀システム)との接続により他の全銀システム加盟金融機関ともオンラインで結ばれ、〈ろうきん〉以外の金融機関との為替取引が行えるようになっています。

(その他の各種サービス)

〈ろうきん〉は、全国の〈ろうきん〉のネットワークと各種提携先を接続して、さまざまな情報ネットワークサービスを提供しています。

労金連は、業態統一の窓口として各種情報ネットワークサービスとの資金決済を行っています。

- ATM提携サービス(全国〈ろうきん〉間、全国〈ろうきん〉とMICS(入金ネット・他行カード振込を含む)、イオン銀行、ゆうちょ銀行、セブン銀行、ローソン銀行、イーネット、ビューカード)
- デビットカードサービス
- マルチペイメントネットワーク(ペイジー収納サービス・ペイジー口座振替受付サービス)
- ネット口座振替受付サービス
- CDキャッシング

●内国為替取扱実績

(単位:件)

項 目	区 分	2018年度		2019年度	
		労金連	13〈ろうきん〉合計	労金連	13〈ろうきん〉合計
送金・振込	各 地 へ 向 け た 分	1,313,347	6,813,713	1,350,791	6,929,475
	各 地 より 受 け た 分	60,831	27,757,387	62,182	28,412,713
代金取立	各 地 へ 向 け た 分	—	225	—	199
	各 地 より 受 け た 分	—	165	—	183
合 計	各 地 へ 向 け た 分	1,313,347	6,813,938	1,350,791	6,929,674
	各 地 より 受 け た 分	60,831	27,757,552	62,182	28,412,896

○資金中継業務

労金連では、全国の〈ろうきん〉が口座振替により収納した国税収納金、国民年金保険料や公共料金、クレジットカード利用代金などの資金を取りまとめ、一括して日本銀行や民間企業との決済を行っています。

また、労金連では、国の年金やその他の国庫金の振込、民間給与振込など、全国の〈ろうきん〉に開設されているお客さまの口座への振込業務も受託しています。

○代理業務

労金連は、日本銀行歳入代理店業務のほか次の機関の業務の代理を行っています。

- 独立行政法人住宅金融支援機構
- 株式会社日本政策金融公庫
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 一般社団法人日本労働者信用基金協会
- 預金保険機構

○対金庫デリバティブ取引業務

労金連は、全国の〈ろうきん〉に対し、リスクヘッジ機能を提供することを目的に、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行っています。

○現金供給業務

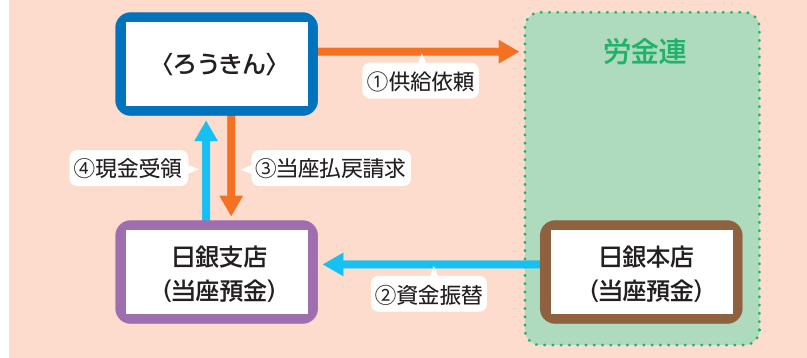
労金連は、全国の〈ろうきん〉が日々必要とする業務用現金を安定的かつ確実に調達できるよう、〈ろうきん〉業態で唯一認められている日本銀行本支店との当座取引を通じて現金の供給を行っています。

また、余剰となった現金は日本銀行の当座預金口座へ入金しています。

<2019年度取扱実績>

日本銀行からの現金払戻	550件	9,423億円
日本銀行への現金入金	94件	85億円

労金連の現金供給業務の流れ



○財形業務

労金連は、全国規模の企業・団体における財形預金の事務手続き(各種書類の授受や積立金の振込など)が円滑に行われるよう、全国〈ろうきん〉の窓口としての役割を担っており、ろうきん財形契約件数266万件的うち、45万件が労金連を通じて取引されています。(2020年3月31日現在)

また、財形預金のトップバンクとして“便利で使いやすい財形預金”を目指し、インターネット／モバイルバンキング、テレフォンバンキングでの残高照会や一般財形の払戻等のサービス向上、さらに財形制度の改善にも積極的に取り組んでいます。

○確定拠出年金業務

(企業型確定拠出年金)

労金連は、全国の〈ろうきん〉を代表して、確定拠出年金の商品提供機関の役割を担っており、元本確保型商品である「ろうきん確定拠出年金定期預金(期間5年)」・「ろうきん確定拠出年金定期預金(期間1年)」を提供しています。

また、労金連が確定拠出年金の運営管理機関となる総合型確定拠出年金「ろうきんDCプラン」を取り扱っています。

さらに、労金連では、各種情報提供ツールの作成や企業年金セミナーの開催支援、加入者教育に関する講師の養成など、全国の〈ろうきん〉が実施する「企業年金に係る役割発揮宣言」の取組みの強化・サポートも行っています。

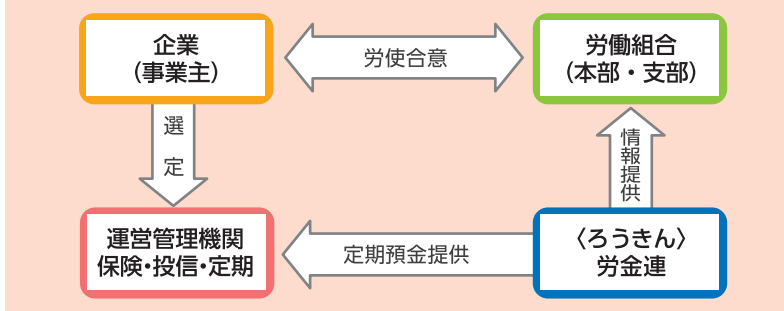
(個人型確定拠出年金*iDeCo*)

全国の〈ろうきん〉では、個人型確定拠出年金商品として「ろうきん*iDeCo* (個人型年金プラン)」を取り扱っています。*iDeCo*は税制上の優遇措置を活用して、より豊かな老後生活を送るための資産形成方法のひとつとして、お客さまにご提案しています。

労金連は、特設Webサイトや専用コールセンターの運営、各種推進ツールの作成など全国の〈ろうきん〉の推進活動・事務の支援を行っています。

さらに、労金連は、全国の〈ろうきん〉を代表して、確定拠出年金普及・推進協議会に参加し、*iDeCo*の制度普及に取り組んでいます。

企業型年金の仕組み



○ 国債窓販業務

〈ろうきん〉では、お客さまの資金運用ニーズに幅広くお応えするため、個人向け国債(3年、5年、10年)の窓口販売業務を行っています。

労金連は、〈ろうきん〉が行う国債窓口販売に係る取りまとめ機能を担うことにより、〈ろうきん〉の国債窓口販売業務をサポートしています。

○ 投信窓販業務

〈ろうきん〉は、登録金融機関として投資信託の販売を行っています。

労金連は、全国の〈ろうきん〉の委託を受け、投信委託会社、信託銀行との間で指定販売会社としての取りまとめ機能を担っています。

また、投資信託の商品の選定を行い、投資対象資産や投資対象地域の分類等による幅広い品揃えを提供するなど、各〈ろうきん〉における資産運用サービスのサポートに取り組んでいます。

○ 〈ろうきん〉業務の支援

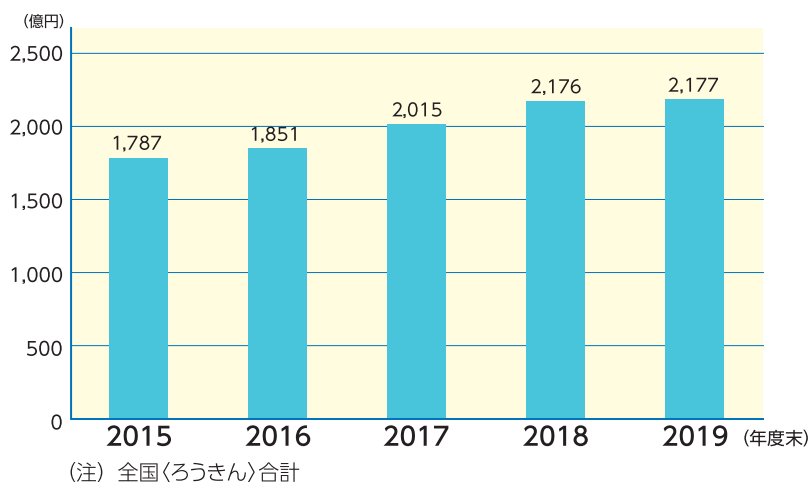
上記以外にも、労金連は、事務の統一化・標準化、業態統一規程の管理やリスク管理高度化支援など〈ろうきん〉の業務事務の支援を行っています。

○ その他

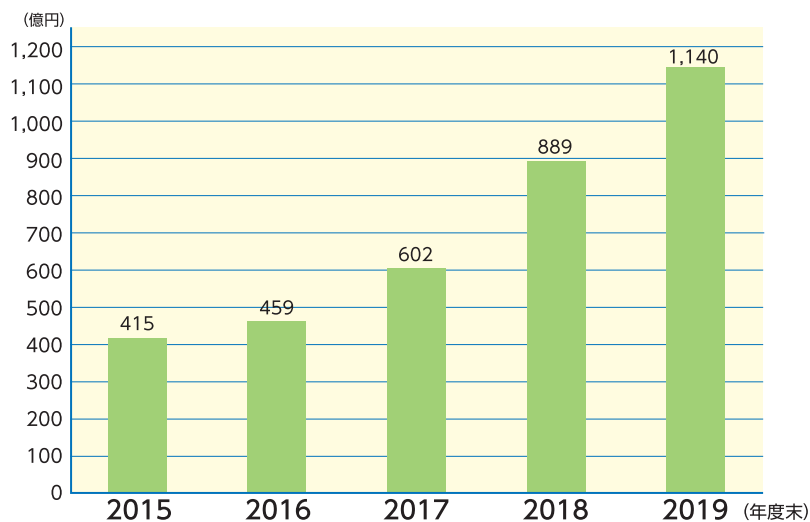
労金連では、商品有価証券売買業務、社債受託および登録業務、ならびに信託業務は行っていません。



国債窓販残高の推移

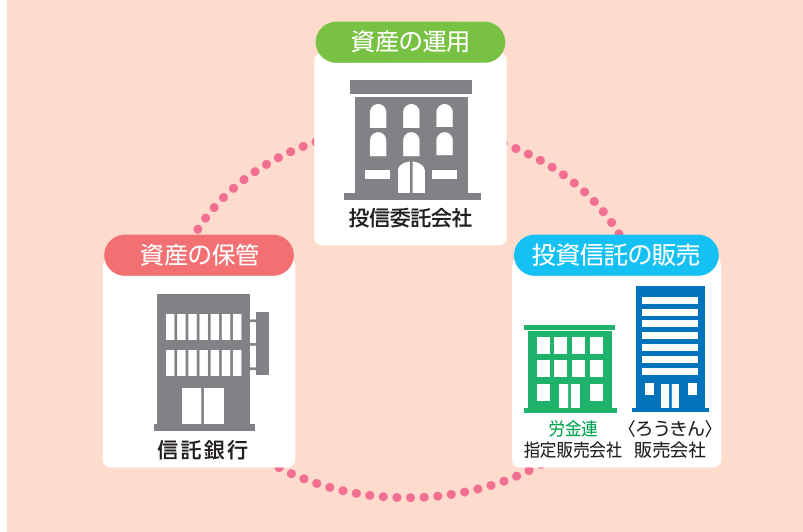


投信窓販純資産残高の推移



- (注) 1. 全国〈ろうきん〉合計
 2. 純資産残高は「各年度3月31日時点の基準価額×残高口数」にて算出
 3. 純資産残高には確定拠出年金(DC)向け商品を含む

労金連投信窓販業務の仕組み



総合事務センター

総合事務センターは、1989年12月にろうきんバンキングシステムの共同センターとして設立され、全国〈ろうきん〉の金融業務、内国為替取引のほか、ATM提携など対外機関との決済に係るオンラインシステムの運用を担っています。

〈ろうきん〉統一オンラインシステム（ユニティシステム）は、1990年以降、各地域の〈ろうきん〉のシステムを順次統合し、2003年5月の勘定系リニューアル等を経て、2007年1月には、新潟県労働金庫、静岡県労働金庫の移行をもって、〈ろうきん〉業態のオンラインシステムの全国一本化が完了しました。

2008年には、業態競争力の飛躍的強化やITコストの削減をねらいとした新たなオンラインシステム「アール・ワンシステム」の構築に着手し、2014年1月5日にユニティシステムからの一括移行を完了しました。引き続き、オンラインシステムの安定稼働に取り組むとともに、2022年

1月の次期アール・ワンシステム更改に向けた対応を行っています。

〈ろうきん〉では、お客さまが来店することなくお取引ができるチャネルとして、他金融機関やコンビニATMとの提携サービス、パソコンやスマートフォン・携帯電話による「ろうきんダイレクト」などのサービスを提供しています。

2019年度は、スマートフォンで手軽に残高やお取引状況をご確認いただける〈ろうきん〉アプリの公開、フィンテック企業と連携した家計簿アプリ・スマホ決済対応を行いました。また、インターネットバンキングにおける他金融機関への即時振込取引時間の拡大や収納機関のホームページから預金口座振替契約を行う「ネット口座振替受付サービス」を開始しました。

総合事務センターでは、今後も、制度・政策課題への積極的な取組み、利便性向上のためのシステム対応を行うとともに、お客さまに安心してご利用いただくため、

インターネットバンキング・モバイルバンキングのセキュリティ対策を一層強化していきます。

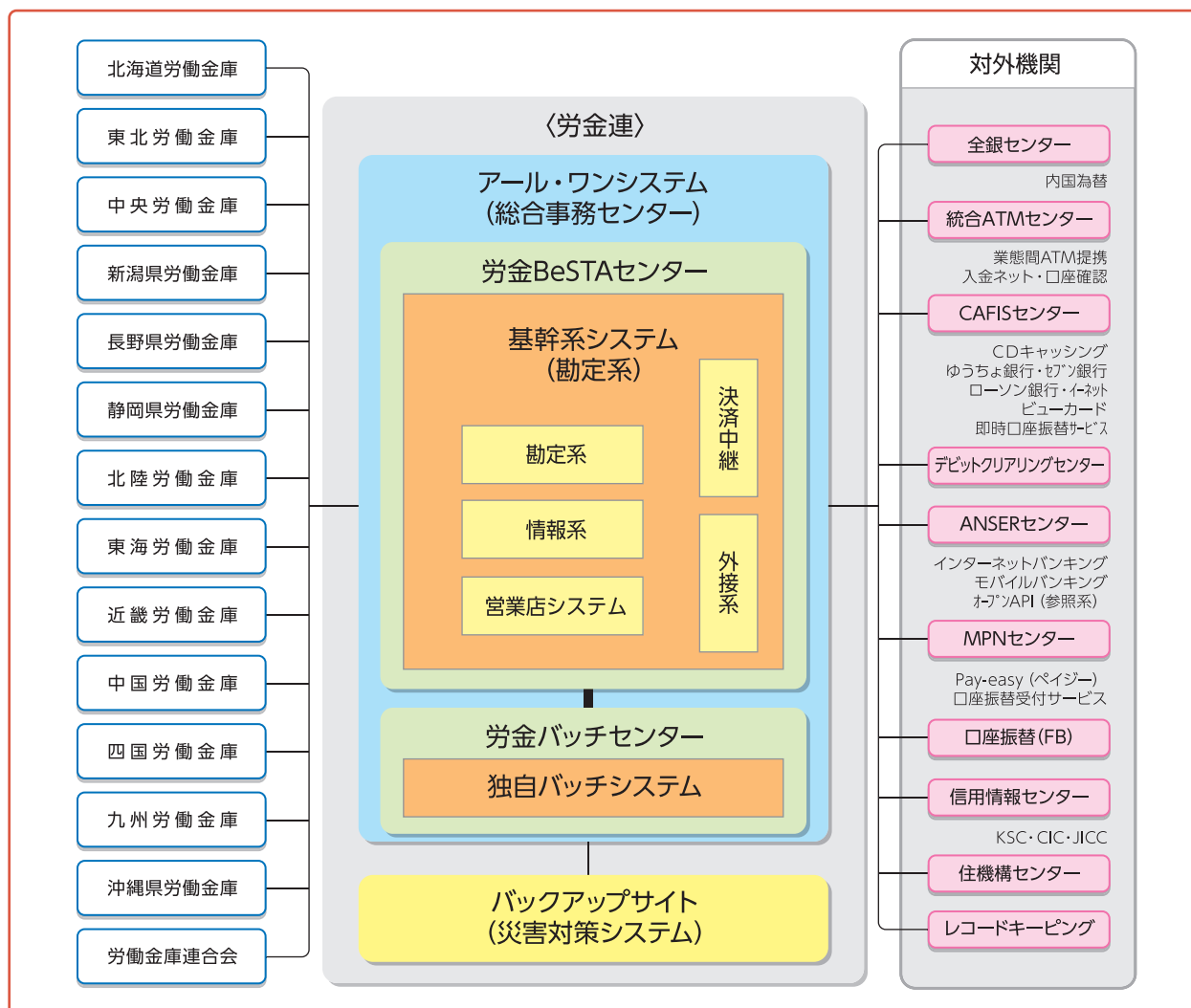
* 主なATM提携先

- ・MICS加盟の金融機関
- ・「入金ネット」マークのある金融機関
- ・イオン銀行（主な設置先：イオン・マックスバリュ・ミニストップなど）
- ・ゆうちょ銀行
- ・セブン銀行（同：セブンイーレブ・イトーヨーカドーなど）
- ・ローソン銀行（同：ローソン）
- ・イーネット（同：ファミリーマート他）
- ・ビューカード（同：VIEW ALTTE）JR東日本の駅構内）

* 主なスマホ・アプリ提携先

- ・家計簿アプリ（マネーツリー、マネーフォワードなど）
- ・スマホ決済（LINE Pay、J-Coin Pay）

アール・ワンシステム全体構成





6. 労金連の概要



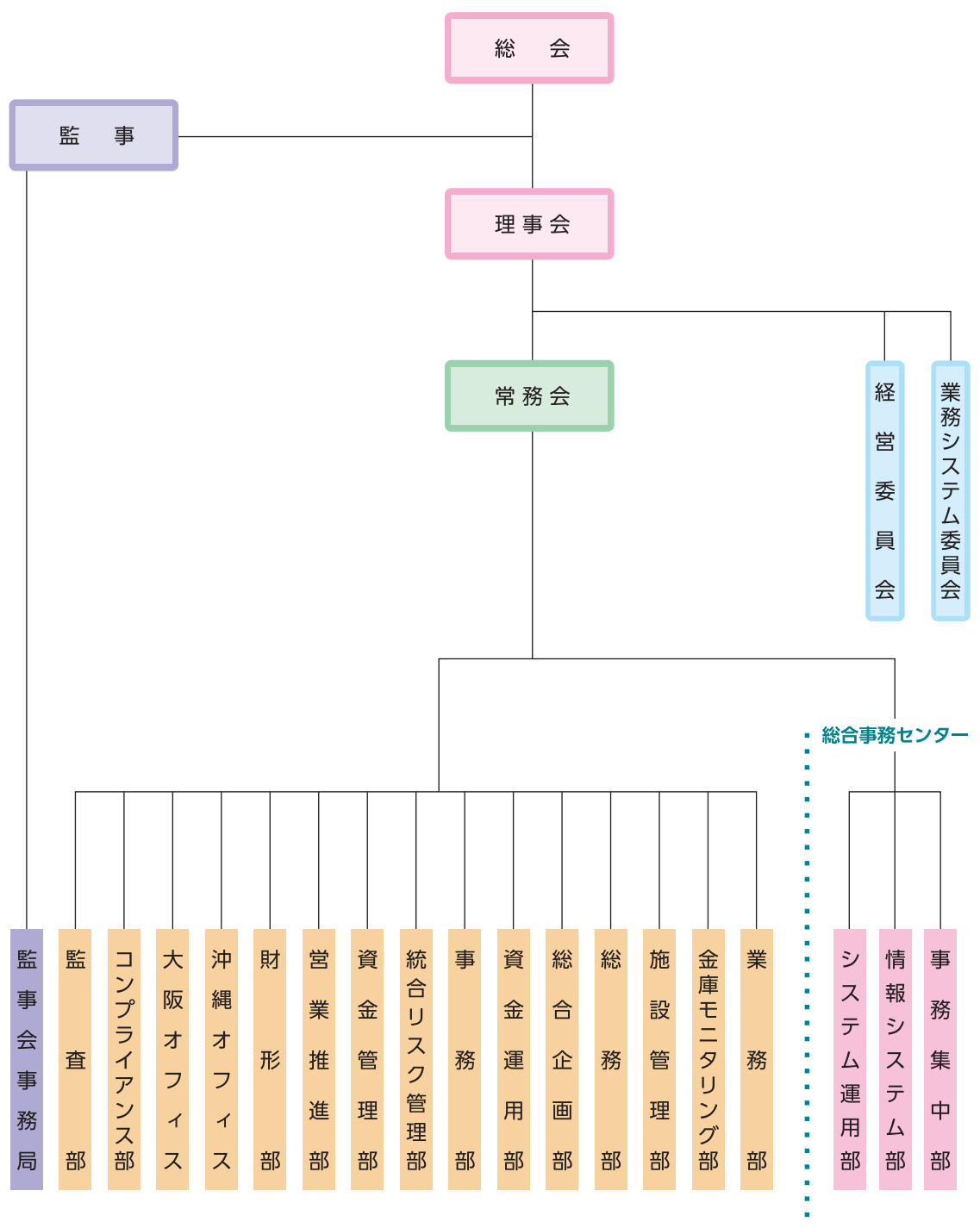
業務組織図	70
役員	71
職員の状況	72
会員の内訳	72
出資会員	72



業務組織図

(2020年7月1日現在)

常勤役員数457名



役員

(2020年6月29日現在)



理事長 中江 公人
(員外)



副理事長 山下 博司
(員外)



専務理事 片山 鉄郎
(員外)



常務理事 糸谷 元志
(員外)



常務理事 河村 一哉
(員外)



常務理事 安孫子 勝広
(員外)



常勤監事 落合 真
(員外)

理事	出村 良平	(北海道労働金庫理事長)
理事	砂金 良昭	(東北労働金庫理事長)
理事	松迫 卓男	(中央労働金庫理事長)
理事	齋藤 敏明	(新潟県労働金庫理事長)
理事	古川 正明	(静岡県労働金庫理事長)
理事	狩山 久弥	(北陸労働金庫理事長)
理事	土肥 和則	(東海労働金庫理事長)
理事	石村 龍治	(近畿労働金庫理事長)
理事	戸守 学	(中国労働金庫理事長)
理事	杉本 宗之	(四国労働金庫理事長)
理事	高橋 和善	(九州労働金庫理事長)
理事	高良 恵一	(沖縄県労働金庫理事長)

監事	小池 政和	(長野県労働金庫理事長)
監事	関 次郎	(員外)

常務執行役員 芦川 和人

※執行役員は、労働金庫法第32条の役員(理事及び監事)ではありませんが、執行体制を強化するために設けています。

職員の状況

項 目	2018年度末	2019年度末
職員数(人)	414	424
男 性	245	243
女 性	169	181
平均年齢	44歳6月	44歳1月
平均勤続年数	14年4月	13年9月
平均給与月額	428千円	418千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しています。

2. 職員数には、〈ろうきん〉からの出向者(2019年度末43名)、常勤嘱託職員、休職者および給料等を負担する出向職員を含み、臨時職員(派遣職員、アルバイト、パート、非常勤嘱託職員等)を除いています。なお、顧問弁護士等の雇用契約によらない者は除いています。

3. 平均給与月額は、3月中の平均給与月額であり、〈ろうきん〉からの出向者および常勤嘱託職員の給与を含んでいます。

4. 平均勤続年数には、労金協会および関連会社等での勤続年数が加算されています。

会員の内訳

(単位:千円、%)

会 員	2018年度末			2019年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
労 働 金 庫	13	120,000,000	100.0	13	120,000,000	100.0

出資会員

(2020年3月31日現在)

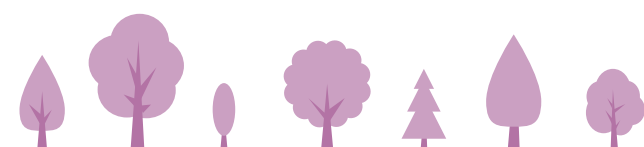
(単位:千円、%)

会 員 名	出 資 金 額	出資金総額に対する割合
北 海 道 労 働 金 庫	6,300,000	5.2
東 北 労 働 金 庫	10,600,000	8.8
中 央 労 働 金 庫	30,000,000	25.0
新 潟 県 労 働 金 庫	5,600,000	4.6
長 野 県 労 働 金 庫	3,900,000	3.2
静 岡 県 労 働 金 庫	7,300,000	6.0
北 陸 労 働 金 庫	5,900,000	4.9
東 海 労 働 金 庫	8,400,000	7.0
近 畿 労 働 金 庫	14,700,000	12.2
中 国 労 働 金 庫	7,700,000	6.4
四 国 労 働 金 庫	4,400,000	3.6
九 州 労 働 金 庫	13,400,000	11.1
沖 縄 県 労 働 金 庫	1,800,000	1.5



7. 財務資料編

単体財務諸表	74
諸比率	84
自己資本の充実の状況(単体・連結)	86
不良債権の状況(単体)	101
資産査定に係る各種基準の比較表	102
報酬等に関する事項(単体)	104
預金に関する指標	105
貸出金等に関する指標	106
有価証券に関する指標	107
有価証券等の時価情報	108
デリバティブ取引情報	110
連結情報	111
連結財務諸表	113
不良債権の状況(連結)	122
報酬等に関する事項(連結)	122
連結セグメント情報	122
会計監査人の名称	122



単体財務諸表

貸借対照表（資産の部）

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	2018年度末	2019年度末
現 金	—	—
預け金	3,577,827	3,017,379
買入手形	—	—
コールローン	20,000	75,000
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	5,608	4,964
商品有価証券	—	—
商品国債	—	—
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有価証券	4,254,112	4,772,696
国 債	1,106,529	1,245,468
地方債	763,227	639,123
短期社債	136,995	505,982
社 債	1,547,441	1,565,573
貸付信託	—	—
投資信託	143,101	182,914
株 式	34,145	34,166
外国証券	521,150	597,340
その他の証券	1,521	2,126
貸出金	2,612,475	2,546,338
割引手形	—	—
手形貸付	1,636,600	1,585,200
証書貸付	969,407	952,399
当座貸越	6,468	8,739
外国為替	—	—
外国他店預け	—	—
外国他店貸	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
その他資産	315,678	297,551
未決済為替貸	—	0
前払費用	19,603	14,504
未収収益	8,123	7,820
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	—	10
金融商品等差入担保金	—	—
リース投資資産	—	—
その他の資産	287,951	275,216
有形固定資産	11,352	10,763
建 物	7,614	7,350
土 地	2,101	2,101
リース資産	17	9
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	1,619	1,302
無形固定資産	5,380	4,725
ソフトウェア	5,318	4,686
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	61	38
前払年金費用	—	—
繰延税金資産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	—	—
貸倒引当金	△3	△5
(うち個別貸倒引当金)	(—)	(—)
資産の部 合計	10,802,430	10,729,415

貸借対照表（負債及び純資産の部）

(単位：百万円)

科 目 (負債の部)	2018年度末	2019年度末
預 金	7,389,828	7,295,065
当座預金	—	—
普通預金	488,773	579,563
貯蓄預金	—	—
通知預金	—	—
別段預金	211	552
定期預金	6,900,804	6,714,925
その他の預金	38	23
譲渡性預金	184,882	201,796
借入金	1,555,700	1,544,000
借入金	1,555,700	1,544,000
当座借越	—	—
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	200,000	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	977,322	1,087,065
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他負債	44,137	191,695
未決済為替借	—	1,711
未払費用	18,982	19,537
未払法人税等	1,107	1,747
前受収益	0	0
払戻未済金	—	—
払戻未済持分	—	—
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	26	31
金融商品等受入担保金	—	—
リース債務	16	8
資産除去債務	—	—
その他の負債	24,003	168,658
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	241	239
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	2,377	1,991
役員退職慰労引当金	55	74
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	42,124	29,449
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	—	—
負債の部 合計	10,396,668	10,351,377
(純資産の部)		
出資金	120,000	120,000
普通出資金	120,000	120,000
優先出資金	—	—
優先出資金申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	172,459	177,969
利益準備金	40,000	42,100
その他利益剰余金	132,459	135,869
特別積立金	112,175	112,130
(特別積立金)	(2,000)	(2,000)
(金利変動等準備積立金)	(35,000)	(35,000)
(配当準備積立金)	(15,000)	(15,000)
(経営基盤強化積立金)	(30,000)	(30,000)
(相互支援基金積立金)	(30,000)	(30,000)
(60周年記念活動積立金)	(110)	(90)
(金庫CSR支援積立金)	(65)	(40)
当期末処分剰余金	20,284	23,738
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資金申込証拠金	—	—
会員勘定合計	292,459	297,969
その他有価証券評価差額金	113,302	80,065
繰延ヘッジ損益	△0	2
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	113,301	80,068
純資産の部 合計	405,761	378,037
負債及び純資産の部 合計	10,802,430	10,729,415

(注) あわせて貸借対照表注記（78ページ～）をご覧ください。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年度	2019年度
経常収益	70,791	64,389
資金運用収益	41,859	40,104
貸出金利息	455	410
預け金利息	1,514	1,513
買入手形利息	—	—
コールローン利息	4	1
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	39,884	38,145
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	1	33
役務取引等収益	27,425	22,913
受入為替手数料	4	5
その他の役務収益	27,420	22,908
その他業務収益	1,220	1,302
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	1,188	1,161
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	31	140
その他経常収益	286	69
貸倒引当金戻入益	0	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	286	69
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	—	—
経常費用	57,316	49,964
資金調達費用	20,340	18,573
預金利息	20,120	18,306
譲渡性預金利息	131	162
借用金利息	0	0
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	88	104
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	680	781
支払為替手数料	3	4
その他の役務費用	676	777
その他業務費用	928	1,705
外国為替売買損	0	0
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	890	1,539
国債等債券償還損	—	152
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	26	2
その他の業務費用	10	10
経 費	34,862	28,085
人件費	4,060	4,079
物件費	28,680	23,899
税 金	2,120	106
その他経常費用	504	818
貸倒引当金繰入額	—	1
貸出金償却	—	—
株式等売却損	42	517
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	211	33
その他資産償却	202	219
退職手当金	4	0
その他の経常費用	44	44
経常利益	13,474	14,425

(単位：百万円)

科 目	2018年度	2019年度
特別利益	—	98
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	98
特別損失	12	14
固定資産処分損	12	14
減損損失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	13,462	14,508
法人税、住民税及び事業税	2,369	2,335
法人税等調整額	124	63
法人税等合計	2,494	2,398
当期純利益	10,968	12,110
繰越金（当期首残高）	9,270	11,584
60周年記念活動積立金取崩額	19	19
金庫CSR支援積立金取崩額	25	25
当期末処分剰余金	20,284	23,738

(注) あわせて損益計算書注記（82ページ）をご覧ください。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	2018年度 (総会承認日2019年6月27日)	2019年度 (総会承認日2020年6月29日)
当期末処分剰余金	20,284,080	23,738,984
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	8,700,000	9,600,000
利益準備金	2,100,000	2,400,000
普通出資に対する配当金	1,800,000	1,800,000
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	4,800,000	5,400,000
特別積立金	—	—
繰越金（当期末残高）	11,584,080	14,138,984

会計監査人による監査

令和元年度における計算書類（貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書）については、労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づきEY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

代表者の確認

令和元年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」といいます。）ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和2年6月30日

労働金庫連合会

理事長 中江 公人

貸借対照表注記

労金連は以下「本会」といいます。

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 一部の外貨建債券（その他有価証券）に係わる為替変動リスクの相殺を目的に、ヘッジ対象を契約単位で識別する個別ヘッジを実施しております。
- ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づいて、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の評価差額の認識時点をヘッジ対象である資産の損益認識時点と同一にする繰延ヘッジによる会計処理を行っております。
- これは、本会の「2019年度リスク管理方針」に基づいて個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の償還時における為替変動リスクをヘッジすることを目的とするものであります。
- なお、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。
6. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、本会の定める決算経理規程に基づきそれぞれ次のとおり償却しております。
- | | |
|------------|---|
| 建物（本館、社宅） | 定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は3年～50年であります。 |
| 建物（事務センター） | 定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は6年～60年であります。 |
| その他 | 定額法（利用可能期間による耐用年数を使用）を採用しております。
また、主な耐用年数は4年～20年であります。 |
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、本会内における利用可能期間に基づいて償却を行っております。主要な償却年数は5年であります。

7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
8. 外貨建資産・負債は決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、本会の定める資産査定基準及び決算経理規程に則り、次のとおり計上しております。
- 正常先債権及び要注意先債権に相当する債権（以下「債権」とは、貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権をいう）については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づいた引当額を引当てることとしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
- すべての債権は本会の定める資産査定基準に則り本会各部が第一次査定を、統合リスク管理部が第二次査定を実施し、当該部から独立した監査部が査定監査を行っており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 本会の引当基準は、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に基づいて定めております。
10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- (1) 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により算出した額を損益処理
- (2) 数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理
- また、嘱託職員の退職金の支払に備えるため、嘱託職員就業規則に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 確定拠出年金制度への移行
本会は、平成31年4月1日に職員（嘱託等職員および臨時職員を除く）の退職給付制度の一部を確定拠出年金に移行しております。
- この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。
- なお、この制度移行による退職給付制度終了益98百万円を、特別利益に計上しております。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 消費税及び地方消費税は税込方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
16. 子会社等の株式総額 538百万円
17. 子会社等に対する金銭債権総額 1,343百万円
18. 子会社等に対する金銭債務総額 529百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 12,632百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳額はありせん。
21. 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権はありません。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
22. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3ヵ月以上延滞債権」に該当しないものであります。
24. 破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額はありせん。
25. ローン・パーティシペーションについては、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づき、原債務者に対する貸出金として会計処理していますが、決算日における残高はありせん。
26. 目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。
27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|--------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 2,375,800百万円 |
| 貸出金 | 548,885百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 1,087,065百万円 |
| 借入金 | 1,544,000百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券23,331百万円を差し入れております。
- また、その他の資産のうち保証金は102百万円であります。
28. 出資1口当たりの純資産額 315,031円48銭

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本会は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

本会が保有する金融資産は、主として有価証券です。主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、貸出金は主に日本国政府及び全国にある13の労働金庫向けであります。

一方、金融負債はそのほとんどが全国にある13の労働金庫からの預金であり、すべて固定金利の預金です。金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されており、為替予約取引を行うことにより当該リスクを回避しています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

本会は、取引先の信用状態の調査を基に与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する与信管理と、信用リスクが顕在化した場合のリスク量を統計的な手法で計測する信用VaRによりモニタリングすることなどで、信用リスクを管理しております。

与信管理は、信用リスクに関する管理諸規程に従い各部署が管理しており、与信管理の状況を統合リスク管理部がチェックし、算出した信用VaRと合わせて経営管理委員会及び常務会に報告を行っております。

また、事業年度ごとにリスク資本を信用リスクに配賦しており、月次で信用VaRとの対比を行うことで、信用リスクをコントロールする態勢を整備し運営しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

本会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等を定めており、理事会において決定されたリスク管理方針に基づき、経営管理委員会及び常務会においてリスク管理状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には統合リスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、総合企画部のALM報告と合わせて月次で経営管理委員会及び常務会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

本会は、価格変動リスクが顕在化した場合のリスク量を統計的な手法で計測する市場VaRによりモニタリングすることなどで、市場リスクを管理しております。また、市場環境や財務状況などのモニタリングを行い、これらの情報を統合リスク管理部が経営管理委員会及び常務会に報告を行っております。

なお、年度毎にリスク資本を市場リスクに配賦しており、算出された市場VaRとの対比を行うことで、市場リスクをコントロールする態勢を整備し運営しております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価及び事務管理に関する部門を分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引実施基準に基づき実施されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

本会では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaR等により計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

本会のVaRは分散共分散法（保有期間：満期保有目的の債券および一部の定期預金120営業日、その他の資産および負債60営業日、信頼区間：99%、観測期間：1,250営業日）により算出しており、令和2年3月31日現在で本会の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で63,024百万円であります。

なお、本会では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

本会は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

30. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金	3,017,379	3,017,379	－
(2) コールローン	75,000	75,000	－
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	778,595	778,823	227
その他有価証券	3,991,419	3,991,419	－
(4) 貸出金	2,546,338		
貸倒引当金(*1)	△5		
	2,546,333	2,546,339	6
金融資産計	10,408,728	10,408,962	233
(1) 預金	7,295,065	7,330,980	35,915
(2) 譲渡性預金	201,796	201,796	0
(3) 借入金	1,544,000	1,544,000	－
(4) 債券貸借取引受入担保金	1,087,065	1,087,065	－
金融負債計	10,127,926	10,163,842	35,915
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(24)	(24)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	－
デリバティブ取引計	(21)	(21)	－

(注) 時価には、既に損益認識し貸借対照表に計上されている下記の未収利息及び未払利息に相当する金額が含まれています。

(未収利息) 貸出金 11百万円

(未払利息) 預金 18,128百万円、譲渡性預金 80百万円

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

債券は取引所の価格、業界団体の公表した価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、投資信託委託会社の公表する基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。株式は取引所の価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による

ものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、本会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ、金利オプション）であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	555
投資事業有限責任組合出資金(*2)	2,126
合 計	2,681

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 投資事業有限責任組合出資金については、組合の財産に非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるものが含まれることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
預け金	55,023	-	-	-	-	-	2,962,355
コールローン	75,000	-	-	-	-	-	-
有価証券							
満期保有目的の債券	604,536	95,493	74,970	797	198	2,576	-
国債	-	-	-	-	-	-	-
地方債	23,053	10,517	9,659	797	198	1,076	-
短期社債	506,000	-	-	-	-	-	-
社債	75,483	84,976	65,311	-	-	1,500	-
外国証券	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
その他の有価証券のうち 満期があるもの	588,523	995,005	612,297	261,073	396,697	815,874	-
国債	176,300	203,800	46,000	49,000	171,000	507,500	-
地方債	136,347	269,433	88,233	35,788	15,979	37,935	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-
社債	169,694	301,648	272,628	101,900	148,000	268,579	-
外国証券	97,734	203,635	189,714	65,156	26,119	-	-
その他	8,447	16,488	15,721	9,229	35,599	1,859	-
貸出金	1,387,769	965,406	151,404	10	24	41,722	-
合 計	2,710,853	2,055,905	838,671	261,881	396,919	860,173	2,962,355

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
預金	2,776,741	1,942,568	1,585,338	309,200	111,100	-	580,116
譲渡性預金	200,296	1,500	-	-	-	-	-
借入金	1,159,000	385,000	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	1,087,065	-	-	-	-	-	-
合 計	5,213,103	2,329,068	1,585,338	309,200	111,100	-	580,116

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

以下の表には、貸借対照表の有価証券のほか、「預け金」の中の譲渡性預け金が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	45,367	45,811	444
	短期社債	-	-	-
	社債	136,988	137,084	95
	外国証券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小 計	182,356	182,896	540
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	505,982	505,982	-
	社債	90,256	89,944	△312
	外国証券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小 計	596,239	595,926	△312
合 計		778,595	778,823	227

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(2) その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	27,473	15,515	11,958
	債券	2,879,232	2,779,625	99,607
	国債	1,046,877	983,984	62,892
	地方債	571,819	563,635	8,183
	短期社債	—	—	—
	社債	937,356	924,532	12,824
	外国証券	323,179	307,472	15,706
	その他	82,372	68,027	14,345
	小計	2,989,079	2,863,167	125,911
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,137	7,175	△1,037
	債券	895,660	905,718	△10,058
	国債	198,591	200,098	△1,506
	地方債	21,936	22,351	△414
	短期社債	—	—	—
	社債	400,971	403,915	△2,944
	外国証券	274,161	279,353	△5,192
	その他	155,542	159,785	△4,243
	小計	1,057,339	1,072,678	△15,339
合計		4,046,419	3,935,846	110,572

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。なお、当事業年度における減損処理額はありません。
 また、時価が著しく下落したと判断するための合理的な基準については、時価の下落率のほか、対象発行体の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる株式については発行体における財政状態の悪化等の要件を勘案し、減損処理の要否を検討しております。

32. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

33. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

なお、投資信託の解約も含んでおります。

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,274	69	463
債券	36,144	1,161	1,539
国債	17,124	957	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	979	1	—
外国証券	18,039	202	1,539
その他	4,822	—	152
合計	42,240	1,230	2,155

34. 当事業年度中に、保有目的区分を変更した有価証券はありません。

35. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券は41,632百万円です。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

36. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、220,660百万円であります。

このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が220,660百万円あります。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

固定資産減損額	733百万円
有形固定資産減価償却限度超過額	167百万円
退職給付引当金	551百万円
有価証券減損	111百万円
未払事業税	147百万円
賞与引当金繰入額	66百万円
ソフトウェア減価償却限度超過額	—百万円
役員退職慰労引当金	20百万円
社会保険料未払費用	18百万円
確定拠出年金移管金	47百万円
その他有価証券評価差額金	—百万円
繰延ヘッジ損益	—百万円
その他	38百万円
繰延税金資産小計	1,902百万円
評価性引当額	△844百万円
繰延税金資産合計	1,058百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	30,506百万円
繰延ヘッジ損益	0百万円
繰延税金負債合計	30,507百万円
繰延税金負債の純額	29,449百万円

損益計算書注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社等との取引による収益総額 9百万円
子会社等との取引による費用総額 174百万円
3. 出資一口当たり当期純利益金額 10,091円70銭
4. 子会社等との間の取引のうち重要なもの
該当する事項はありません。

純資産の内訳

(単位：百万円)

項 目	2018年度末	2019年度末
純資産	405,761	378,037
出資金	120,000	120,000
普通出資金	120,000	120,000
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	172,459	177,969
利益準備金	40,000	42,100
その他利益剰余金	132,459	135,869
特別積立金	112,175	112,130
(特別積立金)	(2,000)	(2,000)
(金利変動等準備積立金)	(35,000)	(35,000)
(配当準備積立金)	(15,000)	(15,000)
(経営基盤強化積立金)	(30,000)	(30,000)
(相互支援基金積立金)	(30,000)	(30,000)
(60周年記念活動積立金)	(110)	(90)
(金庫CSR支援積立金)	(65)	(40)
当期末処分剰余金	20,284	23,738
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	292,459	297,969
その他有価証券評価差額金	113,302	80,065
繰延ヘッジ損益	△0	2
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	113,301	80,068

出資配当等

(単位：千円、%)

項 目	2018年度 (総会承認日2019年6月27日)	2019年度 (総会承認日2020年6月29日)
普通出資配当	1,800,000	1,800,000
(配当率)	(年1.5%の割合)	(年1.5%の割合)
優先出資配当	—	—
(配当率)	(年—%の割合)	(年—%の割合)
利用配当	4,800,000	5,400,000
配当負担率	32.53	30.32

(注) 配当負担率 = $\frac{\text{普通出資配当} + \text{優先出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

諸比率

主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円、%)

項 目	2018年度	2019年度
業務粗利益	48,567	43,268
業務粗利益率	0.48	0.40
業務純益	13,825	15,304
実質業務純益	13,825	15,305
コア業務純益	13,527	15,836
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	12,374	15,836
資金運用収支	21,530	21,539
役務取引等収支	26,745	22,131
その他業務収支	291	△403
資金運用勘定平均残高	10,092,914	10,655,872
資金運用収益（受取利息）	41,859	40,104
資金運用収益増減（△）額	△7,168	△1,755
資金運用利回り	0.41	0.37
資金調達勘定平均残高	10,058,503	10,640,980
資金調達費用（支払利息）	20,340	18,573
資金調達費用増減（△）額	△1,099	△1,767
資金調達利回り	0.20	0.17
資金調達原価率	0.54 (0.27)	0.43 (0.22)
総資金利ざや	△0.13 (0.14)	△0.06 (0.15)
総資産経常利益率	0.12	0.13
総資産当期純利益率	0.10	0.11
総資産業務純益率	0.13	0.13
純資産経常利益率	3.37	3.88
純資産当期純利益率	2.74	3.26
純資産業務純益率	3.46	4.12
単体自己資本比率	25.77	21.83

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

- 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額（または取崩額）を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。
- 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。
- 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。
- 「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。
- 「資金調達原価率」および「総資金利ざや」の（ ）内数値は、受託手数料として回収した総合事務センター経費等を控除して算出した実質ベースの数値です。

預貸率

(単位：％)

項 目	2018年度	2019年度
預貸率（期末値）	34.48	33.96
預貸率（期中平均値）	32.38	33.63

預証率

(単位：％)

項 目	2018年度	2019年度
預証率（期末値）	56.16	63.66
預証率（期中平均値）	53.28	54.24

常勤役職員1人当たり預金・貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	2018年度	2019年度
預金残高（平均残高）	17,148	17,204
貸出金残高（平均残高）	5,553	5,786

- (注) 1. 役職員数は期中平均人員を使用しています。
2. 預金には譲渡性預金を含みます。

1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	2018年度	2019年度
預金残高（平均残高）	7,716,944	7,828,044
貸出金残高（平均残高）	2,498,891	2,632,816

- (注) 1. 店舗は1店舗です。
2. 預金には譲渡性預金を含みます。

7. 利益率・純益率

$$\text{総資産（純）利益率（又は純益率）} = \frac{\text{（純）利益（又は純益）}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産（純）利益率（又は純益率）} = \frac{\text{（純）利益（又は純益）}}{\text{純資産（外部流出額を除く）期末残高}} \times 100$$

8. 資金運用収支＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）
なお、2019年度の金銭の信託運用見合費用は8百万円、2018年度は12百万円です。
9. 単体自己資本比率について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」に基づき算定しています。
なお、労金連は国内基準を採用しています。

自己資本の充実の状況(単体・連結)

定性的な開示事項

連結の範囲に関する事項

労金連における自己資本比率告示^(注1)第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」といいます。)に属する会社と連結財務諸表規則^(注2)第5条に基づき連結の範囲(以下、「会計連結範囲」といいます。)に含まれる会社との相違点

相違点はありません。

(注1) 労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)

(注2) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)

連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容

労金連の連結子会社(連結自己資本比率を算出する対象となる子会社)は1社です。連結子会社の名称および主要な業務の内容は111ページをご覧ください。

自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容

該当ありません。

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容

該当ありません。

連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

自己資本調達手段の概要

労金連における自己資本調達は、すべて「普通出資金」により行われています。また、労金連グループにおいては、「普通出資金」および「普通株式」により資本調達を行っています。

なお、労金連および労金連グループの自己資本調達手段の概要は、右記のとおりです。

単体(労金連)

普通出資	①発行主体:労働金庫連合会
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:120,000百万円

連結(労金連グループ)

普通出資	①発行主体:労働金庫連合会
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:120,000百万円
普通株式	①発行主体:株式会社労金カードサービス
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:一百万円

(注) 子会社の普通株式は、コア資本に係る基礎項目には該当しませんが、参考として記載しています。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

2019年度末の自己資本比率は労金連21.83%、労金連グループ21.81%と、国内基準の所要自己資本比率の下限である4%を大きく上回っています。自己資本比率告示における自己資本は、損失吸収力の高い出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、労金連グループの自己資本は、質・量ともに充実していると評価しています。

また、安定的な経営体力の維持と業態セーフティネット機能保持の観点から、自己資本から一定の金額を未配賦資本として確保し、これを控除した金額をリスク資本として、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクに配賦しています。当該リスク資本配賦額は、各種のリスク量と比べて十分余裕のある状況であることを確認しています。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続の概要

労金連では、信用リスクを管理するため、与信業務の基本事項や手続きを明示した「融資事務基本規程」等を定めています。

また、融資商品・制度以外の市場取引に係る信用リスクについても限度額を定めているほか、全運用資産の名寄せを行い、過度の与信集中が生じないよう定期的にモニタリングを行い、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

信用リスクの評価については、資産査定部署が貸出金等の自己査定を定期的を実施することにより信用リスクの把握に努めているほか、格付推移行列等を用いて信用VaRによる計量化を行い、年度ごとに配賦されたリスク資本配賦額を超過することのないようモニタリングを行っています。

引当金の算定については、「資産査定基準」ならびに「決算経理規程」に基づき算定しています。

これらの信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的に経営管理委員会および常務会で協議しています。

なお、労金連グループにおける信用リスクについては、大宗を労金連が占めていますが、子会社においても、審査基準に則った与信審査を行うとともに延滞債権の回収率向上のため債権管理体制を強化しています。

標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しており、エクスポージャーの種類ごとに使い分けは行っていない。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)

内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項
該当ありません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、適格金融資産担保、相殺契約および保証等、信用リスクを軽減するための保全措置のことです。労金連では、融資実行に際して、資金使途・返済原資・財務内容など、さまざまな角度から取扱い可否の判断をしており、保全措置については、補完的な位置づけとしています。

労金連が受け入れる適格金融資産担保として、預金、有価証券および不動産といった物的担保を取得する場合には、「団体与信事務取扱要領」等に基づき適正に評価・管理を行っています。

なお、物的担保を補完する目的で、個人または法人を連帯保証人とする契約を締結する場合があります。

貸出金と預金の相殺については、手形貸付、証書貸付、当座貸越および債務保証取引が対象となり、「労働金庫取引約定書」および「金銭消費貸借契約証書」等の定めにより、労金連が担保に取得している預金に対して第三者からの差押等の理由により相殺適状となった場合に行っています。

派生商品取引およびレボ形式の取引については、原則として法的に有効な相対ネットリング契約を締結したうえで実行しています。有価証券投資では、政府など相対的に信用力の高い機関から保証を取得しています。これらの投資については、政府保証債や地方公共団体および金融機関等による保証の取得があり、政府保証債の法的根拠については、各発行機関の設置法において明記されています。

なお、労金連においては、信用リスク削減手法の適用について、預金および国債等の適格金融資産担保や政府および地方公共団体等からの保証の取得を主としており、懸念されるマーケット・リスクの集中は生じていません。

労金連グループにおける信用リスクについては、大宗を労金連が占めています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

労金連グループにおける派生商品取引については労金連のみが行っています。労金連では、ポジションのヘッジを行うために金利スワップ取引等を利用しており、「与信限度額基準」で各取引を実施するときの与信限度枠を定めています。

また、引当金の算定については、「資産査定基準」ならびに「決算経理規程」に基づき算定しています。

万一、取引相手に担保を追加的に提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

リスク管理については、オンバランス取引を含めた他の与信関連業務と合算のうえ行っており、限度枠の遵守状況とともに定期的に経営管理委員会および常務会へ報告を行っています。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針およびリスク特性の概要

労金連グループにおける証券化取引については、労金連のみが行っています。労金連では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入しており、証券化取引における役割としては「投資家」に該当します。

証券化商品および再証券化商品については、有価証券投資および短期資金運用の一環として捉えており、裏付となる資産の状況、時価、および適格格付機関の格付等を勘案のうえ投資を行っています。

他の有価証券等と同等の手法により、リスクの評価・把握を実施し、定期的に経営管理委員会および常務会へ報告を行っています。

自己資本比率告示第224条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要

労金連では、証券化商品および再証券化商品への投資にあたって、商品に内在するリスクを適正に認識するため、所定の様式を定めて購入時および期中の情報管理を行っています。また、期中管理する情報については、定期的に経営管理委員会および常務会へ報告を行っています。

信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当ありません。

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

労金連では、「標準的手法」により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類および当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当ありません。

労金連（または労金連グループ）の子法人等（連結子法人等を除く。）および関連法人等のうち、労金連（または労金連グループ）が行った証券化取引（労金連（または労金連グループ）が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

証券化取引に関する会計方針

労金連の「決算経理規程」および「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等に基づき、適切に処理しています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しており、エクスポージャーの種類ごとに使い分けは行っていない。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・S&Pグローバル・レーティング（S&P）

内部評価方式に関する事項

該当ありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続の概要

労金連および労金連グループでは、事務リスク・システムリスク・法務リスク・レピュテーションリスク等をオペレーショナル・リスクの対象としています。

オペレーショナル・リスクの管理体制および手続については、「統合的リスク管理規程」ならびに「オペレーショナル・リスク管理規程」で定めています。発生事象等については、経営管理委員会、システムリスク管理委員会等に報告を行い、対応策等を協議し、常務会で決議しています。

なお、子会社の発生事象についても報告を受け、リスクの把握に努めています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

労金連および労金連グループでは、「基礎的手法」によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

先進的計測手法に関する事項

該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

労金連の保有する子会社株式については、保有有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」で保有する株式については、「資金運用基本方針」等で購入枠等を設定しているほか、子会社株式を含めた株式保有額全体に対して限度額を設定しており、これら限度額の遵守状況や市場価格の把握を行い、定期的に経営管理委員会および常務会へ報告を行っています。

また、時価のない子会社株式については「資産査定基準」に基づく査定により評価を行い、リスクの把握に努めています。

会計処理については、「決算経理規程」および「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等に基づき、適切に処理しています。

なお、労金連グループにおける出資等エクスポージャーについては、大宗を労金連が占めています。

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続の概要

労金連は、主に有価証券および短期金融市場で資金を運用し、貸出等については国・政府向けを中心に行っています。また、資金調達は、預金による調達が大宗を占めます。これらの運用・調達から発生するリスクは、市場リスク（金利リスク、株価変動リスク、為替リスク）および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクは、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象としてリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクは、VaR計測による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応について定期的に経営管理委員会および常務会で協議しています。また、金利リスクについては、VaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済価値の変動額であるΔEVEおよび金利収益の変動額であるΔNIIを計測しています。

そのうえで、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

リスク計測の頻度として、VaR計測は有価証券を日次ベースで、預金・貸出金まで含めた全資産・負債を月次ベースで行っています。加えて、IRRBBについてはΔEVEおよびΔNIIを月次ベースで計測しています。

なお、労金連グループにおける金利リスクについては、労金連が大宗を占めていることから連結ベースと単体ベースの金利リスク量は等しいとみなしています。

金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIならびに労金連がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2020年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は、1.25年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
5年としております。
- (3) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）およびその前提
流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (4) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
考慮しておりません。
- (5) 複数通貨の集計方法およびその前提
ΔEVE、ΔNIIともに保守的に通貨毎に算出した金利リスクが正となる通貨のみを対象としています。
- (6) スプレッドに関する前提
割引金利にはスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにはスプレッドを含めて算出しています。
- (7) 内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
ΔEVEは、有価証券のデュレーション長期化を主因に増加しています。
- (9) 計測値の解釈や重要性に関する説明
ΔEVEの計測値は、自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案すれば、健全性に特段の問題はない水準と判断しています。
また、内部管理として総資産・負債の5%程度を重要性の判断基準と定めています。

2. 労金連が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- (1) 金利ショックに関する説明
労金連では、VaR（バリュー・アット・リスク）をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
- (2) 金利リスク計測の前提およびその意味（特に定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点）
VaRは、保有期間3ヶ月（一部の資産負債については6ヶ月）、信頼水準99%、観測期間5年の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

自己資本の構成に関する開示事項（単体）

（単位：百万円、％）

項 目	2018年度末	2019年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	285,859	290,769
うち、出資金及び資本剰余金の額	120,000	120,000
うち、利益剰余金の額	172,459	177,969
うち、外部流出予定額（△）	6,600	7,200
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	5
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3	5
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	285,863	290,774
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3,890	3,417
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,890	3,417
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10％基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15％基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,890	3,417
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	281,973	287,357
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	993,046	1,222,378
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△62,892	△57,175
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△62,892	△57,175
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	100,731	93,892
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,093,778	1,316,270
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	25.77	21.83

（注）労金連は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。

なお、労金連は国内基準を採用しています。

定量的な開示事項（単体）

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	2018年度末		2019年度末	
	リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)	リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)
信用リスク・アセットの額の合計額 (A)	993,046	39,721	1,222,378	48,895
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	1,055,150	42,206	1,278,892	51,155
外国の中央政府及び中央銀行向け	11,882	475	14,493	579
外国の中央政府等以外の公共部門向け	829	33	1,507	60
地方公共団体金融機構向け	8,176	327	6,785	271
我が国の政府関係機関向け	38,689	1,547	37,262	1,490
地方三公社向け	434	17	582	23
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	92,976	3,719	105,361	4,214
法人等向け	335,855	13,434	459,403	18,376
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	180	7	458	18
3ヵ月以上延滞等 (注4)	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	0	0
出資等	83,054	3,322	95,785	3,831
その他	483,070	19,322	557,251	22,290
うち、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	443,631	17,745	525,417	21,016
うち、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	7,875	315	5,914	236
証券化エクスポージャー	772	30	635	25
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△62,892	△2,515	△57,175	△2,287
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注5)	9	0	15	0
中央清算機関関連エクスポージャー (注6)	7	0	10	0
オペレーショナル・リスク (注7) (B)	100,731	4,029	93,892	3,755
リスク・アセット、所要自己資本の総額 (A+B)	1,093,778	43,751	1,316,270	52,650

(注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、労金連では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。

貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。

2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

5. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことです。

6. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことです。

7. 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。労金連では、「基礎的手法」により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

地域別

（単位：百万円）

地域区分 エクスポージャー区分	合 計		貸出金等取引（注1）		債 券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等（注2）		うち延滞エクスポージャー（注3）	
	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
国 内	12,249,719	12,126,800	5,054,706	4,995,421	3,441,522	3,878,175	596	392	3,752,893	3,252,811	-	-
国 外	590,129	705,226	40,005	41,632	516,040	588,744	771	1,681	33,311	73,168	-	-
合 計	12,839,848	12,832,027	5,094,711	5,037,053	3,957,563	4,466,919	1,368	2,073	3,786,204	3,325,979	-	-

- （注） 1. 「貸出金等取引」は、貸出金、コミットメントおよび店頭デリバティブ取引以外のオフ・バランス取引を含みます。
2. 「その他の資産等」は、「貸出金等取引」、「債券」、「店頭デリバティブ取引」以外のエクスポージャーを記載しており、その他の資産のほか、株式および投資信託等の債券以外の有価証券、預け金およびコールローン等の短期金融資産等のエクスポージャーのことで、
3. 「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことで、
4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

業種別

（単位：百万円）

業種区分 エクスポージャー区分	合 計		貸出金等取引		債 券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等		うち延滞エクスポージャー	
	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
製造業	213,030	484,323	-	-	199,598	469,683	-	-	13,431	14,640	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	20	-	-	-	-	-	-	-	20	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	30	120	-	-	-	-	-	-	30	120	-	-
建設業	15,728	30,205	-	-	15,011	29,306	-	-	717	899	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	90,121	93,517	-	-	89,962	93,357	-	-	159	159	-	-
情報通信業	55,042	55,583	-	-	53,778	53,933	-	-	1,264	1,649	-	-
運輸業、郵便業	435,576	419,331	4,500	4,500	430,187	413,681	-	-	888	1,150	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	48,819	81,276	-	-	46,558	79,058	-	-	2,261	2,217	-	-
金融業、保険業	3,778,831	3,974,153	2,764,768	2,817,224	920,372	1,016,838	1,368	2,073	92,320	138,016	-	-
不動産業、物品賃貸業	198,753	268,541	800	800	197,546	267,266	-	-	407	474	-	-
医療、福祉	247	247	247	247	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	14,797	11,978	-	-	14,140	11,231	-	-	657	747	-	-
国・地方公共団体	7,821,044	7,201,860	2,323,729	2,213,580	1,990,406	2,032,562	-	-	3,506,908	2,955,717	-	-
個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	167,824	210,867	666	700	-	-	-	-	167,157	210,167	-	-
合 計	12,839,848	12,832,027	5,094,711	5,037,053	3,957,563	4,466,919	1,368	2,073	3,786,204	3,325,979	-	-

- （注）「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーのことで、現金、その他資産、固定資産、投資信託等が含まれています。

残存期間別

（単位：百万円）

期間区分 エクスポージャー区分	合 計		貸出金等取引		債 券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等		うち延滞エクスポージャー	
	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
期間定めなし	5,195,517	4,617,388	1,458,931	1,363,680	40,732	59,828	1,336	2,022	3,694,517	3,191,857	-	-
1年以下	4,314,789	4,979,462	3,624,265	3,661,804	600,355	1,185,657	2	5	90,166	131,995		
1年超 3年以下	1,227,395	1,076,535	1	4,506	1,227,393	1,072,028	-	-	-	-		
3年超 5年以下	845,981	674,280	10,309	5,804	835,671	668,459	-	16	-	-		
5年超 7年以下	320,132	254,023	3	264	320,129	253,366	-	-	-	391		
7年超 10年以下	290,775	371,040	705	174	289,450	370,189	30	30	589	647		
10年超	645,257	859,295	495	819	643,830	857,389	-	-	931	1,087		
合 計	12,839,848	12,832,027	5,094,711	5,037,053	3,957,563	4,466,919	1,368	2,073	3,786,204	3,325,979	-	-

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	4	3	－	4	3
	2019年度	3	5	－	3	5
個別貸倒引当金	2018年度	－	－	－	－	－
	2019年度	－	－	－	－	－
合 計	2018年度	4	3	－	4	3
	2019年度	3	5	－	3	5

(注) 貸倒引当金は、「資産査定基準」および「決算経理規程」に定める償却・引当基準に則り、計上しています。詳しくは、単体財務諸表の貸倒対照表注記（78ページ～）をご覧ください。

業種別個別貸倒引当金および貸出金償却の額

2018年度および2019年度は、個別貸倒引当金の残高および貸出金償却はありません。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分		2018年度末			2019年度末		
		格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計
0%以上	10%未満	2,777,579	8,017,365	10,794,944	2,901,921	7,332,032	10,233,953
10%以上	20%未満	36,691	450,253	486,945	34,703	430,546	465,249
20%以上	35%未満	653,510	80,894	734,405	1,121,866	49,630	1,171,497
35%以上	50%未満	－	－	－	－	－	－
50%以上	75%未満	463,677	3,983	467,661	555,016	5,653	560,670
75%以上	100%未満	－	1,323	1,323	－	1,343	1,343
100%以上	150%未満	47,385	166,265	213,650	49,265	172,351	221,616
150%以上	200%未満	－	－	－	－	－	－
200%以上	250%未満	－	－	－	－	－	－
250%		－	138,674	138,674	－	174,415	174,415
1250%		－	－	－	－	－	－
その他		－	2,242	2,242	－	3,281	3,281
合 計		3,978,845	8,861,002	12,839,848	4,662,773	8,169,253	12,832,027

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. 告示により自動的にリスク・ウェイトが決まるエクスポージャーは、「格付無し」に区分しています。
4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5. 「その他」は、ファンド（投資信託等）において、運用会社から開示された情報が資産構成別加重平均リスク・ウェイトのみといった事由によって、いずれにも区分することが困難なエクスポージャーのことです。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額		2,612,877	2,664,620	421,412	413,860	－	－
	外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	30,879	28,891	－	－
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	5,811	5,812	－	－
	地方公共団体金融機構向け	－	－	108,982	97,110	－	－
	我が国の政府関係機関向け	－	－	263,811	272,221	－	－
	地方三公社向け	－	－	11,927	9,824	－	－
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,636,600	1,585,200	－	－	－	－
	法人等向け	976,277	1,079,420	－	－	－	－

(注) 労金連は、適格金融資産担保について「簡便手法」を用いています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位：百万円)

	2018年度末			2019年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計
グロスの再構築コストの額 (A)	—	—	—	692	—	692
グロスのアドオンの額 (B)	1,368	—	1,368	1,381	—	1,381
グロスの与信相当額 (A) + (B) (C)	1,368	—	1,368	2,073	—	2,073
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果 勘案前の与信相当額 (C) - (D) (E)	1,368	—	1,368	2,073	—	2,073
外国為替関連取引	793		793	1,802		1,802
金利関連取引	136		136	205		205
金関連取引	—		—	—		—
株式関連取引	353		353	—		—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—		—	—		—
その他コモディティ関連取引	—		—	—		—
クレジット・デリバティブ取引	85		85	65		65
担保の額 (F)	—	—	—	—	—	—
現金	—	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果 勘案後の与信相当額 (E) - (F)	1,368	—	1,368	2,073	—	2,073

(注) 与信相当額は、「カレント・エクスポージャー方式」を用いて算出しています。

クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
与信相当額算出の対象となる クレジット・デリバティブの想定元本額	—	—	500	400
クレジット・デリバティブ・スワップ	—	—	500	400

	2018年度末	2019年度末
信用リスク削減手法の効果を勘案するために 用いているクレジット・デリバティブの 想定元本額	—	—

証券化エクスポージャーに関する事項

オリジネーターの場合

該当ありません。

投資家の場合

保有する証券化エクスポージャーに関する情報

リスク・ウェイト区分別・原資産種類別のエクスポージャーの額および所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	2018年度末					2019年度末				
	カードローン	住宅ローン	自動車ローン	その他	所要自己資本	カードローン	住宅ローン	自動車ローン	その他	所要自己資本
0%以上 20%未満	—	—	—	—	—	—	1,500	—	—	6
20%以上 50%未満	—	3,860	—	—	30	—	2,428	—	—	19
50%以上 100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100%以上 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	3,860	—	—	30	—	3,929	—	—	25

- (注) 1. 所要自己資本=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. オフ・バランス取引はありません。
3. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	96,054	96,054	103,728	103,728
非上場株式等	2,076	2,076	2,681	2,681
合 計	98,130	98,130	106,410	106,410

(注) 1. 貸借対照表計上額および時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 2019年度は、集計区分を見直しています。2018年度の計数は2019年度の表に即して表示しています。

出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
売却益	286	69
売却損	42	517
償 却	—	—

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
評価損益	15,203	11,325

(注) 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。

貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
評価損益	—	—

(注) 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

(1) 金利リスク量

(単位：百万円)

	2019年度末	2018年度末
V a R	27,328	17,717

(2) 銀行勘定の金利リスク (IRRBB)

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
1	上方パラレルシフト	49,856	19,306	10,265	
2	下方パラレルシフト	0	0	0	
3	スティープ化	90,500	58,832		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	90,500	58,832	10,265	
		ホ		ヘ	
		2019年度末		2018年度末	
8	自己資本の額	287,357		281,973	

自己資本の構成に関する開示事項（連結）

（単位：百万円、％）

項 目	2018年度末	2019年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	286,579	291,515
うち、出資金及び資本剰余金の額	120,000	120,000
うち、利益剰余金の額	173,179	178,715
うち、外部流出予定額（△）	6,600	7,200
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	△208	△245
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	△208	△245
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	16	16
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	16	16
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	286,388	291,286
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3,897	3,421
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	3,897	3,421
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10％基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15％基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,897	3,421
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	282,490	287,865
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	994,476	1,224,485
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△62,892	△57,175
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△62,892	△57,175
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	102,115	95,298
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,096,592	1,319,783
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	25.76	21.81

（注）労金連グループは、自己資本比率告示により自己資本比率を算定しています。
 なお、労金連グループは国内基準を採用しています。

定量的な開示事項（連結）

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	2018年度末		2019年度末	
	リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)	リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)
信用リスク・アセットの額の合計額 (A)	994,476	39,779	1,224,485	48,979
標準的手法が適用されるポートフォリオごとの エクスポージャー (注3)	1,056,579	42,263	1,280,999	51,239
外国の中央政府及び中央銀行向け	11,882	475	14,493	579
外国の中央政府等以外の公共部門向け	829	33	1,507	60
地方公共団体金融機構向け	8,176	327	6,785	271
我が国の政府関係機関向け	38,689	1,547	37,262	1,490
地方三公社向け	434	17	582	23
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	93,009	3,720	105,400	4,216
法人等向け	334,890	13,395	458,450	18,338
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	180	7	458	18
3ヵ月以上延滞等 (注4)	36	1	38	1
取立未済手形	—	—	0	0
出資等	83,054	3,322	95,246	3,809
その他	485,394	19,415	560,771	22,430
うち、他の金融機関等の対象資本等調達手段の うち対象普通出資等及びその他外部 TLAC関連調達手段に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー	443,631	17,745	525,417	21,016
うち、特定項目のうち調整項目に算入され ない部分に係るエクスポージャー	6,734	269	6,151	246
証券化エクスポージャー	772	30	635	25
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置によりリスク・アセ ットの額に算入されなかったものの額	△62,892	△2,515	△57,175	△2,287
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注5)	9	0	15	0
中央清算機関関連エクスポージャー (注6)	7	0	10	0
オペレーショナル・リスク (注7) (B)	102,115	4,084	95,298	3,811
リスク・アセット、所要自己資本の総額 (A+B)	1,096,592	43,863	1,319,783	52,791

(注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、労金連グループでは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。

貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。

2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

5. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことです。

6. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことです。

7. 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。労金連グループでは、「基礎的手法」により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

地域別

(単位：百万円)

地域区分 エクスポージャー区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等 (注2)		うち延滞エクスポージャー (注3)	
	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
国 内	12,251,706	12,128,660	5,053,787	4,994,456	3,441,522	3,878,175	596	392	3,755,799	3,255,636	24	25
国 外	590,129	705,226	40,005	41,632	516,040	588,744	771	1,681	33,311	73,168	-	-
合 計	12,841,835	12,833,887	5,093,793	5,036,088	3,957,563	4,466,919	1,368	2,073	3,789,111	3,328,804	24	25

- (注) 1. 「貸出金等取引」は、貸出金、コミットメントおよび店頭デリバティブ取引以外のオフ・バランス取引を含みます。
2. 「その他の資産等」は、「貸出金等取引」、「債券」、「店頭デリバティブ取引」以外のエクスポージャーを記載しており、その他の資産のほか、株式および投資信託等の債券以外の有価証券、預け金およびコールローン等の短期金融資産等のエクスポージャーのことで、
3. 「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことで、
4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

業種別

(単位：百万円)

業種区分 エクスポージャー区分	合 計		貸出金等取引		債 券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等		うち延滞エクスポージャー	
	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
製造業	213,030	484,323	-	-	199,598	469,683	-	-	13,431	14,640	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	20	-	-	-	-	-	-	-	20	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	30	120	-	-	-	-	-	-	30	120	-	-
建設業	15,728	30,205	-	-	15,011	29,306	-	-	717	899	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	90,121	93,517	-	-	89,962	93,357	-	-	159	159	-	-
情報通信業	55,042	55,598	-	-	53,778	53,933	-	-	1,264	1,664	-	-
運輸業、郵便業	435,576	419,331	4,500	4,500	430,187	413,681	-	-	888	1,150	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	48,819	81,276	-	-	46,558	79,058	-	-	2,261	2,217	-	-
金融業、保険業	3,777,205	3,972,573	2,763,444	2,815,881	920,372	1,016,838	1,368	2,073	92,019	137,780	-	-
不動産業、物品賃貸業	198,754	268,541	800	800	197,546	267,266	-	-	407	474	-	-
医療、福祉	266	260	247	247	-	-	-	-	18	13	-	-
サービス業	14,818	11,986	-	-	14,140	11,231	-	-	678	754	-	-
国・地方公共団体	7,821,044	7,201,860	2,323,729	2,213,580	1,990,406	2,032,562	-	-	3,506,908	2,955,717	-	-
個人	3,441	3,275	405	378	-	-	-	-	3,036	2,896	24	25
その他	167,955	210,996	666	700	-	-	-	-	167,288	210,296	-	-
合 計	12,841,835	12,833,887	5,093,793	5,036,088	3,957,563	4,466,919	1,368	2,073	3,789,111	3,328,804	24	25

(注) 「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーのことで、現金、その他資産、固定資産、投資信託等が含まれています。

残存期間別

(単位：百万円)

期間区分 エクスポージャー区分	合 計		貸出金等取引		債 券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等		うち延滞エクスポージャー	
	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
期間定めなし	5,197,437	4,620,526	1,458,013	1,364,058	40,732	59,828	1,336	2,022	3,697,354	3,194,616	24	25
1年以下	4,314,857	4,978,184	3,624,264	3,660,460	600,355	1,185,657	2	5	90,235	132,061		
1年超 3年以下	1,227,395	1,076,535	1	4,506	1,227,393	1,072,028	-	-	-	-		
3年超 5年以下	845,981	674,280	10,309	5,804	835,671	668,459	-	16	-	-		
5年超 7年以下	320,132	254,023	3	264	320,129	253,366	-	-	-	391		
7年超 10年以下	290,775	371,040	705	174	289,450	370,189	30	30	589	647		
10年超	645,257	859,295	495	819	643,830	857,389	-	-	931	1,087		
合 計	12,841,835	12,833,887	5,093,793	5,036,088	3,957,563	4,466,919	1,368	2,073	3,789,111	3,328,804	24	25

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	12	16	—	12	16
	2019年度	16	16	—	16	16
個別貸倒引当金	2018年度	81	82	19	62	82
	2019年度	82	79	8	74	79
合 計	2018年度	94	98	19	75	98
	2019年度	98	95	8	90	95

(注) 貸倒引当金は、労金連グループが各々定める引当基準に則り、計上しています。

業種別個別貸倒引当金および貸出金償却の額

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金	貸出金償却
2018年度	82	19
2019年度	79	8

(注) 個別貸倒引当金および貸出金償却ともに、業種は個人分のみです。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分		2018年度末			2019年度末		
		格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計
0%以上	10%未満	2,777,579	8,017,365	10,794,945	2,901,921	7,332,032	10,233,954
10%以上	20%未満	36,691	450,253	486,945	34,703	430,546	465,249
20%以上	35%未満	653,679	80,894	734,573	1,122,063	49,630	1,171,694
35%以上	50%未満	—	—	—	—	—	—
50%以上	75%未満	463,677	3,983	467,661	555,016	5,653	560,670
75%以上	100%未満	—	—	—	—	—	—
100%以上	150%未満	47,385	169,839	217,224	49,265	175,236	224,501
150%以上	200%未満	—	24	24	—	25	25
200%以上	250%未満	—	—	—	—	—	—
250%		—	138,218	138,218	—	174,510	174,510
1250%		—	—	—	—	—	—
その他		—	2,242	2,242	—	3,281	3,281
合 計		3,979,013	8,862,821	12,841,835	4,662,970	8,170,916	12,833,887

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. 告示により自動的にリスク・ウェイトが決まるエクスポージャー等については、「格付無し」に区分しています。
4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5. 「その他」は、ファンド（投資信託等）において、運用会社から開示された情報が資産構成別加重平均リスク・ウェイトのみといった事由によって、いずれにも区分することが困難なエクスポージャーのことです。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額		2,612,627	2,664,370	421,412	413,860	－	－
	外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	30,879	28,891	－	－
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	5,811	5,812	－	－
	地方公共団体金融機構向け	－	－	108,982	97,110	－	－
	我が国の政府関係機関向け	－	－	263,811	272,221	－	－
	地方三公社向け	－	－	11,927	9,824	－	－
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,636,600	1,585,200	－	－	－	－
	法人等向け	976,027	1,079,170	－	－	－	－

(注) 労金連グループは、適格金融資産担保について「簡便手法」を用いています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位：百万円)

	2018年度末			2019年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計
グロスの再構築コストの額 (A)	—	—	—	692	—	692
グロスのアドオンの額 (B)	1,368	—	1,368	1,381	—	1,381
グロスの与信相当額 (A) + (B) (C)	1,368	—	1,368	2,073	—	2,073
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果 勘案前の与信相当額 (C) - (D) (E)	1,368	—	1,368	2,073	—	2,073
外国為替関連取引	793		793	1,802		1,802
金利関連取引	136		136	205		205
金関連取引	—		—	—		—
株式関連取引	353		353	—		—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—		—	—		—
その他コモディティ関連取引	—		—	—		—
クレジット・デリバティブ取引	85		85	65		65
担保の額 (F)	—	—	—	—	—	—
現金	—	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果 勘案後の与信相当額 (E) - (F)	1,368	—	1,368	2,073	—	2,073

(注) 与信相当額は、「カレント・エクスポージャー方式」を用いて算出しています。

クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
与信相当額算出の対象となる クレジット・デリバティブの想定元本額	—	—	500	400
クレジット・デリバティブ・スワップ	—	—	500	400

	2018年度末	2019年度末
信用リスク削減手法の効果を勘案するために 用いているクレジット・デリバティブの 想定元本額	—	—

証券化エクスポージャーに関する事項

オリジネーターの場合

該当ありません。

投資家の場合

保有する証券化エクスポージャーに関する情報

リスク・ウェイト区分別・原資産種類別のエクスポージャーの額および所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	2018年度末					2019年度末				
	カードローン	住宅ローン	自動車ローン	その他	所要自己資本	カードローン	住宅ローン	自動車ローン	その他	所要自己資本
0%以上 20%未満	—	—	—	—	—	—	1,500	—	—	6
20%以上 50%未満	—	3,860	—	—	30	—	2,428	—	—	19
50%以上 100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100%以上 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	3,860	—	—	30	—	3,929	—	—	25

- (注) 1. 所要自己資本=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. オフ・バランス取引はありません。
3. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

連結貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2018年度末		2019年度末	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	96,054	96,054	103,728	103,728
非上場株式等	1,537	1,537	2,142	2,142
合 計	97,592	97,592	105,871	105,871

(注) 1. 連結貸借対照表計上額および時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
 2. 2019年度は、集計区分を見直しています。2018年度の計数は2019年度の表に即して表示しています。

出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
売却益	286	69
売却損	42	517
償 却	—	—

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
評価損益	15,203	11,325

(注) 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。

連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
評価損益	—	—

(注) 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

労金連グループの金利リスクについては、大宗を労金連が占めており、影響が限定的であるため、連結ベースでの金利リスク量の算定を行っていません。

不良債権の状況（単体）

リスク管理債権の状況（単体）

2019年度末の総貸出金残高のうち、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」はありません。

（単位：百万円、％）

区 分	残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / A
破綻先債権	2018年度末	—	—	—
	2019年度末	—	—	—
延滞債権	2018年度末	—	—	—
	2019年度末	—	—	—
3ヵ月以上延滞債権	2018年度末	—	—	—
	2019年度末	—	—	—
貸出条件緩和債権	2018年度末	—	—	—
	2019年度末	—	—	—
合 計	2018年度末	—	—	—
	2019年度末	—	—	—

（注）1. 「担保・保証 (B)」とは、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」のうち、優良担保や優良保証または一般担保や一般保証により回収が可能と見込まれる金額です。

2. 「貸倒引当金 (C)」とは、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てたもので、貸借対照表の残高より少なくなっています。

金融再生法に基づく開示債権

2019年度末の金融再生法に基づく不良債権額はありません。

2019年度末の総与信額（貸借対照表74ページ～）の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。）は、全額が正常債権です。

（単位：百万円、％）

債権区分	開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収可能見込額	貸倒引当金	保全率 (B) / (A)
金融再生法上の不良債権	2018年度末	—	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2018年度末	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—
	危険債権	2018年度末	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—
	要管理債権	2018年度末	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—
正常債権	2018年度末	2,612,488			
	2019年度末	2,546,350			
合 計	2018年度末	2,612,488			
	2019年度末	2,546,350			

（注）1. 単位未満四捨五入しています。

2. 「担保・保証等による回収可能見込額」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」のうち、優良担保や優良保証または一般担保や一般保証により回収が可能と見込まれる金額です。

3. 「貸倒引当金」とは、将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、個別貸倒引当金（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」に対して計上）および一般貸倒引当金（「要管理債権」に対して計上）の合計額のことです。

2019年度末

総与信額 2,546,350百万円

金融再生法上の不良債権（－％） ー百万円

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ー百万円
- 危険債権 ー
- 要管理債権 ー

正常債権（100％）
2,546,350百万円

資産査定に係る各種基準の比較表

自己査定および各開示基準の比較表

(単位：百万円)

自己査定			金融再生法開示債権			リスク管理債権		
区分単位	債務者単位		区分単位	債務者単位（ただし、要管理債権は債権単位）		区分単位	債権単位	
対象資産	全資産（ただし、本表においては貸出金、外国為替、貸出金に係る未収利息・未収金、与信関係仮払金、求償権および債務保証見返のみ）		対象債権	総与信（ただし、要管理債権は貸出債権のみ）		対象債権	貸出金	
定義	労金連の資産査定規程および基準		定義	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第 2 条		定義	労働金庫法施行規則第 114 条	
債務者区分		2019 年度末	債権区分		2019 年度末	区分		2019 年度末
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	—	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	—	破綻先債権	元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、債務者が更生手続開始、再生手続開始および破産手続開始等の申立てを行っている貸出金	—
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、経営破綻にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	—			延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金	—	
破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	—			危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	—	
要注意先	金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済または利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	—	要管理債権（債権単位）	3 か月以上延滞債権	—	3 か月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 か月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）	—
				貸出条件緩和債権	—	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めのを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3 か月以上延滞債権を除く）	—
				正常債権	2,546,350			
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	1,622,241		債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権				
その他	国および地方公共団体等	924,108						

(注) 1. 「自己査定」の債務者区分「その他」に含まれるものは、国および地方公共団体等に対する債権です。労金連の「資産査定基準」では、「回収の危険性または価値の毀損の危険性がないものとして債務者区分は要しない」と規定されています。

2. 「金融再生法開示債権」については、単位未満四捨五入しています。

労金連の償却・引当基準と実績額

(単位:百万円 2019年度末)

自己査定		労金連の償却・引当基準			
対象資産	全資産（ただし、本表においては貸出金、外国為替、貸出金に係る未収利息・未収金、与信関係仮払金、求償権および債務保証見返のみ）				
定義	労金連の資産査定規程および基準				
債務者区分		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全措置が講じられている部分など分類対象外債権 —	一般担保の処分可能見込額、一般保証により回収可能と認められる部分および清算配当等により回収が可能と認められる部分 —	優良担保および一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額 —	非・Ⅱ・Ⅲ分類以外の部分（保証による回収が不確実な部分を含む） —
		担保・保証等による保全		個別債務者毎にⅢ分類およびⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額として、個別貸倒引当金に計上または直接償却	
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全措置が講じられている部分など分類対象外債権 —	一般担保の処分可能見込額、一般保証により回収可能と認められる部分および清算配当等により回収が可能と認められる部分 —	優良担保および一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額 —	非・Ⅱ・Ⅲ分類以外の部分（保証による回収が不確実な部分を含む） —
		担保・保証等による保全		個別債務者毎にⅢ分類およびⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額として、個別貸倒引当金に計上または直接償却	
破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全措置が講じられている部分など分類対象外債権 —	一般担保の処分可能見込額、一般保証により回収可能と認められる部分および清算配当等により回収が可能と認められる部分 —	非・Ⅱ分類以外の部分（保証による回収が不確実な部分を含む） —	
		担保・保証等による保全		Ⅲ分類とされた額に予想損失率を乗じた額を個別貸倒引当金に計上 —	
要注意先	要管理先	金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済または利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全措置が講じられている部分など分類対象外債権 —	優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全措置が講じられていない部分 —	
	上記以外の 要注意先	今後 3 年間の予想損失額を一般貸倒引当金に計上			
		優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全措置が講じられている部分など分類対象外債権 —	優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全措置が講じられていない部分 —		
		今後 1 年間の予想損失額を一般貸倒引当金に計上			
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	正常先に対する債権（全額） 2,546,349			
		今後 1 年間の予想損失額を格付別に算出し、その合計額を一般貸倒引当金に計上			

(注) 部分は担保・保証等により保全されている部分です。

報酬等に関する事項（単体）

対象役員

労金連における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事が該当します。

対象役員に対する報酬等は、役位ごとの役割と責務に応じて支払う「報酬」および在任期間中の職務執行および功労の対価として退任時に支払う「退職手当金」で構成されています。

1. 報酬体系の概要

(1) 報酬

非常勤を含む全理事の報酬につきましては、総会で承認された報酬総額の範囲内において、理事会で決定しています。また、非常勤を含む全監事の報酬につきましては、総会で承認された報酬総額の範囲内において、監事の協議により決定しています。

そのうえで、各理事の報酬は「理事報酬規程」において、各監事の報酬は「監事報酬規程」において、定額を定め、支払っています。

(2) 退職手当金

退職手当金は、常勤役員に支給する「退任慰労金」および全役員に支給する「記念品代」で構成されています。

理事の退職手当金につきましては、総会の決議に従い理事会が決定した額を支払っています。また、監事の退職手当金につきましては、総会の決議に従い監事の協議によって決定した額を支払っています。

なお、労金連では、退職手当金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

- ① 決定方法
- ② 算定基準
- ③ 支給時期と支払方法

2. 報酬額の決定に関する方針

報酬額につきましては、労金連の経営状況、〈ろうきん〉および〈ろうきん〉の会員の状況、職員との均衡ならびに民間企業の役員報酬の水準等を考慮して、決定しています。

なお、2019年度において、報酬方針等に重要な変更はありませんでした。

3. 2019年度における対象役員に対する報酬等の総額

(単位：人、百万円)

役員区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			報酬額	退職手当金	その他
常 勤 理 事	6	135	116	16	2
常 勤 監 事	1	20	17	2	—

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 2. 「員数」および「総額」には、期中に退任した者を含んでいます。
 3. 「退職手当金」は、当事業年度中に支払った退職手当金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当事業年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
 4. 「その他」は、住宅貸与等に係る費用です。

4. その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日金融庁・厚生労働省告示第4号）第1条第3号および第5号ならびに第2条第3号および第5号に該当する事項はありません。

対象職員等

労金連における報酬体系の開示となる「対象職員等」は、労金連の非常勤役員、労金連の執行役員、労金連の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、労金連の業務の運営および財産の状況に重要な影響を与える者が該当します。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
 2. 「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
 3. 2019年度において、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

預金に関する指標

預金科目別残高（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2018 年度末			2019 年度末		
	会 員	会員外	計	会 員	会員外	計
当座預金	—	—	—	—	—	—
普通預金	456,006	32,767	488,773	527,119	52,444	579,563
貯蓄預金	—	—	—	—	—	—
通知預金	—	—	—	—	—	—
別段預金	—	211	211	—	552	552
定期預金	6,141,265	759,538	6,900,804	5,810,374	904,550	6,714,925
その他の預金	38	—	38	23	—	23
合 計	6,597,310	792,517	7,389,828	6,337,518	957,546	7,295,065
譲渡性預金	—	184,882	184,882	—	201,796	201,796

（注）「その他の預金」には、外貨預金を記載しています。

預金種類別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項 目	2018年度	2019年度
流動性預金	550,280	602,730
定期性預金	7,006,561	7,032,288
その他の預金	42	29
合 計	7,556,883	7,635,048
譲渡性預金	160,060	192,995

（注）「その他の預金」には、外貨預金を記載しています。

定期預金の固定金利・ 変動金利別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2018年度末	2019年度末
固定金利定期預金	6,900,804	6,714,925
変動金利定期預金	—	—
その他	38	23
合 計	6,900,842	6,714,949

（注）「その他」には、外貨預金を記載しています。

預金者別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項 目		2018年度末		2019年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比
会 員		6,597,310	89.2	6,337,518	86.8
会員外	労働組合及び公務員の団体	545	0.0	561	0.0
	消費生活協同組合及び同連合会	49,305	0.6	38,417	0.5
	国・地方公共団体及び非営利法人	16,520	0.2	16,158	0.2
	その他	726,146	9.8	902,409	12.3
合 計		7,389,828	100.0	7,295,065	100.0

（注）「会員」には、外貨預金を含んでいます。

貸出金等に関する指標

貸出金科目別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項 目	2018年度	2019年度
手形貸付	1,525,965	1,701,193
証書貸付	965,776	922,742
当座貸越	7,149	8,880
割引手形	—	—
合 計	2,498,891	2,632,816

貸出金の固定金利・ 変動金利別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2018年度末	2019年度末
固定金利貸出金	2,610,904	2,544,748
変動金利貸出金	1,570	1,590
合 計	2,612,475	2,546,338

（注）貸出種類を問わず、約定内容で区分しています。

貸出金担保種類別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2018年度末	2019年度末
労金連預金	1,636,850	1,585,450
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	247	247
その他	—	—
小 計	1,637,097	1,585,697
保証	—	—
信用	975,378	960,641
合 計	2,612,475	2,546,338

（注）「保証」には、個人保証を含んでいます。

債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2018年度末	2019年度末
労金連預金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小 計	—	—
保証	—	—
信用	—	—
合 計	—	—

貸出金使途別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項 目	2018年度末		2019年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
労働金庫資金	1,641,744	62.8	1,592,596	62.5
福利共済資金	—	—	—	—
生協資金	運営資金	—	—	—
	設備資金	—	—	—
住宅事業資金	—	—	—	—
その他事業資金	運営資金	965,983	948,995	37.2
	設備資金	4,747	4,747	0.1
合 計	2,612,475	100.0	2,546,338	100.0

貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項 目		2018年度末		2019年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比
会 員		1,641,744	62.8	1,592,596	62.5
会員外		970,730	37.1	953,742	37.4
業 種 別 内 訳	製造業	—	(—)	—	(—)
	農業、林業	—	(—)	—	(—)
	漁業	—	(—)	—	(—)
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	—	(—)
	建設業	—	(—)	—	(—)
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)
	情報通信業	—	(—)	—	(—)
	運輸業、郵便業	4,500	(0.4)	4,500	(0.4)
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(—)	—	(—)
	金融業、保険業	26,000	(2.6)	23,837	(2.4)
	不動産業、物品賃貸業	800	(0.0)	800	(0.0)
	医療、福祉	247	(0.0)	247	(0.0)
	サービス業	—	(—)	—	(—)
	国・地方公共団体	938,933	(96.7)	924,108	(96.9)
	個人	—	(—)	—	(—)
	その他	—	(—)	—	(—)
小 計		970,480	37.1 (100.0)	953,492	37.4 (100.0)
預金担保貸出		250	0.0	250	0.0
合 計		2,612,475	100.0	2,546,338	100.0

（注）（ ）内は、業種別内訳の構成比です。

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別内訳（平均残高）

労金連では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ちの在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

有価証券の種類別・残存期間別の期末残高

(単位：百万円)

項 目		計	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	2018年度末	1,106,529	－	61,240	431,530	195,565	418,192
	2019年度末	1,245,468	－	177,495	255,414	259,861	552,696
地方債	2018年度末	763,227	－	136,101	493,665	88,880	44,579
	2019年度末	639,123	－	157,167	375,212	43,800	62,943
短期社債	2018年度末	136,995	－	136,995	－	－	－
	2019年度末	505,982	－	505,982	－	－	－
社債	2018年度末	1,547,441	41,885	199,478	800,756	270,168	235,151
	2019年度末	1,565,573	60,281	244,651	731,730	252,226	276,683
貸付信託	2018年度末	－	－	－	－	－	－
	2019年度末	－	－	－	－	－	－
投資信託	2018年度末	143,101	62,718	3,813	39,050	37,519	－
	2019年度末	182,914	86,635	8,738	39,925	46,804	812
株式	2018年度末	34,145	34,145	－	－	－	－
	2019年度末	34,166	34,166	－	－	－	－
外国証券	2018年度末	521,150	－	63,259	371,246	85,645	999
	2019年度末	597,340	－	98,133	398,725	100,482	－
その他の証券	2018年度末	1,521	－	－	－	589	931
	2019年度末	2,126	－	－	－	1,038	1,087
合 計	2018年度末	4,254,112	138,749	600,890	2,136,249	678,368	699,855
	2019年度末	4,772,696	181,082	1,192,168	1,801,008	704,213	894,223

有価証券の種類別内訳（期末残高）

(単位：百万円、%)

項 目	2018年度末		2019年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	1,106,529	26.0	1,245,468	26.0
地方債	763,227	17.9	639,123	13.3
短期社債	136,995	3.2	505,982	10.6
社債	1,547,441	36.3	1,565,573	32.8
貸付信託	－	－	－	－
投資信託	143,101	3.3	182,914	3.8
株式	34,145	0.8	34,166	0.7
外国証券	521,150	12.2	597,340	12.5
その他の証券	1,521	0.0	2,126	0.0
合 計	4,254,112	100.0	4,772,696	100.0

有価証券の種類別内訳（平均残高）

(単位：百万円、%)

項 目	2018年度末		2019年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	1,087,380	26.4	1,093,586	25.7
地方債	776,986	18.8	693,372	16.3
短期社債	144,963	3.5	183,209	4.3
社債	1,533,507	37.2	1,546,418	36.4
貸付信託	－	－	－	－
投資信託	100,672	2.4	149,539	3.5
株式	19,770	0.4	21,833	0.5
外国証券	447,762	10.8	556,616	13.1
その他の証券	1,224	0.0	1,908	0.0
合 計	4,112,267	100.0	4,246,486	100.0

有価証券等の時価情報

I. 有価証券

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

項 目		2018年度末			2019年度末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	96,147	97,267	1,119	45,367	45,811	444
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	269,215	269,801	585	136,988	137,084	95
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	365,363	367,068	1,704	182,356	182,896	540
時価が貸借対照表計上額をしないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	136,995	136,995	—	505,982	505,982	—
	社債	9,289	9,254	△34	90,256	89,944	△312
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	146,285	146,250	△34	596,239	595,926	△312
合 計		511,648	513,318	1,670	778,595	778,823	227

- (注) 1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
 2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

3. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

子会社・子法人等株式および関連法人等株式の時価を把握することが極めて困難と認められるため、後掲5.に記載しています。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

項 目		2018年度末			2019年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	30,714	17,284	13,430	27,473	15,515	11,958
	債券	3,341,159	3,217,244	123,915	2,879,232	2,779,625	99,607
	国債	1,106,529	1,028,194	78,334	1,046,877	983,984	62,892
	地方債	667,079	653,527	13,552	571,819	563,635	8,183
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,248,484	1,226,019	22,464	937,356	924,532	12,824
	外国証券	319,066	309,502	9,564	323,179	307,472	15,706
	その他	117,602	94,931	22,670	82,372	68,027	14,345
	小 計	3,489,476	3,329,460	160,016	2,989,079	2,863,167	125,911
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,874	3,196	△321	6,137	7,175	△1,037
	債券	222,535	225,356	△2,821	895,660	905,718	△10,058
	国債	—	—	—	198,591	200,098	△1,506
	地方債	—	—	—	21,936	22,351	△414
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	20,452	20,479	△27	400,971	403,915	△2,944
	外国証券	202,083	204,877	△2,794	274,161	279,353	△5,192
	その他	90,499	90,823	△324	155,542	159,785	△4,243
	小 計	315,910	319,377	△3,467	1,057,339	1,072,678	△15,339
合 計		3,805,386	3,648,837	156,549	4,046,419	3,935,846	110,572

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。
4. 本表には、貸借対照表の有価証券のほか、「預け金」の中の譲渡性預け金が含まれています。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項 目	2018年度末	2019年度末
子会社・子法人等株式	538	538
関連法人等株式	—	—
非上場株式	16	16
投資事業有限責任組合出資金	1,521	2,126
合 計	2,076	2,681

II. 金銭の信託

(単位：百万円)

項 目	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	5,608	—	4,964	—

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上したものです。
2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
3. 「満期保有目的の金銭の信託」および「その他の金銭の信託」はありません。

デリバティブ取引情報

労金連のデリバティブへの取組み姿勢等について

●利用目的

労金連では、保有している金融資産や負債に対する将来の金利変動による損失を回避する目的で、一定の範囲でデリバティブ取引を活用しています。また、全国の〈ろうきん〉に対してリスクヘッジ機能の提供を目的としたデリバティブ取引を行っています。

●取引の情報

保有している有価証券や預金の金利変動リスク回避を目的とした金利スワップ取引、キャップ取引、外貨建債券の為替リスク回避を目的とした通貨スワップ取引、また、全国の〈ろうきん〉に対しては、金利スワップ取引等を行っています。

●リスク管理体制

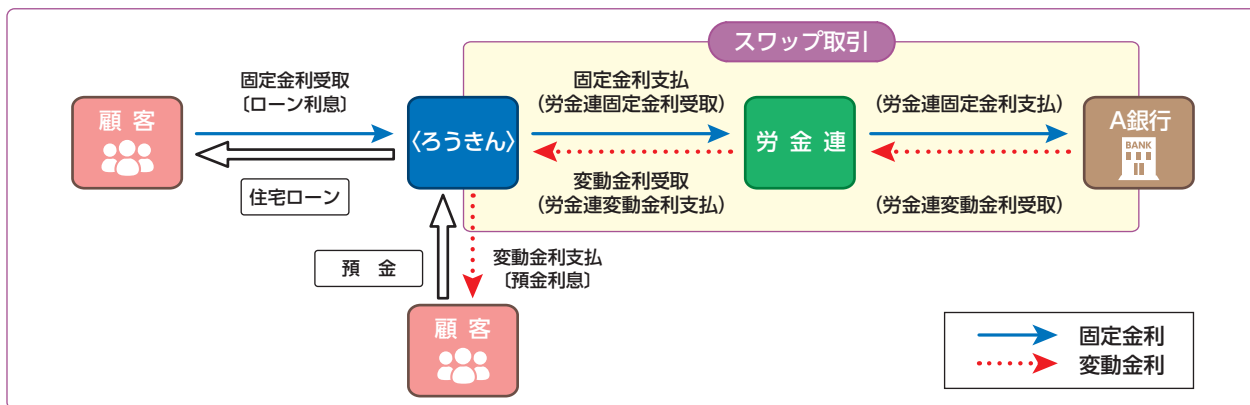
労金連では、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱い基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。また、運用状況を理事会等に報告しています。今後とも相互牽制機能がはたらく運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向けて一層の体制整備に努めてまいります。

対労働金庫デリバティブ取引業務

労金連は、全国の〈ろうきん〉に対し、将来の金利変動リスクを回避するためのALMヘッジ手段を提供することを目的に、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行っています。

取引を行うに当たり、業務方針書を作成しリスク管理および事務処理等について適切な相互牽制機能と管理体制を構築しています。また、商品性やリスクの所在等について〈ろうきん〉の理解を得たうえで取引を行うこととしています。なお、市場リスクを排除するため、取引に際しては市場において同種・同等の反対取引を行い、フルヘッジとすることを原則としています。

〈ろうきん〉のデリバティブ取引活用事例 スワップ取引活用による金利上昇リスクのヘッジ



金利関連取引

(単位：百万円)

項 目			2018年度末				2019年度末			
			契約額等		時 価	評価損益	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超				うち1年超			
店頭	金利スワップ	受取固定・支払変動	－	－	－	－	－	－	－	－
		受取変動・支払固定	2,000	2,000	△25	△25	3,900	3,900	△24	△24
合 計			2,000	2,000	△25	△25	3,900	3,900	△24	△24

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いています。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値や価格計算モデル等により算定しています。

通貨関連取引

該当ありません。

株式関連取引

該当ありません。

債券関連取引

該当ありません。

商品関連取引

該当ありません。

クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

「デリバティブ」とは

デリバティブは、「金融派生商品」とも呼ばれ、金利・債券・株式・為替・商品等の原資産から派生した取引の総称をいいます。その種類については、元となる原資産、取引の形態（店頭取引、取引所取引）、商品の仕組み（スワップ、オプション等）によって分類することができ、代表的なものには、先物取引（金利や商品等を原資産とする取引）、スワップ取引（金利等を交換する取引）、オプション取引（取引を行う権利を売買する取引）等が挙げられます。一般にデリバティブは、伝統的な金融取引に比べて、少ない資金で効果的にリスクヘッジやアービトラージ（裁定取引）、スペキュレーション（投機取引）を行うことができます。

「金利スワップ」とは

金利スワップは、金利を対象とするデリバティブ取引の一つで、同一通貨間で異なる種類の金利を、取引の当事者間で交換（スワップ）する取引をいいます。最も多い取引としては、固定金利と変動金利（LIBOR等）を交換する円金利スワップがあり、固定金利と6ヵ月LIBORとを半年ごとに交換する取引が具体例として挙げられます。一般に金利スワップは、金融機関や企業等で金利変動リスク（金利上昇リスク、金利低下リスク）を回避（ヘッジ）する手段の一つとして利用されています。

連結情報

労金連の子会社は、株式会社労金カードサービス1社です。株式会社労金カードサービスは、連結財務諸表等の作成にあたって連結対象とした子会社です。

労金連および子会社の主要な事業の内容および組織の構成

名 称	事業区分	主要な事業の内容	支配関係	連結の区分
 株式会社 労金カードサービス	金融関連 業 務	クレジットカード業務 リース業務 損害保険代理業務	子会社	対象
	従属業務	管理受託業務 商品販売業務 事務代行業務		

子会社の概要

(2020年6月30日現在)

名 称	株式会社 労金カードサービス
事務所の所在地	東京都千代田区神田猿樂町2丁目1番14号
資本金	495百万円
設立年月日	1983年8月20日
代表者	代表取締役社長 幸 彰
役職員数	44名
労金連議決権比率	87.33%
子会社等議決権比率	—%



<http://www.rokincardservice.co.jp/>



労金連および子会社の事業の概況

主要勘定	純資産	労金連と株式会社労金カードサービスを連結した結果、利益剰余金は前期末比55億円増加の1,787億円、出資金は前期末同額の1,200億円となり、純資産は3,787億円となりました。
	預 金	労金連預金のうち、連結対象子会社からの預金を相殺消去しました。期末残高は、前期末比948億円減少の7兆2,945億円となりました。
	有価証券	労金連の連結対象子会社に対する投資額と対象子会社の資本を相殺消去しました。期末残高は、前期末比5,185億円増加の4兆7,721億円となりました。
	貸出金	労金連および連結対象子会社の貸出金を連結し、労金連の連結対象子会社に対する貸出金を相殺消去しました。期末残高は、前期末比661億円減少の2兆5,454億円となりました。
損益の状況		経常収益は前年度比62億円減少の656億円、経常費用は前年度比72億円減少の511億円となりました。この結果、経常利益は前年度比9億円増加の144億円、税金等調整前当期純利益は前年度比10億円増加の145億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比11億円増加の121億円となりました。

労金連および子会社の主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	85,253	78,786	79,693	71,919	65,631
経常費用	61,133	58,444	61,659	58,425	51,141
経常利益	24,119	20,341	18,034	13,493	14,489
親会社株主に帰属する 当期純利益	20,051	16,760	15,091	10,977	12,136
包括利益	38,553	△10,723	2,982	9,839	△21,130
純資産額	434,866	412,943	406,631	406,470	378,739
総資産額	7,191,408	8,623,316	9,986,015	10,804,332	10,731,174
連結自己資本比率	29.09%	27.74%	25.75%	25.76%	21.81%

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 連結自己資本比率について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」に基づき算定しています。

労金連グループは国内基準を採用しています。

連結財務諸表

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 1 社
会社名 株式会社労金カードサービス
- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用及び持分法非適用の子会社及び子法人等、関連法人等はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、連結決算日と一致しています。

4. のれんの償却に関する事項

該当事項はありません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金（利益）処分に基づいて作成しています。

連結貸借対照表（資産の部）

（単位：百万円）

科 目	2018年度末	2019年度末
（資産の部）		
現金	0	0
預け金	3,577,949	3,017,525
コールローン及び買入手形	20,000	75,000
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	－	－
金銭の信託	5,608	4,964
商品有価証券	－	－
有価証券	4,253,573	4,772,157
貸出金	2,611,639	2,545,452
外国為替	－	－
その他資産	318,907	300,667
有形固定資産	11,362	10,771
建物	7,617	7,353
土地	2,101	2,101
リース資産	0	－
建設仮勘定	－	－
その他の有形固定資産	1,643	1,317
無形固定資産	5,390	4,730
ソフトウェア	5,327	4,690
のれん	－	－
リース資産	－	－
その他の無形固定資産	62	39
退職給付に係る資産	－	－
繰延税金資産	－	－
再評価に係る繰延税金資産	－	－
債務保証見返	－	－
貸倒引当金	△98	△95
資産の部 合計	10,804,332	10,731,174

連結貸借対照表（負債及び純資産の部）

（単位：百万円）

科 目	2018年度末	2019年度末
（負債の部）		
預金	7,389,382	7,294,535
譲渡性預金	184,882	201,796
借入金	1,555,700	1,544,000
コールマネー及び売渡手形	200,000	－
売現先勘定	－	－
債券貸借取引受入担保金	977,322	1,087,065
コマーシャル・ペーパー	－	－
外国為替	－	－
その他負債	45,523	192,989
代理業務勘定	－	－
賞与引当金	243	243
役員賞与引当金	－	－
退職給付に係る負債	2,665	2,331
役員退職慰労引当金	57	78
その他の引当金	39	40
特別法上の引当金	－	－
繰延税金負債	42,045	29,355
再評価に係る繰延税金負債	－	－
債務保証	－	－
負債の部 合計	10,397,862	10,352,435
（純資産の部）		
出資金	120,000	120,000
優先出資申込証拠金	－	－
資本剰余金	0	0
利益剰余金	173,179	178,715
処分未済持分	－	－
自己優先出資	－	－
自己優先出資申込証拠金	－	－
会員勘定 合計	293,180	298,716
その他有価証券評価差額金	113,302	80,065
繰延ヘッジ損益	△0	2
土地再評価差額金	－	－
為替換算調整勘定	－	－
退職給付に係る調整累計額	△208	△245
その他の包括利益累計額合計	113,093	79,822
新株予約権	－	－
非支配株主持分	196	200
純資産の部 合計	406,470	378,739
負債及び純資産の部 合計	10,804,332	10,731,174

（注）あわせて、連結貸借対照表注記（117ページ～）をご覧ください。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年度	2019年度
経常収益	71,919	65,631
資金運用収益	41,900	40,147
貸出金利息	496	453
預け金利息	1,514	1,513
コールローン利息及び買入手形利息	4	1
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	39,884	38,145
その他の受入利息	1	33
役務取引等収益	27,942	23,431
その他業務収益	1,787	1,977
その他経常収益	288	74
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	—
その他の経常収益	288	74
経常費用	58,425	51,141
資金調達費用	20,344	18,577
預金利息	20,120	18,306
譲渡性預金利息	131	162
借入金利息	3	4
コールマネー利息及び売渡手形利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	88	104
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,166	1,274
その他業務費用	1,304	2,152
経費	35,025	28,258
その他経常費用	584	878
貸倒引当金繰入額	24	5
その他の経常費用	559	873
経常利益	13,493	14,489

(単位：百万円)

科 目	2018年度	2019年度
特別利益	－	98
固定資産処分益	－	－
負ののれん発生益	－	－
その他の特別利益	－	98
特別損失	12	31
固定資産処分損	12	15
減損損失	－	－
その他の特別損失	－	16
税金等調整前当期純利益	13,481	14,556
法人税、住民税及び事業税	2,377	2,353
法人税等調整額	124	63
法人税等合計	2,502	2,417
当期純利益	10,979	12,139
非支配株主に帰属する当期純利益	1	3
親会社株主に帰属する当期純利益	10,977	12,136

(注) あわせて、連結損益計算書注記（121ページ）をご覧ください。

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	2018年度	2019年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	305	305
資本剰余金増加高	－	－
増資による持分の増加	－	－
資本剰余金減少高	－	－
資本剰余金期末残高	305	305
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	172,201,858	173,179,780
利益剰余金増加高	10,977,922	12,136,004
親会社株主に帰属する当期純利益	10,977,922	12,136,004
利益剰余金減少高	10,000,000	6,600,000
配当金	10,000,000	6,600,000
利益剰余金期末残高	173,179,780	178,715,785

連結貸借対照表注記

労金連は以下「本会」といい、労金連グループは以下「本会グループ」といいます。

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 一部の外貨建債券（その他有価証券）に係わる為替変動リスクの相殺を目的に、ヘッジ対象を契約単位で識別する個別ヘッジを実施しております。

ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づいて、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の評価差額の認識時点をヘッジ対象である資産の損益認識時点と同一にする繰延ヘッジによる会計処理を行っております。

これは、本会の「2019年度リスク管理方針」に基づいて個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の償還時における為替変動リスクをヘッジすることを目的とするものであります。

なお、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

6. 固定資産の減価償却の方法

(1) 本会の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、本会の定める決算経理規程に基づきそれぞれ次のとおり償却しております。

建物（本館、社宅）	定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は3年～50年であります。
建物（事務センター）	定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は6年～60年であります。
その他	定額法（利用可能期間による耐用年数を使用）を採用しております。 また、主な耐用年数は4年～20年であります。

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、本会グループ利用のソフトウェアについては、本会及び連結される子会社で定める利用可能期間に基づいて償却しております。主要な償却年数は5年であります。

7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

8. 本会の外貨建資産・負債は連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 本会の貸倒引当金は、本会の定める資産査定基準及び決算経理規程に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権（以下「債権」とは、貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権をいう）については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づいた引当額を引当てることとしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

すべての債権は本会の定める資産査定基準に則り本会各々が第一次査定を、統合リスク管理部が第二次査定を実施し、当該部から独立した監査部が査定監査を行っており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

本会の引当基準は、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に基づいて定めております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。

10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により算出した額を損益処理

(2) 数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

確定拠出年金制度への移行

本会は、平成31年4月1日に職員（嘱託等職員及び臨時職員を除く）の退職給付制度の一部を確定拠出年金に移行しております。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。

なお、この制度移行による退職給付制度終了益98百万円を、特別利益に計上しております。

また、嘱託職員の退職慰労金の支払いに備えるため、嘱託職員就業規則に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 本会及び連結される子会社の消費税及び地方消費税は税込方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権 1百万円
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 12,687百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額はあります。
18. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額は88百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は0百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3ヵ月以上延滞債権」に該当しないものであります。
- 21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計は102百万円であります。

なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. ローン・パーティシペーションについては、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づき、原債務者に対する貸出金として会計処理していますが、連結決算日における残高はありません。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	2,375,800百万円
貸出金	548,885百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	1,087,065百万円
借入金	1,544,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券23,331百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は118百万円であります。

24. 出資1口当たりの純資産額 315,449円22銭
25. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本会グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

本会グループが保有する金融資産は、主として有価証券です。主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、貸出金は主に日本国政府及び全国にある13の労働金庫向けであります。

一方、金融負債はそのほとんどが全国にある13の労働金庫からの預金であり、すべて固定金利の預金です。金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されており、為替予約取引を行うことにより当該リスクを回避しています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

本会グループは、取引先の信用状態の調査を基に与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する与信管理と、信用リスクが顕在化した場合のリスク量を統計的な手法で計測する信用VaRによりモニタリングすることなどで、信用リスクを管理しております。

与信管理は、信用リスクに関する管理諸規程に従い各部が管理しており、与信管理の状況を統合リスク管理部がチェックし、算出した信用VaRと合わせて経営管理委員会及び常務会に報告を行っております。

また、連結会計年度ごとにリスク資本を信用リスクに配賦しており、月次で信用VaRとの対比を行うことで、信用リスクをコントロールする態勢を整備し運営しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

本会グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等を定めており、理事会において決定されたリスク管理方針に基づき、経営管理委員会及び常務会においてリスク管理状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には統合リスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、総合企画部のALM報告と合わせて月次で経営管理委員会及び常務会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

本会グループは、価格変動リスクが顕在化した場合のリスク量を統計的な手法で計測する市場VaRによりモニタリングすることなどで、市場リスクを管理しております。また、市場環境や財務状況などのモニタリングを行い、これらの情報を統合リスク管理部が経営管理委員会及び常務会に報告を行っております。

なお、年度ごとにリスク資本を市場リスクに配賦しており、算出された市場VaRとの対比を行うことで、市場リスクをコントロールする態勢を整備し運営しております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価及び事務管理に関する部門を分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引実施基準に基づき実施されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

本会グループでは、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaR等により計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

本会グループのVaRは分散共分散法（保有期間：満期保有目的の債券及び一部の定期預金120営業日、その他の資産及び負債60営業日、信頼区間：99%、観測期間：1,250営業日）により算出しており、令和2年3月31日現在で本会グループの市場リスク量（損失額の推計値）は全体で63,024百万円であります。

なお、本会グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

本会グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	3,017,525	3,017,525	－
(2) コールローン	75,000	75,000	－
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	778,595	778,823	227
その他有価証券	3,991,419	3,991,419	－
(4) 貸出金	2,545,452		
貸倒引当金(*1)	△95		
	2,545,357	2,545,363	6
金融資産計	10,407,897	10,408,131	233
(1) 預金	7,294,535	7,330,450	35,915
(2) 譲渡性預金	201,796	201,796	0
(3) 借入金	1,544,000	1,544,000	－
(4) 債券貸借取引受入担保金	1,087,065	1,087,065	－
金融負債計	10,127,397	10,163,312	35,915
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(24)	(24)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	－
デリバティブ取引計	(21)	(21)	－

（注）時価には、既に損益認識し連結貸借対照表に計上されている下記の未収利息及び未払利息に相当する金額が含まれています。

（未収利息） 貸出金 14百万円

（未払利息） 預金 18,128百万円、譲渡性預金 80百万円

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

債券は取引所の価格、業界団体の公表した価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、投資信託委託会社の公表する基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。株式は取引所の価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、本会及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ、金利オプション）であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)	
区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	16
投資事業有限責任組合出資金(*2)	2,126
合 計	2,142

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 投資事業有限責任組合出資金については、組合の財産に非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるものが含まれることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
預け金	55,023	-	-	-	-	-	2,962,501
コールローン	75,000	-	-	-	-	-	-
有価証券							
満期保有目的の債券	604,536	95,493	74,970	797	198	2,576	-
国債	-	-	-	-	-	-	-
地方債	23,053	10,517	9,659	797	198	1,076	-
短期社債	506,000	-	-	-	-	-	-
社債	75,483	84,976	65,311	-	-	1,500	-
外国証券	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち 満期があるもの	588,523	995,005	612,297	261,073	396,697	815,874	-
国債	176,300	203,800	46,000	49,000	171,000	507,500	-
地方債	136,347	269,433	88,233	35,788	15,979	37,935	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-
社債	169,694	301,648	272,628	101,900	148,000	268,579	-
外国証券	97,734	203,635	189,714	65,156	26,119	-	-
その他	8,447	16,488	15,721	9,229	35,599	1,859	-
貸出金	1,386,883	965,406	151,404	10	24	41,722	-
合 計	2,709,967	2,055,905	838,671	261,881	396,919	860,173	2,962,501

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
預金	2,766,491	1,942,568	1,585,338	309,200	111,100	-	579,836
譲渡性預金	200,296	1,500	-	-	-	-	-
借入金	1,159,000	385,000	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	1,087,065	-	-	-	-	-	-
合 計	5,212,853	2,329,068	1,585,338	309,200	111,100	-	579,836

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

以下の表には、貸借対照表の有価証券のほか、「預け金」の中の譲渡性預け金が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	45,367	45,811	444
	短期社債	-	-	-
	社債	136,988	137,084	95
	外国証券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小 計	182,356	182,896	540
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	505,982	505,982	-
	社債	90,256	89,944	△312
	外国証券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小 計	596,239	595,926	△312
合 計		778,595	778,823	227

(注) 時価は、当連結会計年度末における市場価格等に基づいております。

(2) その他有価証券

(単位: 百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	27,473	15,515	11,958
	債券	2,879,232	2,779,625	99,607
	国債	1,046,877	983,984	62,892
	地方債	571,819	563,635	8,183
	短期社債	—	—	—
	社債	937,356	924,532	12,824
	外国証券	323,179	307,472	15,706
	その他	82,372	68,027	14,345
	小 計	2,989,079	2,863,167	125,911
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,137	7,175	△1,037
	債券	895,660	905,718	△10,058
	国債	198,591	200,098	△1,506
	地方債	21,936	22,351	△414
	短期社債	—	—	—
	社債	400,971	403,915	△2,944
	外国証券	274,161	279,353	△5,192
	その他	155,542	159,785	△4,243
	小 計	1,057,339	1,072,678	△15,339
合 計		4,046,419	3,935,846	110,572

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づいております。

2. 有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。なお、当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための合理的な基準については、時価の下落率のほか、対象発行体の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる株式については発行体における財政状態の悪化等の要件を勘案し、減損処理の要否を検討しております。

28. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

29. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

なお、投資信託の解約も含んでおります。

(単位: 百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,274	69	463
債券	36,144	1,161	1,539
国債	17,124	957	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	979	1	—
外国証券	18,039	202	1,539
その他	4,822	—	152
合 計	42,240	1,230	2,155

30. 当連結会計年度に、保有目的区分を変更した有価証券はありません。

31. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券は41,632百万円です。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

32. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、218,603百万円であります。

このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が218,603百万円あります。

33. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

積立型制度の退職給付債務	5,173 百万円
年金資産(時価)	△2,849
小 計	2,324
非積立型制度の退職給付債務	6
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,331
退職給付に係る負債	2,331
退職給付に係る資産	—

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は以下のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△423 百万円
未認識過去勤務費用	84
合 計	△338

連結損益計算書注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資一口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 10,113円33銭

3. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金:	百万円
当期発生額	△46,748
組替調整額	771
税効果調整前	△45,976
税効果額	12,739
その他有価証券評価差額金	△33,236

繰延ヘッジ損益:

当期発生額	3
組替調整額	1
資産の取得原価調整額	—
税効果調整前	4
税効果額	△1
繰延ヘッジ損益	3

退職給付に係る調整累計額:

当期発生額	△173
組替調整額	122
税効果調整前	△51
税効果額	14
退職給付に係る調整累計額	△36
その他の包括利益合計	△33,270

不良債権の状況（連結）

リスク管理債権の状況（連結）

2019年度末の労金連およびその子会社等の総貸出金残高のうち、「破綻先債権」額は3百万円、「延滞債権」額は85百万円、「3ヵ月以上延滞債権」額は13百万円、「貸出条件緩和債権」額は百万円未満となっています。

(単位：百万円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / A
破綻先債権	2018年度末	3	—	3	100.0
	2019年度末	3	—	3	100.0
延滞債権	2018年度末	88	—	78	88.9
	2019年度末	85	—	74	87.5
3ヵ月以上延滞債権	2018年度末	11	—	3	32.1
	2019年度末	13	—	4	35.6
貸出条件緩和債権	2018年度末	0	—	0	31.0
	2019年度末	0	—	0	33.4
合 計	2018年度末	103	—	85	82.8
	2019年度末	102	—	83	80.9

- (注) 1. 「担保・保証(B)」とは、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」のうち、優良担保や優良保証または一般担保や一般保証により回収が可能と見込まれる金額です。
2. 「貸倒引当金(C)」とは、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てたもので、貸借対照表の残高より少なくなっています。

報酬等に関する事項（連結）

対象役員

主要な連結子法人等を含む労金連グループにおける報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、労金連の常勤理事および労金連の常勤監事が該当します。

対象役員に対する報酬等は、役位ごとの役割と責務に応じて支払う「報酬」および在任期間中の職務執行および功労の対価として退任時に支払う「退職手当金」で構成されています。

なお、下記1. ～4. につきましては、単体で記載した内容と相違ありませんので、(単体) (104ページ)をご覧ください。

1. 報酬体系の概要
2. 報酬額の決定に関する方針
3. 2019年度における対象役員に対する報酬等の総額
4. その他

対象職員等

主要な連結子法人等を含む労金連グループにおける報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、労金連の非常勤役員、労金連の執行役員、労金連の職員、労金連の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、労金連およびその主要な連結子法人等の業務の運営および財産の状況に重要な影響を与える者が該当します。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2. 「主要な連結子法人等」とは、労金連の連結子法人等のうち、労金連の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2019年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
4. 2019年度において、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

連結セグメント情報

連結会社は、金融業以外に一部でリース業務、商品販売業務等を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人 (2020年7月現在)



事務所の所在地	124
全国〈ろうきん〉のお問い合わせ先一覧	125
索引	126



事務所の所在地

労働金庫連合会

〒101-0062

千代田区神田駿河台2-5-15 労働金庫会館内
TEL 03-3295-9322 (代)

統合リスク管理部	TEL 03-3295-9335	FAX 03-3295-9328
総務部	TEL 03-3295-9322	FAX 03-3295-9353
総合企画部	TEL 03-3295-9332	FAX 03-3295-9328
資金管理部	TEL 03-3295-8002	FAX 03-3295-9394
事務部	TEL 03-3295-9331	FAX 03-3295-8010
資金運用部	TEL 03-3295-9334	FAX 03-3295-9397
施設管理部	TEL 03-3295-9317	FAX 03-3295-9353

〒550-8538

大阪市西区江戸堀1-12-1 近畿労働金庫肥後橋ビル内

大阪オフィス	TEL 06-6449-6861	FAX 06-6449-6863
--------	------------------	------------------

〒101-0062

千代田区神田駿河台2-9 昇龍堂ビル内

監査部	TEL 03-3293-2365	FAX 03-3293-2366
コンプライアンス部	TEL 03-3295-9032	FAX 03-3295-9310
業務部	TEL 03-3293-2360	FAX 03-3295-6738
金庫モニタリング部	TEL 03-3293-1628	FAX 03-3293-2218
営業推進部	TEL 03-3295-9341	FAX 03-3295-8039
財形部	TEL 03-3295-9321	FAX 03-3295-8005
監事会事務局	TEL 03-3293-1624	FAX 03-3293-2366

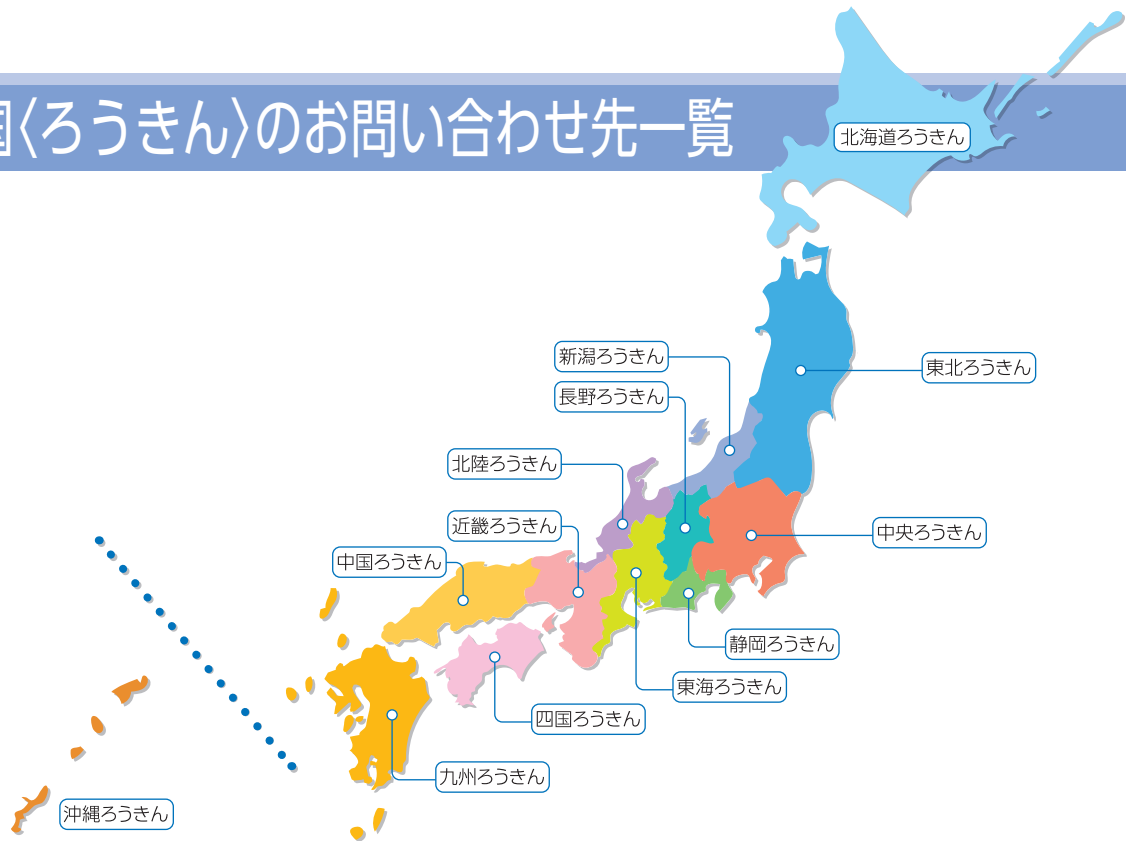
〒900-0029

那覇市旭町1-9 沖縄県労働金庫 本店ビル2F

沖縄オフィス	TEL 098-866-1955	FAX 098-866-1956
--------	------------------	------------------



全国〈ろうきん〉のお問い合わせ先一覧



()内は事業地区

北海道労働金庫 (北海道ろうきん)

TEL 0120-510-926
〒060-0001 札幌市中央区北1条西5-3-10
<https://www.rokin-hokkaido.or.jp/>

東北労働金庫 (東北ろうきん)

TEL 0120-191-962
(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)
〒980-0023 仙台市青葉区北目町1-15
<https://www.tohoku-rokin.or.jp/>

中央労働金庫 (中央ろうきん)

TEL 0120-866-956
(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨)
〒101-0062 千代田区神田駿河台2-5
<https://chuo.rokin.com/>

新潟県労働金庫 (新潟ろうきん)

TEL 0120-191-880
〒951-8565 新潟市中央区寄居町332-38
<https://www.niigata-rokin.or.jp/>

長野県労働金庫 (長野ろうきん)

TEL 0120-606-150
〒380-0838 長野市県町523
<https://www.nagano-rokin.co.jp/>

静岡県労働金庫 (静岡ろうきん)

TEL 0120-609-123
〒420-0851 静岡市葵区黒金町5-1
<https://shizuoka.rokin.or.jp/>

北陸労働金庫 (北陸ろうきん)

TEL 076-231-8000
(富山・石川・福井)
〒920-8552 金沢市芳斉2-15-18
<https://hokuriku.rokin.or.jp/>

東海労働金庫 (東海ろうきん)

TEL 0120-226-616
(愛知・岐阜・三重)
〒460-0007 名古屋市中区新栄1-7-12
<https://tokai.rokin.or.jp/>

近畿労働金庫 (近畿ろうきん)

TEL 0120-191-968
(滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山・兵庫)
〒550-8538 大阪市西区江戸堀1-12-1
<https://www.rokin.or.jp/>

中国労働金庫 (中国ろうきん)

TEL 0120-863-760
(鳥取・島根・岡山・広島・山口)
〒732-0827 広島市南区稲荷町1-14
<https://www.chugoku-rokin.or.jp/>

四国労働金庫 (四国ろうきん)

TEL 0120-505-690
(徳島・香川・愛媛・高知)
〒760-0011 高松市浜ノ町72-3
<https://www.shikoku-rokin.or.jp/>

九州労働金庫 (九州ろうきん)

TEL 0120-796-210
(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島)
〒810-0074 福岡市中央区大手門3-3-3
<https://kyusyu-rokin.com/>

沖縄県労働金庫 (沖縄ろうきん)

TEL 0120-602-040
〒900-0029 那覇市旭町1-9
<https://www.okinawa-rokin.or.jp/>

全国労働金庫協会 (労金協会)

TEL 03-3295-6721
〒101-0062 千代田区神田駿河台2-5-15
<https://all.rokin.or.jp/>

労働金庫連合会 (労金連)

TEL 03-3295-9322
〒101-0062 千代田区神田駿河台2-5-15
<http://www.rokinren.com/>

インターネットでも情報がご覧いただけます。 **労金連Webサイト** <http://www.rokinren.com/>

索引

【労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目】

〔労働金庫法施行規則第114条による開示項目〕

1. 労金連の概況及び組織に関する事項

(1) 事業の組織	70
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	71
(3) 会計監査人の氏名又は名称	122
(4) 事務所の名称及び所在地	124
(5) 労働金庫代理業者に関する事項	該当なし

2. 労金連の主要な事業の内容 62～67

3. 労金連の主要な事業に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	18～19
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	20
① 経常収益	20
② 経常利益又は経常損失	20
③ 当期純利益又は当期純損失	20
④ 出資総額及び出資総口数	20
⑤ 純資産額	20
⑥ 総資産額	20
⑦ 預金残高	20
⑧ 貸出金残高	20
⑨ 有価証券残高	20
⑩ 単体自己資本比率	20
⑪ 出資に対する配当金	20
⑫ 職員数	20
⑬ 信託報酬	該当なし
⑭ 信託勘定貸出金残高	該当なし
⑮ 信託勘定有価証券残高	該当なし
⑯ 信託財産額	該当なし
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	84～85、105～107
① 主要な業務の状況を示す指標	84～85
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	
イ. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	
ウ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	
エ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや（総資金利ざや）	
オ. 受取利息及び支払利息の増減	
カ. 総資産経常利益率	
キ. 総資産当期純利益率	
② 預金に関する指標	105
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
③ 貸出金等に関する指標	85、106
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	106
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	106
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	106
エ. 使途別の貸出金残高	106
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	106
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	85
④ 有価証券に関する指標	85、107
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	107
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	107
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	107
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	85

4. 労金連の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制	52～55、60
(2) 法令遵守（コンプライアンス）の体制	56～59
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	12、26～30
(4) 銀行法第12条の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	42

5. 労金連の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 74 ~ 82
- (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 101
 - ① 破綻先債権に該当する貸出金
 - ② 延滞債権に該当する貸出金
 - ③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
- (3) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額 該当なし
- (4) 自己資本の充実の状況(平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号に定める開示項目) 86 ~ 94
- (5) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 108 ~ 110
 - ① 有価証券 108 ~ 109
 - ② 金銭の信託 109
 - ③ 労働金庫法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引 110
- (6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 92
- (7) 貸出金償却の額 92
- (8) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について
会計監査人の監査を受けている旨 77

6. 労金連の報酬等に関する事項

- (平成24年金融庁・厚生労働省告示第4号に定める開示項目) 104

〔労働金庫法施行規則第115条による開示項目〕

1. 労金連及びその子会社等の概況に関する事項

- (1) 労金連及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 111
- (2) 労金連の子会社等に関する事項 111
 - ① 名称
 - ② 主たる営業所又は事務所の所在地
 - ③ 資本金又は出資金
 - ④ 事業の内容
 - ⑤ 設立年月日
 - ⑥ 労金連が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
 - ⑦ 労金連の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

2. 労金連及びその子会社等の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 112
- (2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標 112
 - ① 経常収益
 - ② 経常利益又は経常損失
 - ③ 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失
 - ④ 包括利益
 - ⑤ 純資産額
 - ⑥ 総資産額
 - ⑦ 連結自己資本比率

3. 労金連及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

- (1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 113 ~ 121
- (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 122
 - ① 破綻先債権に該当する貸出金
 - ② 延滞債権に該当する貸出金
 - ③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
- (3) 自己資本の充実の状況(平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号に定める開示項目) 86 ~ 88、95 ~ 100
- (4) 労金連及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの 122

4. 労金連及びその子会社等の報酬等に関する事項

- (平成24年金融庁・厚生労働省告示第4号に定める開示項目) 122

【金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」】

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	101
2. 危険債権	101
3. 要管理債権	101
4. 正常債権	101

【労金連の自主開示項目】

1. 概況等	
(1) 第9期中期経営計画	32～33
(2) 2020年度事業計画	33
(3) 経営方針	34
(4) 業務の適正を確保するための体制	35～37
(5) 経営体制	51
(6) 役員の所属団体等	71
(7) 執行役員	71
(8) 職員の状況	72
(9) 会員の内訳	72
(10) 出資会員	72
(11) 出資配当等	83
2. 経理・事業内容	
(1) 経常費用	20
(2) 純資産の内訳	83
(3) 利益率	84
(4) 常勤役職員1人当たり預金残高	85
(5) 1店舗当たり預金残高	85
(6) 常勤役職員1人当たり貸出金残高	85
(7) 1店舗当たり貸出金残高	85
3. 資金調達	
(1) 預金科目別残高	105
(2) 預金者別内訳	105
4. その他の業務	
(1) 内国為替取扱実績	65
(2) 国債窓販残高の推移	67
(3) 投信窓販純資産残高の推移	67
5. 労金連及びその子会社等に関する事項	
(1) 経常費用	112
6. その他	
(1) 労金連・全国労働金庫の概要	1
(2) 沿革・あゆみ	15～16
(3) トピックス	21～24
(4) お客さま本位の業務運営に関する方針	38～40
(5) 労金連のESG投融资原則	41
(6) 顧客保護等管理方針	42
(7) 個人情報保護の取組み	43～44
(8) 利益相反管理方針の概要	45
(9) 金融円滑化の取組み	46
(10) 反社会的勢力に対する基本方針	47
(11) 金融商品に関する勧誘方針	47
(12) 確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針	47
(13) 証券業務に関する倫理コード	48～49
(14) 労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針	49～50
(15) 総合事務センターの概要	68
(16) 資産査定に係る各種基準の比較表	102～103

凡 例

1. 表示方法

金額

- 各表に表示した金額は単位未満の端数を切り捨てて記載しています。
- 合計と内訳がある場合、それぞれ切り捨てて記載していますので、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

諸比率・諸利回り

- 各表上の諸比率・諸利回りは円単位の計数を使用して算出し、小数点第1位表示の場合は小数点第2位を、小数点第2位表示の場合は小数点第3位を切り捨てて記載しています。
ただし、監督官庁に報告している数値はそのまま記載しています。
- 合計と内訳がある場合、それぞれ切り捨てて記載していますので、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

2. 記載例

- 「 0 」 単位未満の数字がある場合
- 「 - 」 該当数字がない場合
- 「 △ 」 マイナス値の場合

3. その他

全国〈ろうきん〉の数値は速報値です。

労働金庫連合会2020

2020年7月発行

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台 2-5-15

労働金庫連合会 総合企画部

TEL 03-3295-9332

<http://www.rokinren.com/>

R ろうきん

